

令和 2 年 10 月 定 例 会
予算決算委員会記録 【決算の部】

令和 2 年 10 月 16 日 午前 11 時 00 分
全員協議会室

- 付託案件
- 決算第 1 号 令和元年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を
求めることについて
 - 決算第 2 号 令和元年度有田市国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定を求めることについて
 - 決算第 3 号 令和元年度有田市初島財産区特別会計歳入歳出決算の
認定を求めることについて
 - 決算第 4 号 令和元年度有田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定を求めることについて
 - 決算第 5 号 令和元年度有田市介護保険特別会計歳入歳出決算の
認定を求めることについて
 - 決算第 6 号 令和元年度有田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定を求めることについて
 - 決算第 7 号 令和元年度有田市上水道事業会計剰余金の処分及び
決算の認定を求めることについて
 - 決算第 8 号 令和元年度有田市立病院事業会計決算の認定を求め
ることについて

出席委員 岡田行弘委員長・中西登志明副委員長
浜口元司委員・西口正助委員・福永広次委員・宇野博治委員
堀川 明委員・中谷桂三委員・児嶋清秋委員・池田敦城委員
上山寿示委員・小西敬民委員・成川 満委員・上野山善久委員

生駒三雄議長

経営管理部 嶋田博之経営管理部長・大松満至経営管理部理事
喜多俊充経営管理部参事・山本芳規経営企画課長
上田敏寛防災安全課長・石井滝称秘書広報課長
御前一晃総務課長・上野山猶哉総務課主幹
吉野清誠まちづくり係長・谷中祐子財政係長
伊藤めぐみ人事係長・上村泰広総務係長

市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・馬倉三喜市民課長
石井哲也生活環境課長・松村尚彦福祉課長
南村尚史福祉相談室長・桃井克博健康課長

若松伸行高齢介護課長・上野山緑市民係長
宮崎仁美生活環境係長・吉野有美子ども係長
前川加津福祉相談係長・田中育美保険年金係長
梶谷まりえ保健指導係長・福田典久介護保険係長
石井義人高齢者支援係長・網谷彰洋民生係長
経済建設部 河野孝司経済建設部長・鈴木順一経済建設部理事
佐原直樹庶務係長・児嶋信毅工務係長
嘉藤峰征建築住宅係長・櫻村肇ふるさと創生係長
水道事務所 江川敦夫所長・北野宏幸水道課長

出納室 森川直子会計管理者
教育委員会 谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育委員会参事
消防本部 嶋田富司消防長・尾藤海男樹総務課長
宮井庸次企画係長
市立病院 神保佳紀病院事務長・石井絹代庶務課長

議会事務局 田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記

再開 午前11時00分

決算第1号、令和元年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を 求めることについて

歳入関係の説明

喜多参事： 第1款 市税の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。

この件について、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

喜多参事： 第2款 地方譲与税の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。

この件について、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

喜多参事： 第3款 利子割交付金の説明

- 岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

喜多参事： 第4款 配当割交付金の説明

- 岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

喜多参事： 第5款 株式等譲渡所得割交付金の説明

- 岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

山本課長： 第6款 地方消費税交付金の説明

- 岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

山本課長： 第7款 自動車取得税交付金の説明

- 岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

山本課長： 第8款 環境性能割交付金の説明

- 岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

山本課長： 第9款 地方特例交付金の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。

この件について、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

山本課長： 第10款 地方交付税の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。

この件について、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

山本課長： 第11款 交通安全対策特別交付金の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。

この件について、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

山本課長： 第12款 分担金及び負担金の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。

この件について、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

山本課長： 第13款 使用料及び手数料の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。

この件について、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

山本課長： 第14款 国庫支出金の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

○委員： なし。

山本課長： 第15款 県支出金の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

○委員： なし。

山本課長： 第16款 財産収入の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

○委員： なし。

山本課長： 第17款 寄付金の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

○委員： なし。

山本課長： 第18款 繰入金の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

○児嶋委員： ふるさと応援寄付金は約35億円ですが、実際は市にどれくらい残りますか。

○鈴木理事： 実際の手元の残りは約半分程度でございます。

○児嶋委員： 本当に半分程度残るのですか。3割ほど色々な事業者に手数料を支払って、半分程度残りますか。

○鈴木理事： 事業者に対しては3割の支払い。他にもサイトの手数料や配送料などを差し引きまして、手元に残るのが約半分になります。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

山本課長： 第19款 繰越金の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

○委員： なし。

山本課長： 第20款 諸収入の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

○委員： なし。

山本課長： 第21款 市債の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。
この件について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

○委員： なし。

○岡田委員長： ないようですので、以上で歳入の関係部分の審議、審査が終わりました。
続けて歳出に入りますので説明員の移動をお願いします。

それでは次に令和元年度一般会計の決算歳出の関係部分、第2款総務費の説明を願います。

○山本課長： 歳出 第2款 総務費の全般の説明

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○岡田委員長： 休憩前に引き続き会議を開きます。
第2款の説明を継続します。

- 御前課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 石井課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 山本課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 上田課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 喜多参事： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 鈴木理事： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 馬倉課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 大谷局長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 松村課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 河野部長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明

○岡田委員長：説明は終わりました。総務費決算書について、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

○池田委員：あまり細かいことは良いとして、いつも申し上げていますが、予算額に対して執行済額の部分について、大幅に予算額に対して執行済額が違うものがあるのですが、その辺について嶋田部長、どのように考えていますか。

○嶋田部長：予算というのは年間の計画でございますので、その計画に基づいて予算執行するというのが本来でございます。そういう意味では、予算に近い形での執行というのが適正なのかも分かりませんが、状況の変化でありますとか、物によっては入札等で予算額から不用額が生じてくるとか、いろいろな要因もございます。

そういうことで、必ずしも予算どおりにいかないケースが多いということで、こういう結果になっているかと考えております。

ただ、いずれにしても予算を立てる段階で、その時点でのできるだけの正確な見積りというのをやって予算を立てていくということが今後も求められると思いますので、その点は気をつけてまいりたいと思っております。

以上です。

○池田委員：入札等によってその金額に差が出るのは仕方ないということも理解できるのですが、我々の立場からすると、予算書の款、項、目のところが主体になり、節、説明まで踏み込むのはいかがなものかと私は思っていますが、もちろん厳しくチェックするためには節、説明まで見なくてははいけません。例えば、23ページ、この主要施策、職員研修費、もちろん、優秀な職員を育てるためには研修も大事な一つの施策であろうかと思うのですが、予算額に対して執行済額、約200万円の差があると思えます。この点について嶋田部長、いかが考えますか。

○嶋田部長：これにつきましては、年間の計画を当然立てて、それから、それぞれの職員の採用されてからの期間に応じた研修とか、あるいは市の独自の研修とか、それから外部へ行く研修とかいろいろな研修を予定しております。

その中で、計画どおりできなかつた部分というのはありますし、あと講師を招

く際には、もちろん相手方との費用のこととか、そういったことの交渉もやります。そんな中で、できるだけ安く来ていただくというようなことも、そういう努力もやっておりますので、必ずしも不用額が生じたことが悪いというふうには考えてございません。

要は中身がどれだけの効果が上がる研修ができたかとか、あるいはそれに対してどれだけの職員が参加したかとか、そっちのほうのほうがむしろ大事なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

- 池田委員： 例えば研修後の職員、受けられた職員に対してどのような研修後の対応というのか、そういったことを取り組んでおられるのか、お聞かせください。
- 御前課長： 様々な研修がございます。階層ごとに、係長、課長等対象で開催される研修もございます。それについての検証というのは、実践というのでしょうか、そこらの部分になるかとは思うのですが、あと去年、具体的な例でいいますと、去年の研修でいうと、ワンペーパー資料作成研修というのがあります。より業務を効率化させるためにスピーディーに説明ができるように、各説明するものを1枚のペーパーにまとめて、ツールであったり、グラフであったり、そういうのを駆使してスピーディーな説明ができるようにというふうなところで研修を行っておりますが、その研修とかでしたら、全ての職員が受けることができませんでしたので、その成果をもって各課、各係のほうへ伝えていくというのかな、そういうふうな研修の仕組みというのでしょうか、皆が全員受けるのじゃなくて、受けた者がそれをもってまたほかの職員に伝えて、さらなる研修の成果というのでしょうか、受けたことをより理解を深める、また、その他の職員に受けた研修内容を伝えるとか、そういうふうな受けただけで終わるというのではなしに、ほかのところへ、受けた者がほかのところへ伝えるというふうな、そういうふうな取組のほうを行っているところでございます。

以上でございます。

- 池田委員： 次、29ページの防災費、これも3,000万円、これも入札のそういったもので、これだけの予算額と執行済額の差というのが生じているのかどうか、教えてください。

- 上田課長： 今、池田委員のほうから御指摘いただきました12目防災費の不用額3,200万円ほど出てございます。この中で、一番大きいのが委託料でございます。デジタル防災行政無線の放送設備工事費に係る委託料、これがやはり入札による請負差1,000万円ほどの請負差が出てございます。約3分の1が請負差で出てございます。

あと、消耗、工事、備品等々を見ますと、やはり入札による請負差が出てございますので、その分については新たな予算の執行というのではなくて、請負差をそのまま残してございますので、総額が減っているところでございます。

以上でございます。

- 池田委員： 何が言いたいのかというとね、私も今年で10年目を迎えるのですが、

全くと言っていいほど、予算の内容にしても、決算委員会の内容にしても、あまりにも進歩がないというかね、そういうことが感じられないのですよ。

まあ、行政ってこんなものかなって思うのですが、やはり予算の査定の甘さとかいうのはどうですか、嶋田部長。

○嶋田部長： 査定については、それぞれ財政担当でやっておりますが、どうしても実際に、例えば入札へ持っていくまでの間といいますか、予算編成する時期と実際に予算が認められて翌年度に執行する段階、この時間差でありますとか、いろんな状況の変化もございまして、なかなか正確な予算編成の段階での見積りというのが難しいケースも多々ございます。

そういう意味で、査定を厳しくやっているつもりですが、やはりそこは必ずしも近似値を出せていないといいますか、そういったところはございます。

以上でございます。

○池田委員： ということは、今後もこういった形で行政は進んでいくということの捉え方でいいのかどうか、お答え願いたい。

○嶋田部長： 予算編成の段階でできるだけ正確な見積りといいますか、近似値を求めていくという、その作業を、査定も厳しくやっていくという、これは引き続き強めていきたいとは思っておりますが、その後例えば執行する段階でどうするか、これもより精査をして、できるだけ安価にできるものは安価にしていくという、そんなこともやっていきたいと思っておりますので、その差というのはもちろん努力の中で出てくるものだというふうに思っております。そういうことで執行率が高ければいいということではないというふうに、そこは、私はそういうふうに考えてございます。

以上です。

○池田委員： このような流れでも仕方ないのかなという答弁だと思うのですが、例えば防災費なんかについては大変大事な部分だと思うのです。だから、この3,000万円という不用額はいかがなものかと思う訳ですよ。確かに不用額が出ても仕方ないところはありますが。ただ、防災費とか振興費とかは、もっと予算を持ってこいよというように、これ位の金額では、まだ足りないというぐらい、やはり予算額と執行済額のこの差はいかがなものかなと思うのですが、どうでしょうか、大松理事。

○大松理事： 恐れ入ります。予算の考え方でいろいろ考え方はあると思うのですが、一つは行政の特徴といたしまして、実は総計主義という形のことがありまして、年間利用する総額をきっちり計上しなさい、補正もさせていただくのですけれども基本は補正というものはないという考え方で、1年間やる事業の費用を見積りの中で、できるだけ我々はたくさんの事業を実施する、そのイメージの中で見積りもして、確かに議員仰せのとおり、ちょっと甘いという部分はあるかもしれないですけども、例えば工事でありますとか、無線放送の設計業務、こういったことに関しては国の基準に基づいた設計費用で予算を計上させていただいておりまして、入札の結果、事業者が札を入れる金額との差額というのはどうして

も生じてしまうところでありまして、その辺の近似値を求めて、以前は見積りとは違った予算を持つということも可能であったわけですが、国のほうの指導も、業者の今の厳しい状況からきっちり入札に関しても必要な額を準備しろという、そういう指導もありまして、いろんなことを鑑み、おっしゃっていただいた最終決算での乖離というものに関しては非常に心苦しいところはあるのですが、予算総計主義の中で今は取組をさせていただいているということでございます。

失礼します。

○池田委員： 委員会で決算認定を求める、いろんな考え方はあろうかと思うのですが、やはり我々議会としても認定をしていく立場なので、今回よりも次回、より、なるほどなというふうな予算に対しての決算、使ったお金、納得できるな、これは仕方ないなというふうに少しでも近づけていかなければ、何のためにこのように毎回毎回、やっているのか、意味がなくなってくる。

先ほども職員の研修会、研修はいいことだと思うのですよ。これは自分の意見で悪いのですが、必要だなと思う研修は行ったらいいと思うのですが、何でもかんでも行ったらいいというものでもないだろうし、行った限りは役に立つような研修に行っていたらいいなと思います。

とにかく総計予算主義の中で進んでいくのですから、なるべくそれに近く、先程も言ったように入札等で差額が出るのは仕方がないとしても、やはり必要とされるころについては、少しでも予算に近づく、一つでも多く事業ができるようにしていただきたいなと思います。

○岡田委員長： 他に御質疑ありませんか。

○児嶋委員： 成果報告書の25ページの真ん中辺りのくらしちやる矢櫃の利用者、29年、30年、令和元年と増えつつあるのだけれども、実際これ1泊か何か建屋へ泊まっていたらいい、そして実際移住されたのがこの27ページの2件とか、これはあるって捉えたらいいのですか。

○山本課長： くらしちやる矢櫃の利用者と2件の移住者っていうのは、特につながりはありません。別件でございます。

以上です。

○児嶋委員： 実際、矢櫃へ移住されたという方はどうでしょうか、おられるか。

○山本課長： 今のところございません。

○児嶋委員： 了解とします。

○岡田委員長： 他に御質疑ありませんか。

○上野山委員： 主要施策成果報告書の22ページの下段お願いします。ふるさと応援寄付ウェブサイトの委託料ということで、800万円何がしというものが計上されておりまして、これ去年の10月1日から運用開始ということで3か月ぐらい、年度だから半年ですか、半年で200万円何がしという理由がありましたけれども、これ毎年毎年のランニングコストっていうのはどれぐらいかかるのでしょうか。

○鈴木理事： 特設サイトのランニングコストにつきましては、年間約230万円程度となっております。

内訳としましては、保守業務委託料としまして200万円、セキュリティークラウドサービス利用料として30万円となっております。

○上野山委員： ありがとうございます。そうしましたら、こちらのウェブサイトから、寄付の分も増えてランニングコストが一定であれば有意義な施策だとは思いますが。ただ、この成果報告の中でちょっと気になるのが、寄付者の囲い込みを図るとともに寄付者への直接的なダイレクトメールの配信等によりふるさと納税以外の分野で関係構築の発展を目指すと、こうあるのですが、後半の部分ですね、ふるさと納税以外の分野での関係構築を目指すってあるのですけれども、これはどういったことでしょうか。

○樫村係長： 特設サイトから寄付を頂戴した際には、寄付者に対して直接メールを送っていいかというふうなヒアリング項目がございます。そこに大丈夫というふうにおっしゃっていただいた寄付者の方にはこちらから直接メール配信ができて、例えば紀文まつりですとか、その他市のイベントの広報活動にも活用できると思っておりますので、産業振興課等と共に取り組んで関係構築を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○上野山委員： そちら辺、その費用についても年間の230万円のランニングコストで件数は増えても、これは一定額と見てよろしいですか。

○樫村係長： メール配信については、特にこの予算上は、今は計上しておりません。なので必要に応じて一般的なメール配信サービスを活用するですとか、市のメールの機能を使って配信することが可能です。

以上です。

○上野山委員： そうしたら、そのふるさと納税以外の分野での関係というところは別に費用が立つという、今後は別の費用を立てるという考えでよろしいですか。

○樫村係長： 現時点では運用して半年ですので、メール配信とかいただいている寄付者の方は約30件程度にとどまっております。その場合ですと、有田市のメール配信の機能で活用できると思っておりますが、今後100件、200件と増えた場合には予算化して、一般のメール配信サービスを活用したいと考えております。

以上です。

○上野山委員： 仰せのとおり件数が増えれば、ここのふるさと納税というところだけでくくってしまうと、ちょっと後ややこしいのかなと思いますので、そこら辺は件数が増えた時点で広報、有田市の広報というところで費用を立てるのか、ちょっとそこは区別されたほうがいいのかというふうに思いましたので、御提案させていただきます。

以上です。

○岡田委員長： 他に御質疑ありませんか。

○成川委員： 先程ちょっと不用額の話が出ていたけれども、実際こうやって一般の人というのが僕らも含めて決算書見て何千万という不用額、ちょっとほんまは見栄えがものすごく悪い。やっぱり1年間の、さっき総計予算主義の話出たかな。

一応そういう予算を設定して、より大事に、より効率的に執行していく、これが一番基本なんですね。例えばこうやって年度途中で大きな落札差が出たら補正予算で減額する、どうしても時間的に、目的に合っていたら流用財源とする。そういう枠の中で、その時その時でやっぱりこうやって修正していく、そうすれば時間的にうまく行けば、こういう不用額というのはあまり出えへんのや。

ほんで何かこう、方々で不用額、これもう工事の入札をしたら、もう落ちたんやさけしゃあないわいしょ、しゃあないわいしょって、こうマンネリに行くのじゃないしに、そこで落札差が出たらもうちょっとほかに、こうやって有効に使うことないかとか、あるいはこれはもうその状況に応じて減額しとく、そうしといたらまた次の財源に充てられる。そういう何かこう、お金のない時やったら皆、年度末ぐらいに余った不用な額かき集めてきて、ほんで減額したりして何とか決算見栄えようにする時があんのやけど、今ちょっとそういうことが以前に比べたら緩んでいるような気がする。そりゃもうしゃあないしょ、別に何てことないしょ、不用額って出んねんもん、しゃああるかよ。これやっぱり大切な予算を大事に、効率的に、こうやって市民のために使うのだったら、やっぱり緊張感が足らんのかなって僕は感じんねんけど、そこら辺どうですか。ここにちょっとその辺のお二人さん座っちゃるけど。

○**嶋田部長**： 確かにおっしゃるとおりの部分はあります。財政の厳しい時であれば減額補正とか、いろんな財源を集めるとか、いろいろ努力はしていました。そういう意味では成川委員さんおっしゃる面は確かにあります。

そこはもう一回引き締めて、厳しい時であっても少し財源的にはふるさと納税等で余裕がないことはないですけれども、そんな時でも基本的には同じ姿勢でやっぱり臨むべきだと思っておりますので、今後もう少し緊張感を持って努力しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○**成川委員**： 今、嶋田部長言うたとおりに、やっぱり1年間の予算計画作る。ほんで、議会で審議する。議会でこうやって1年間のやつを基本的には、決められたことはそれをやっぱり大切に有効により効果的に使っていく。そして理想を言えば不用額を出さない。それに合うたような格好にする、そういう緊張感を持って努力してほしいと思います。

以上です。

○**児嶋委員**： 成果報告書の30ページの真ん中の防災・減災推進事業、この備蓄のアルファ米4,400食と、それと液体ミルクや粉ミルク、これ消費期限というのはいつか来ると、何年あるのかちょっと僕は存じませんが、来た場合に、その前にアルファ米なんかのおにぎりを消防フェスティバルで配るとか、そのようにやっているのかなと思っております。粉ミルクなどだったらどのように、廃棄処分する、何か利用されているのですか、お聞きしますが。

○**松村課長**： お答えいたします。

保存食、アルファ米、また飲料水については、有効に活用させていただいてお

ります。例えばアルファ米につきましては、防災訓練、地域の防災訓練等で配布をさせていただいたり、あと飲料水については、これも消費期限が過ぎてあってもトイレ用として活用できますので、別途保存しているところでございます。今おっしゃられたミルクにつきましては今後その活用の仕方を考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○児嶋委員： 了解しときます。

○岡田委員長： 他に御質疑ありませんか。

○中谷委員： 今の関連で、今回は災害用備品で693万6,744円使われているので、中身はこれで分かるんやけども、要するに市として、例えば保存食を目標何食、要するに人口当たりの例えば何日分とか、そういう目標設定値があるはずなので、それを教えていただいて、現在どういう、例えば何%完了しているかというのを教えてください。

○松村課長： 目標値についてなんですけれども、非常用保存食とパン合わせまして目標値は4万1,100食でございます。それに対して現在の備蓄数は3万6,150食となっております。

次に、非常用飲料水でございますけれども、目標値は1万3,750リッターでございます。これに対して今現在の備蓄数は1万700リットルというふうになっております。

毛布につきましては、目標値が1万1,400枚というふうになってございます。それに対して現在の備蓄数が7,487枚という形になっております。

特にミルクにつきましては、目標値という形では定めておりません。

○中谷委員： 個別の目標値はお聞きしたんやけど、例えば今現在の人口とか世帯に応じて、通常、当初は個人的には日本全国で3日間というのが大体1週間、今だったら10日から2週間とかいって各家庭の備蓄の日数が増えてきているのだけど、これ当初の目的の目標値に関しては、今の個別に目標設定された時の基本路線、例えば3日分を限定したのかとか、その辺もし分かれば教えてください。

○上田課長： 今委員おっしゃられていたように備蓄につきましては3日とか1週間とかという数字はあると思います。私ども備蓄計画の中でしておりますのは、和歌山県のほうでも出しています3日間という中で、3日間は非常食というのを考えるというのがあって、3日後に支給、支援物資が入るとというのが想定をされているところでございまして、その3日のうち1日は各自分でもらうという、各家庭でもらうというのが一つでございます。で、もう一日は県がすることになってございます。で、3日間のうちの1日分については市が対応するということでありまして、その中で避難される方というのが、県が想定をしております南海トラフ巨大地震における避難者数をもとに、ちょっと今避難者の数はちょっと忘れて申しわけございませんけれども、その方が1日食べられる分量を備蓄するというところで計画を立てているところでございます。申しわけありません。

以上でございます。

○中谷委員： 了解です。

あと今の件以外に、この決算書の方表での67ページの企画費の中で、13の委託料、市民意識調査業務委託料の255万900円、これは昨年度も、30年度かな、決算で115万5,600円使われていて、これのそういう結果をまとめられているのか、今後どういう形で市民に伝えるか考えておられるのだったら教えてください。

○山本課長： 市民意識調査業務委託料255万円ですが、こちら本年度・令和2年度に現在策定中の長期総合計画の基礎資料とするために市民アンケートをしたものでございまして、その結果を反映した計画策定を現在行っているところでございます。

以上です。

○中谷委員： それは例えばいつごろの発行予定になっていますか。

○山本課長： 昨年度の事業でございますので、3月末に結果としては納品をされてございます。

以上です。

○中谷委員： ということは、もう今の我々に配付されたということでもいいのか。

○山本課長： 現在のところは私どもの行政の資料として使用してございまして、市民の皆さんにはお配りしてございません。

以上です。

○中谷委員： ということは、市民にそういう配布はしないけれども、還元しないので市の資料として保管しているということで考えたらいいですか。

○山本課長： 今、先程申し上げました令和2年度、本年度の長期総合計画の策定のベースとするために現在使用しているところでございます。

以上です。

○中谷委員： 了解です。

○岡田委員長： 他に御質疑ありませんか。

○池田委員： さっき成川委員が質問されたことに対する答弁と、私が質問した時の答弁を比べると内容的に、聞いていることの趣旨は、同じような趣旨でたずねているのですが、そういった質問の仕方によって答弁が曖昧、変わるようなことではいかなものかと思うのですが。

このようなこと言うとまた嫌われると思うのですが、やはり認定をする側の立場からすると、成川委員が言われた、質問したことに対する答弁のほうであってもらわないと困るし、この決算書も先程も言いましたが全く変り映えがしない。主要施策報告書にしたって。やはり部長もさっきおっしゃったように、予算に関しては甘いのかなというふうな言葉があるように、もっと皆さんから預かった税金を、先ほど委員も言われたように、いかに効率的に大事に丁寧に考えて不用が出ないようにするというのを、まずお二方がもっと真剣に受け止めて、部下に対して、職員に対して厳しくしていかない限り、来年も再来年もずっと同じ。細かいところは余り見ませんが、私は9回も見てきました。だからその意識の持ち

方によって、全ったく変わってくると思うので、予算の立て方にしても、そういったところをお二方がもっと厳しく考えていただいて、今後変り映えをするように指示をしていただきたいと思います。

○岡田委員長： 今、池田委員言われたように精査のほう、しっかりよろしく願いたいと思います。

○上山委員： 先ほどから防災の話が出ていますが、主要施策の29ページ、避難誘導灯整備工事費、真ん中の方から下のほうにあって、今これは非常用バッテリー付のもの、初島地区25基とあるのですが、これ何年か前からずっとやっていて、今有田市の中で、これでもう大体終わったのかな。

○上田課長： 今、上山委員指摘のとおりでございます。平成26年度から取組んでございまして、令和元年度の初島地区をもって市内のほう一巡をして、3基に1基というところで全て終わりでございます。計241基の部分を変換したところでございます。

以上です。

○上山委員： その中で最初に建つときって自治会さんと大体幹線道路沿いとか、いろんな道の基準があったと思うのですが、実際に付いている所と、それで地区によって避難場所とか云々の中で、ここに欲しいよと言ってもそこへ付けられないとか、そのような地域の声は聞いたことがあるのですが、もう終わった中で、今後決算が終わって、さっきから言われた不用額が出ているとか、防災の中で出ているとかがあるのですが、各自治会さんからのそういう声っていうのは何か把握しておりますか。

○上田課長： 今、上山委員から指摘されたように、この事業につきましてはもう最初始まってから皆様の幹線市道ということでやってございますので、市道番号というのは2桁市道のほうへ付けさせていただいているところがメインの事業でございます。

あと、今後段の部分で各自治会から自主防災組織等とか意見というものについては聞いてございます。現在聞いているというところが認識はしているところです。

以上です。

○上山委員： やっぱり防災の中であって、細かな選定、くくりという基本、基準になっているのは分かるのですが、実際は地域の中で、ここに欲しいよ、ここにあったらという危ない所というのは、やっぱりもう少しその声というのか、今後予算組んでいく中でも計画の中へ入れてもらえたらと思うのですが、やっぱり逃げる所になかったら、基準は広いところ、広いところと言われても、実際に真っ暗だと危ないと思うので、そういう今後の考えについてお聞かせください。

以上です。

○上田課長： 現状につきましては、今この事業につきましてはもう終わりという、終了ということで御認識をいただきたいのですが、この自主防災が行われる事業中、結局、山際まで逃げて、そこで真っ暗で逃げられなかったら何をしている

か本末転倒の話になっていくのかなと思いますので、その点については今後私どもの中でもちょっと協議をさせていただいて、問題意識を持って取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○上山委員： ぜひともお願いします。

○岡田委員長： 他に御質疑ありませんか。

○浜口委員： 19ページの一般管理費のところの弁護士さんのところなんやけど、この中川さんと顧問弁護士の関係やったのもう何年なるかな。顧問弁護士料いわゆる一般管理費のところの顧問弁護士報酬金ということで170万円載っているんやけど、これ中川事務所。

○御前課長： 中川弁護士事務所、パークアベニュー法律事務所になります。

以上です。

○浜口委員： この成果表には、法的な部分で専門的な助言をいただくと。そして、適切な処理につながったというような成果を書いておるんやけど、これは170万円っていうのは、もうほとんど金額変わっていないのか。今まで顧問弁護士になってもらうのに年間契約として増えたりしてきているのか。

○御前課長： すみません、ちょっと当初何年から契約させてもらっているというんが今手元にないのですが、当初、パークアベニュー法律事務所の中川弁護士に依頼してから長い間ずっとこの顧問弁護士を変わらずにありました。それで2年前、3年前ぐらいに一度この顧問弁護士料を少し上げて、増額のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○浜口委員： この助言をいただくとかということであって、例えば箕島中学校のグラウンドで訴訟問題が起きると、相手側から訴訟されると、相手のほうから。そしたら市として受けて立つ立場になるわけね。その時に例えば中川弁護士にお願いするのは別メニュー、別金額をお支払いして訴訟問題があったときに対処しなきゃいかんのかな、それともこの170万円でいわゆる全てが対応できる金額になるのかな、その辺どうなっているのかな。

○御前課長： これは常時の相談業務といいますか、いろいろと市の中にも法律的なところを関連で見えていただきたい部分について相談できるものとなっております。これについては何件とかそういう決まりはございません。ただ、今、委員おっしゃられたように、訴訟となると別途、弁護士費用というのがかかるような形になっております。

以上でございます。

○浜口委員： 直近の令和元年に中川さんここに、いわゆるここに書いているように専門的な助言をいただきに行ったという回数はあるんかな。

○御前課長： こちらのほうに書かしていただいているように、相談件数14件というのは、まず事案について詳しい資料を弁護士事務所へファクスで送らせていただきます。その件数を載せさせていただいております。その案件によって複数回

事務所へ行ったりとか、行って相談をしたりとか、あとは電話での対応というのでしょうか、相談業務というのをしております。それを全てちょっと何件とまとめた物がございませんので、こちらのほうにはファクスで案件として送らせてもらったものを14件として載せさせていただいておりますけども、これ以外にも直接事務所に伺わせていただいたりして、電話相談等で行っているものがございます。

以上でございます。

○浜口委員： 私は今の説明を聞くと、成果報告書のとおりかなり専門的な助言をいただいて効果的であるということやね。あるということやね。はい。あったら結構です。

○成川委員： 細かいことで恐縮やけども、今ちょっと顧問弁護士の説明の中でパークアベニューという言葉出たんやけど、法人格あるのかな。まあ待ってね、あるとすればこうやって依頼先ちゅうのは中川利彦か、利彦弁護士であるのか。それともこの事務所は七、八人弁護士がいる、それでそういう事務所でそういういわゆる法人格になるところへ頼んでいるのか。弁護士が沢山いて便利いいんよ。やっぱり中川さん個人っていうんか、1人に頼んでいるのか。そこら辺、例えば契約はどうなっているのか。さっきそんなちょっと曖昧だったので、ちょっと聞いときたい。

○御前課長： すみません、今契約書を持ち合わせておりませんので、後ほど御報告させていただければと思います。済みません。

○岡田委員長： 少しそれを保留にして、他に質疑のほうございますか。

○委員： なし。

○岡田委員長： なければ休憩したいと思います。2時35分まで休憩したいと思います。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時35分

○岡田委員長： 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2款の質疑を継続します。

○御前課長： 申し訳ございません。先ほど顧問弁護士のところで依頼先ですけども、契約をさせていただいているのが、弁護士（中川利彦）氏という形になります。申し訳ございませんでした。

○成川委員： 了解。

○岡田委員長： 先ほど救援物資についての答弁の中で再答弁したいということで。

○松村課長： 先ほど、物資の関係で粉ミルクの活用についてということでお尋ねいただいたのですけれども、私が把握をできておらず誠に申し訳ございません、私が把握をできておらずに、既に活用しております、保育所、保健センター、乳児院等で活用してございます。本当に申し訳ございませんでした。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

○岡田委員長： 次に、第3款の説明をお願いします。

○松村課長： 歳出 第3款 民生費の全般の説明

○松村課長： 歳出 第3款 民生費の関係部分の説明

○若松課長： 歳出 第3款 民生費の関係部分の説明

○桃井課長： 歳出 第3款 民生費の関係部分の説明

○馬倉課長： 歳出 第3款 民生費の関係部分の説明

○岡田委員長：説明は終わりました。次に質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○池田委員： この部分に関しても先ほどと同様、不用額というものがかなり出ている。市民福祉の向上、福祉、市民の幸せのために最も使われるのかなとは思いますが。この辺も次の決算また予算に反映していただきたいのが1点と。

毎年毎年、この決算を見ると同じような状況が続いている。同じような状況が続けるのも大事な場合もあるが、違った形でやっていくというように、本気で変えていかなければいけないなという部分も多数あります。その辺をどのように今後本気で変えていかれるのかというところを聞かせていただきたいなと思います。

○嶋田部長： 2款の総務費のところでも御指摘を頂きましたけども、民生費に関しましては先ほどの話と少し違う部分もあるのかなと思っております。予算編成の際のやはり見積り方がどうであったかというところは、今後さらに精査していく必要があるのかなと思っております。

あと、本当に必要などころに必要な予算を投入していくという考え方で特にここはやっていかなければいけないと思っておりますので、その点は今後気をつけていきたいと思っています。

不用額の中でいいますと、一番大きいのが生活保護費の関係でありますので、そこら辺の見積り方とか、あるいは保護をかけるかけないのところ、これは担当でやってくれているとは思いますが、見積りのところがどうであったかという辺りはもう少し厳しく精査していきたいと思っています。

以上です。

○池田委員： 生活保護の部分に関してのこの不用額というのはありなのかなという感じではあるのですが、これに関しては弱者の救済って、物すごくこの部分は大きいと思うのです。特に、弱者の方々にとっては直接実感できる部分でもあろうかなと思うのです。

一つ細かいこと聞いて悪いのですが、50ページの家庭児童相談事業、22件、養育、虐待、障害、DVに関することと書いています。効果、子育てや家庭での悩

みを相談し、関連機関につなげ、情報共有しながら問題解決に向け対応することができた。もう少しその内容とか、22件、解決できたのかも含めて少し詳しく聞きたいなと思うのですが。

○岡田委員長： 今、答えられますか。

○南村室長： こちらのほうですが、昨年度、月曜から木曜日まで4日間ですけども相談を受けまして、あらゆるといいますか、子育ての問題であったり嫁姑といえますか、そういう相談にも応じてきました。

児童虐待とかそういうケースにつきましては、要対協のほうにつないでいくとか、そういうふうな形を取りながら、つないでいって支援を行ってその家庭の問題を解決していくように努めてきたというところでございます。

以上です。

○池田委員： 相談員を1名配置しているということだろうと思うのですが、その配置されている相談員がそういった関連機関につなげると、ここに書いています。こういう問題って私は永遠のテーマだと思うのです。

22件ですよ。これは、その後の相談されてきた人の状況とか、そのようなことを把握しているのですか。

○南村室長： すいません、今手元に資料もありませんので、個別のケースについては、どういうことかは分からないのですが、適切に支援機関にはつないでいるところです。

○池田委員： このようなことを聞くと、またこいつうっとうしいと思われるのですが、関連機関につなげるというのだけの作業なのですか。

○南村室長： その家庭の児童虐待を、例えば小学生が児童虐待を受けましたとなりますと、その子供であったり、親御さんに問題があったりした場合、学校の先生が介入して支援したりとか、その方に軽い障害があるということであれば、保健センターの保健師さんに入ってもらったりとかという、そういう専門機関の方に支援をしていただくということになっておりまして、まず悩みをご一報頂く場所というふうになっております。

以上です。

○池田委員： それは、市役所内ですか。

○南村室長： 昨年度までは福祉課の所管になっておりまして、今年度は福祉相談室のほうに、こちらのほうに事業を持ってきておりまして、月曜から金曜日まで毎日対応しております。

○池田委員： 金曜日までですか。

○南村室長： そのとおりです。

○池田委員： せっかく22件という相談件数がある中で、その後の足取りというか、きちっと解決しているのかどうかということも含めて、また後でもいいので詳しい内容を教えてもらえますか。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○堀川委員： この決算説明書の中の117ページの生活保護と書いてあるけども、

扶助費、ここでの不用額が1億円余り出ています。

それで、こちらの成果報告書の58ページで、説明の中で、何か6世帯の6人減だという説明があったのですが、そんなに、6世帯6人の減でこんなにも不用額が出るものですか。

○松村課長：先ほどから不用額のことについて御指摘を頂いておりますけれども、そういうことで言いますと、実績よりもある過大な予算措置をさせていただいているというところもございます。やはり、生活保護ですので、予算があるなしにこだわらず、対応する必要があるということで、少し実績を多く見込み、予算計上をさせていただいているところがございます。

実績で比較しますと、生活保護費で、去年は約3億4,000万円でございます、今年、令和元年度決算では3億200万円ぐらいですので、およそ決算ベースで比較しますと4,000万円程度の減額となっております。

以上です。

○堀川委員：ちなみに、この世帯数でいえば、これは161世帯とでていますよね。これは、生活形態というのは年々変わっていくと思うのですが、こういうのは、確認するために途中で調査とか、報告とか何か求めたりしているのかな。

例えば、子供さんで、幼かった人が何年かたったら卒業して働きだすとか、生活の形態というのは変わっていくでしょう。そういうところの管理というのは、それはできているのかな。

○松村課長：まず、この生活保護の受給世帯の現状ですが、この161世帯のうちおよそ7割程度がいわゆる高齢者世帯ということで、働くことが難しい世帯ということになっています。

そうした中で、それぞれの世帯の状況を把握しているかというところですが、毎年、その世帯の収入の調査をさせていただいております。当然、そこで収入が、市に申告がない中で収入があったときには、注意をして保護費の返還させたりという形で適宜事務をさせていただいております。

以上です。

○池田委員：関連ですが、前にも少し聞いたと思うのですが、これは外国人にも支給しているのですか。

○松村課長：もう国籍を問わず、生活保護の対象者ということになっております。

○池田委員：憲法違反ではないですか。私はそうだったと思うのですが。

法令遵守の市役所が、憲法違反なことをしていたらよろしくないよね。その辺を今後どうしていくつもりですか。

○網谷係長：一応、今161件の世帯のうち4件ないし5件、ちょっとごめんなさい、正確な数字を忘れましたが、約四、五名の方が外国籍であったと私は記憶しているのですけど。

ただ、生活保護を適用というのと少し異なりまして、措置という扱いで別カウントしており、県からもそういう調査もありまして対応しています。日本にお住まいの外国人の方でも生活保護を必要な方には支給している場合もあるという、

そういう扱いでございます。

○池田委員： そう答えるのよ、確かに。

それでも、これは法的によいのか悪いのかを2択で言えばどうですか。役所の立場とするとですよ。

○嶋田部長： その憲法違反かどうかという、その辺の考え方というのは、私どももなかなかそういう判断ができる立場でもございません。生活保護の基準に基づいて市町村としては事務をやっていくということでございますので、その考え方というのは、ちょっと私ども、答える立場にないのかなというふうに思っております。

以上です。

○池田委員： まあ、そう答えなければ仕方が無いのかな。

たしか、最高裁の判決でね、出ていたはずなのですよ。間違っていたら、すみません。

県が特例というか、生活保護ではないという、違う措置的な方法で、さっきおっしゃったのですが、例えば有田市に来て、今まで仕事をして、税金を納めていて、仕事ができなくなったから助けてねというなら、まだ、いいのですよ。ところが、点々と住所変えては生活保護申請をして、支給されているようなこともあるって聞くので、その辺のことをきちっと調べていただいて、保護するのが適切なかどうかというところをね、少し勇気が要るのですが、よろしく願いしときます。

○岡田委員長： もういいですか。続いてどうぞ。

○小西委員： 本質問でやるのが委員会でどんどんやられていますので、今、池田さんが言った、日本で長いこと居住して、第二次世界大戦以降、生活圏が日本という、そういう方に対して、憲法を遵守する立場で言って要保護という考え方がずっと貫かれているというのが一つ。憲法違反でも何でもない。政府がそういう認め方をやっているということが、まず一つあります。

それから、「6人」とさっきおっしゃられました。生活保護は世帯で、読むのです。世帯を1と考えて、今161世帯ですから、今の世帯は有田市の1万1,000世帯のうちの161世帯です。それで、「人」で数えたら181人です。つまり、世帯を持っているというのが非常に少なく、65歳以上の独居老人がもらっている。一生懸命働いて、残念ながらこれ以上もう働けないという方が今もらっているというのが、現状です。針の穴通すような、そういうことは、どうも私は違和感があるかなというふうに、今の実態からしてみれば分かります。

特に生活保護費と憲法との関係でいくと、今、最低賃金がありますね。831円。残念ながら今は潤沢に上がってきましたが、コロナショックで831円、例えばこれをベースに働いて、最高額というのは16万円です。これで税金払って一般生活しなさいよというのは、なかなかできない。結婚しなさいよと言っても結婚できないというのが現状です。これをボーダー、ワーキングプアという200万円以下の世代がまだまだ、そういう階層の方がたくさんいます。ですから、こういうこ

とを考えて、憲法を遵守するというのであれば、最低限度の生活を維持する、このことが基本的に大事です。

それから、先ほども言われましたように、よいよい、よいよいに流れ流れてってというのは、有田市には、残念ながら「流れ流れて」というのは、ないです。ここへ来て住み着いたのが昭和40年代、50年代の方々。ですから、そういう意味では、誤解があった、あったらどいておくほうがいいかなということで発言させてもらいました。

本編は一般質問です。よろしく申し上げます。

○岡田委員長： いいですか。どうぞ。

○上野山委員： 今の生活保護の関係で、今年度、6世帯6名の方が対象外になられたということです。この、なられた理由を教えてください。

というのは、何かうまい方策で就職されたとか、そういった有効な手だてがあれば今後大変参考になるのかなと思いましたので、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○網谷係長： 6世帯6名の方が減少というのは、あくまでも年度末時点での比較でそうになっているだけでして、正確に数字で言うと、生活保護世帯から外れた世帯は、令和元年度中は16世帯の方が外れておりまして、そのうちその廃止の理由ですが、病気の治癒が1世帯、死亡が7世帯、働きによる収入の増加が3世帯、社会保障給付金の増加によるものが1世帯、施設入所による廃止が2世帯。その他ということで、辞退と、あと逮捕・勾留等で1名でございまして、合計16名の方が廃止になってございます。

なので、収入の増という意味で言いますと3世帯が該当しているというところで、主な減少を言いますと、高齢の方が多ということもありまして、死亡による廃止というのが最近、今年度に入ってからのもそうですけど、廃止理由の中では一番多い理由でございます。

以上です。

○上野山委員： 分かりました。

積極的に就職支援等というところですね、3世帯の方が就職のために生活保護から抜けられたということですが、その3世帯の方は、市が何か手だてしたのか、それとも個人でされたのかというところだけ教えてください。

○網谷係長： こちら就労支援という形で市も関わりまして、ハローワーク等の巡回につなげたりして、増収というのにつなげているのが主な関わり方でございます。

○上野山委員： ありがとうございます。

引き続き、その就労支援、よろしく申し上げます。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○中谷委員： 決算書の87ページの19負担金補助金のところで、「何ページ」と呼ぶ者あり）87ページ。そして、主要施策のところは36ページで、有田保護司会負担金の30万円。大体いろんな、この成果報告書で補助金もらっている団体は、

その関連上、収支報告書が出ているのです。この保護司会の人を責めるのではないのですが、保護司会の人の方が、少なくとも昨年も明記されてないし、市としても、それがここの団体だけ免除されているのか、もう慣例上「しなくてもよい」となっているのか。

要するに、以前から補助金の金額の問題で、例えば10万円補助金出ているのに、10万円以上の収支報告書で、そういうことをやっている団体があったらいけないということでこの収支報告書を出すようにはなっていると思うのですが、これについてはどう対応されているのですか。

○馬倉課長： この有田保護司会負担金については、市民課人権啓発係で所管しているものでございます。保護司会の負担金ということ、補助金ではなく、なぜ負担金かということでございますけれども、保護司法によって地方公共団体は保護司の活動を支援していくものというふうに定めておまして、その部分で、活動に対して「補助」というよりは「負担金」が望ましいだろうというところで、この負担金という扱いにさせていただいているところでございます。

以上です。

○中谷委員： ということで、補助じゃないから負担金ということでこの収支報告書はないということで理解していいですか。

○馬倉課長： そのとおりでございます。

○中谷委員： 了解しました。

あと、続いて、民生児童委員の活動事業の675万592円、これについても36、37ページのほうへ記載されているのですが、私も市会議員になる前に民生児童委員を少しさせてもらって、大変その重要性というのが理解できているつもりです。最近、この地域見守り協力員ということで、民生児童委員が国の指名というのか任命で地域見守りはしていただいていると聞いているのですが、この民生児童委員とかも年齢制限ができて、かなり、成り手というのかな、不足しているってお聞きしています。その辺の実態と、以前に、その民生児童委員さんの捉え方によって報告書、何日活動したかというのを定期的に出すのですが、その報告書で、例えば365日のうち、その人の理解の仕方回数で少ない人や多い人やいろいろあると思うのですが、その辺の指導といいますか、徹底されているのか教えてください。

○松村課長： 民生児童委員につきましては、75歳ということで依頼をしているところでございます。

そうした中で、確かに、業務自体を負担に思われてという中で、なかなか成り手がいないというのも現状でございます。そういった形で地域の自治会長さんからもお聞きしておりますし、ただ、ありがたいことに何とか、市の定数といいますか、それに見合う形で各地区から推薦をいただいております、何とか運営して民生児童委員活動していただいているような状況でございます。

あと、それぞれの委員さんの活動についてなんですけれども、毎月、それぞれの委員さんの月ごとの活動内容という形で市へ報告をいただいているところでご

ざいます。そうした中で、本当に熱心に地域の見守り活動をされている方ですと、ほとんどもう1年のうちの、「ほとんど」と言っているくらいですね、活動されている方もおられますが、市として、それぞれの地域の見守り活動をお願いしているところがございます。

以上でございます。

○中谷委員： 了解しました。

続いて……（「手、挙げてください」と呼ぶ者あり）、はい。

続いて、89ページの心身障害者福祉事務事業の中の13の委託料、福祉タクシー委託料293万4,260円。これは、主要の成果報告書で37ページ、福祉タクシーの利用の件で、この受給している実績ですが、利用件数が5,045件ということで、281人が28回利用できるとしたら7,868回で、大体この昨年度の実績で64.1%の実績になるのですが、一昨年は5,437件で7,924回ということで68.6%、大体4.5%ぐらい減少しています。多分これは、その障害の度数というのか、級は変わらなくても、その方自身が年齢をとってくると福祉タクシーを利用できないので減っていると思うのですが、その辺の実態が分かれば教えてください。

○松村課長： 実績につきましては、減少傾向にあるという、そのとおりでございます。特に、令和元年度の実績が低かった1つの理由といたしまして、新型コロナの影響なんかもあって、少し外出が減ったとか、そういったこともあるのかなというふうな分析をしているところがございます。

これにつきましては、今現行、福祉タクシーという形で、タクシーに乗る際の初乗り料金を市が負担をするという内容になっておりまして、これにつきましては令和2年度から、燃料費助成といたしまして、自家用車で例えば病院に通院されるといった方もおられますので、令和2年度からはそういうふうな燃料費の助成も行っているところがございます。併せて報告をさせていただきます。

以上です。

○中谷委員： ああ、そうですか。その辺は勉強不足で知らなかったけれども、このタクシーも、そういった事情で減っているのも分かるけども、せつかくの権利というのかな、市の福祉の事業なので展開されて、それでそういった自動車の燃料の分もいいことだと思うので、また今後その辺の改定の強化、よろしく願いしておきます。

以上で終わります。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

休憩 午後3時38分

再開 午後3時50分

○岡田委員長： 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4款の説明を願います。

○桃井課長： 歳出 第4款 衛生費の全般の説明

○桃井課長： 歳出 第4款 衛生費の関係部分の説明

○石井課長： 歳出 第4款 衛生費の関係部分の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

○上野山委員： 今、最後に説明いただきました、主要施策成果報告書の63ページ
の中段、上水道事業の中で負担金、補助及び交付金、職員に関わる児童手当分と、
こうあるのですが、すいません、これどういうことでしょうか。

○山本課長： 公営企業に従事する市職員の家族の児童手当につきましては、繰り
出しの基準によりまして対象となってございますので、市立病院及び上水道事業
のほうに繰り出しているものでございます。
以上です。

○上野山委員： 一般の市民の方にも児童手当ありますよね、それプラスというこ
とです。

○山本課長： 公務員の場合は、その所属の自治体で負担となってございます。
以上です。

○上野山委員： すみません。そうしたら、通常の市民が受けている児童手当とい
うのはないということですね。

○山本課長： はい。市の職員については、そうでございます。

○上野山委員： すいません、理解しました。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか
御質疑ございませんか。

○委 員： なし。

延 会 午後4時8分

令和 2 年 10 月 定 例 会
予算決算委員会記録 【決算の部】

令和 2 年 10 月 19 日 午前 10 時 00 分
全員協議会室

- 付託案件
- 決算第 1 号 令和元年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を
求めることについて
 - 決算第 2 号 令和元年度有田市国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定を求めることについて
 - 決算第 3 号 令和元年度有田市初島財産区特別会計歳入歳出決算の
認定を求めることについて
 - 決算第 4 号 令和元年度有田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定を求めることについて
 - 決算第 5 号 令和元年度有田市介護保険特別会計歳入歳出決算の
認定を求めることについて
 - 決算第 6 号 令和元年度有田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定を求めることについて
 - 決算第 7 号 令和元年度有田市上水道事業会計剰余金の処分及び
決算の認定を求めることについて
 - 決算第 8 号 令和元年度有田市立病院事業会計決算の認定を求める
ことについて

出席委員 岡田行弘委員長・中西登志明副委員長
浜口元司委員・西口正助委員・福永広次委員・宇野博治委員
堀川 明委員・中谷桂三委員・児嶋清秋委員・池田敦城委員
上山寿示委員・小西敬民委員・成川 満委員・上野山善久委員

生駒三雄議長

経営管理部 嶋田博之経営管理部長・大松満至経営管理部理事
山本芳規経営企画課長・上田敏寛防災安全課長
谷中祐子財政係長・

市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・若松伸行高齢介護課長
福田典久介護保険係長
石井義人高齢者支援係長

経済建設部 河野孝司経済建設部長・鈴木順一経済建設部理事
鎌田利宏産業振興課長・泉泰朗産業振興課主幹

大浦秀和有田みかん課長・栗山京三地籍調査課長
脇村哲弘建設課長・桑原伸浩地籍調査課主幹
福永晃久商工観光係長・酒井宗博みかん農政係長・
佐原直樹庶務係長・児嶋信毅工務係長
嘉藤峰征建築住宅係長・生駒卓司ブランド推進係長
出納室 森川直子会計管理者
教育委員会 谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育委員会参事
消防本部 嶋田富司消防長・尾藤海男樹総務課長
堺 有警防課長・武田一之総務課主幹
宮井庸次企画係長

議会事務局 田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記

再開 午前10時00分

○岡田委員長： おはようございます。

議事に先立ちまして、小西委員より遅れるとの連絡を頂いております、御報告をいたします。

ただいまから予算決算委員会を開催いたします。

決算第1号、令和元年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、前回に引き続き会議を開きます。

それでは、歳出の関係部門、第5款農林費の説明をお願いします。

○大浦課長： 歳出 第5款 農林費の全般の説明

○大浦課長： 歳出 第5款 農林費の関係部分の説明

○脇村課長： 歳出 第5款 農林費の関係部分の説明

○栗山課長： 歳出 第5款 農林費の関係部分の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○池田委員： 前回も同じようなこと言っているのですが、農業振興費の予算現額と執行済み額、3,000万円ぐらいかな、かなりの差が出ています。理由はいろいろあると思うのですが、いつも言いますが、この振興っていうのは、盛んにすることじゃないのですか。ここにこれだけの差額が生じているっていうのは、いかがなものかなと私は感じます。だからこれで済ませていくのではなしに、やはり予算決算委員会なので、何か変化をしていかない限り、このような委員会を何回もやっても、もっと予算と決算というものの考え方、全部局に言えるこ

とですよ、この部分だけではないですけど、真剣に考えて、この不用の出た分はもっとほかに使うであるとか、そういったことを真剣に考えていかなかったら、前からも言っていますが、予算決算委員会なので、予算に対してこれだけやりましたというふうなものはっきり見えるようにしていただかない限り、ずっと有田市は変わらないと思います。だからその辺も含めて嶋田部長と大松理事、いろいろと努力していただかなければいけないと思うのですが、ぜひそこは一緒に考えて取り組んでいっていただきたいと思います。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○成川委員： 今回の質問にちょっと関連するのですが、決算書133ページの不用額2,877万9,095円、これここで一番大きいので、説明では主な不用額はこうやって4件の補助金に出ている、交付金等に出ているということなんやけど、ちょっとそれぞれにこの4件、幾ら不用額出ているのかちょっと教えていただきたい。

それで、ついでにもう1点いいですか。

○岡田委員長： はい。

○成川委員： もう1点は、成果報告書の71ページの下の方、林業総務費、有害鳥獣駆除、決算ではイノシシが138頭、年間通じて、アライグマが107頭、こうなっているのですが、これはこれで実績なんやけども、この間うちから、糸我の方で小学校のところをイノシシ走っちゃったよとか、箕島で猿走っちゃったよとか、いろんなこと、放送があって耳にすんねけども、前年度のこの実績は実績なんやけども、それを今現在の、増えつつあるとか、あるいはもう既に前年度超えているとか、人間はコロナであんまり動かんけど、こういうものはこうやってコロナ関係なしに動くので、一遍そこら辺、ちょっと今のちょっと世の中がこうやってどこどこで何が出たって放送も多いしよ、一遍ちょっとそこら辺のことを教えていただきたいと思うので、2点よろしく。

○大浦課長： まず不用額の分野についてお答えさせていただきます。

不用額の多かった一つは、133ページの右上のあたりになるのですが、農作物鳥獣害対策事業費補助金、不用額が296万3,323円、ほかに農業次世代人材投資資金事業補助金の不用額が1,087万5,000円、続きまして、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金が1,096万3,000円、下段のほうに行きまして中山間地域等直接支払交付金が250万5,819円となっております。

それぞれの理由なのですが、農作物鳥獣害防止対策事業費補助金につきましては、農地の防護柵に対して補助金を出す件でございますが、見積書を取って、農家から見積書を取って予算計上したのですが、見積書の額が令和元年度に改めて見積りを取った場合、額が減っていたとか、農家からの取下げの申出があったということです。

次に、農業次世代人材投資資金事業補助金なのですが、これは国100%補助金の農業次世代人材投資事業と市の事業であるAGRILINK INARIDAの両方の予算なのですが、見込みで計上しておりましたが、

新規就農者の申込みが見込みより少なかったというところです。

次に、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金につきましては、これは台風の影響による農業施設の修繕なのですけれども、申込みに対して事前の予算計上のときの申込みに対して農家からの実際の申請が少なかったというのと、申請後に取下げがあったというのと、あと事業実績の報告のときに見積書の金額よりも工事費が安く終わったために不用の額が出たということになっております。

続いて、中山間地域等直接支払事業につきましては、統計農地の増をある程度見込んで予算計上しておいたのですけれども、増がなかったということでございます。

続きまして、イノシシの件ですけれども、先ほどお話あった糸我地区でイノシシ出たとか、ほかの地区でも猿出たということにつきましては、猟友会であるとか有田警察と協力しながら、みかん課の職員が現場パトロールでありますとか、防災行政無線による注意喚起と有田市からのメールによる市民向けの注意喚起を行っているところでございます。

今年度の捕獲実績でございますけれども、現時点におきましてイノシシの捕獲実績119頭、アライグマの捕獲実績75頭となっているところで、猟友会の方も有害鳥獣駆除ということでチームを組んで場所を変えて山に行きまして駆除されているというところでございますし、イノシシが出たということの通報等があれば猟友会の方にも緊急的に仕事をしてもらっているところでございます。

以上でございます。

○成川委員： 大体了解です。この有害鳥獣駆除は、ここにこうイノシシ、アライグマとこう書いてくれているのですけれども、ほかのものはないのでですか。これ、この特定、この2種類だけなのですか。

○大浦課長： 鹿も有害鳥獣に入っておるのですけれども、捕獲実績はないというところです。

以上です。

○成川委員： アナグマちゅうんはないのですか。

○大浦課長： アナグマもあるのですけれども、アナグマは有害鳥獣に入っていない……。

○成川委員： 入っていないん。

○酒井係長： すみません。先ほども御質問いただいている件でございますけれども、アナグマ等につきましても、有害鳥獣として駆除の許可は出しております。補助金の対象にはなっていません。

あと、補足で申し訳ございません。糸我町のイノシシ、それと猿ということで、毎日連日のように出てきておった状態でございます。今、現状を補足として申し上げたいのですけれども、10月5日以降、糸我町のイノシシに関しては、設置しているカメラ等には映っていないということを申し添えさせていただきます。

それと猿につきましては、放送日以降、目撃例はございません。

以上です。

○成川委員： 追いかけてみたいもので大変なのですが、農作物被害、ひょっとしたら今は出ていないけど人的被害ということも考えられるので、担当の方、猟友会の方に大体お願いするのですが、一生懸命頑張ってください。終わります。

○岡田委員長： ほかの御質疑ございませんか。

○浜口委員： この成果表の68ページ、中山間のところで二、三お聞きしたいのですが、国・県、そしてまた一般財源で5,900万円ほどのお金を交付しているのやけど、これによってかなりの放棄地が救われたように、これを成果報告で書かれているんやけど、今現在、有田市のこの中山間部と呼べる放棄地というのは、もうやめたよ、もうミカンあかんでやめたよという速度はどんなものがあるのかな。かなり有田市の山間部のミカン畑がもう藪になっている、もうミカンを作っていないという土地が相当年々増えているんやけど、その辺の掌握というか、減り具合というのか、どのようなつかみ方をしているんかなというところをちょっと聞きたいんやけど。

○大浦課長： ただいま御質問のありました傾斜地農地の耕作放棄地なのですが、この中山間事業によって傾斜地に補助金を出すということによって地域で農地が守られているという点はあるかと思えます。

あと耕作放棄の把握方法なのですが、平地よりも傾斜地のほうが、耕作放棄地が増えやすいということは確かなのですが、申し訳ないのですが、この地区で何平米というような詳しい調査はできていないというところでして、今後、農地の貸し借り等を推進して専業農家、担い手農家に農地を借りていただいて耕作放棄地が増えないようにしていきたいと考えている。それであるとか、AGRI—LINK IN ARIDAで新規就農者を呼び込むとかで耕作放棄地の増加を抑えたいと考えているところでございます。

以上です。

○浜口委員： ある程度省力化できるようなところについては何とかミカンを作っているんやけど、少し手間のかかるところがかなり有田市内で放棄地になっている。農地やから固定資産税もほとんど要らないからと思うんやけど、今のままでいくと相当早いスピード、速度で耕作地が減っていくのではないかな。片方ではいいミカンを作って基幹産業としてという話であるねんけど、一方では放棄されている山畑が至るところにあると、このバランスがどうやろう。有田市はずっとミカンに力入れるつもりがあるのか。それとも年々放棄されている山畑が増えているが、その辺の行政としての考え方はどうなっているのかな。私の知っている範囲でも相当なミカンの放棄された山畑が見受けられる。これだけの土地がこの中山間の事業によって放棄されずに済んだ。そのような面積ではないように思うんやけど。その辺、行政としての考え方、聞かせていただきたいと思えます、よろしく。

○大浦課長： まず1点、68ページの交付対象の用地面積なのですけれども、平米単位ですので.....。

○浜口委員： ちょっと声大きくしてよ。

○大浦課長： まず交付対象の用地面積なのですけれども、これ平米単位となっております。648ヘクタール、1町2町でいうと648町とちょっとが想定農地に入っているということで、これだけの農地に対して補助対象になっているというところでございます。

もう一つ、耕作放棄の対応なのですけれども、昨年度、有田市のほうから農家全量調査ということで、農家にアンケートを配りまして、農地を貸してもいいですよというような農家の方もアンケートで答えてもらっている方がいらっしゃる。そのデータを基に地図上に貸してもいいという農地をデータ入力しまして、今後の農地の貸し借りを図りまして、これから増やしたいという人に農地を耕作放棄になる前に貸し借りを結びつけていきたいと考えているところでございます。繰り返しになりますが、もう一つは新規参入者を市内の農家も育てるとともに市外からも取り入れて、取り込んで新規就農者も増やしていきたいということで考えております。

以上です。

○浜口委員： 大浦君、ミカン畑ちゅうのはどうよ、2年ぐらい手入れをせなんだらもうほぼミカンの木というのは使いものにならんというふうに聞くんやけど、放棄地が例えばこれ、ちょっと聞くんやけど、放棄したい人は、もううちはミカン畑やめたよというような申告というのがほとんどないと思うんよ。もう自然にミカンを作らんようにする、山の上のところはもうほうっておくということになってしまう。そしてもう2年ぐらいするとそのミカン畑は、もう手入れせんとほっておくと、もう完全に復活しないというのが一般的なミカン農家の人の話やけど、やっぱり有田市の基幹産業のミカンを何としても守っていくと思ったら、放棄地を放棄する前に誰かに作ってもらうとか、また企業に頼むとか、何かの方法をしないと毎年放棄されている面積が大きく思うので、有田市がミカンでかなり名前を売っているんやけど、耕作面積は小さなっているということは、かなりミカンの収穫量も減っていると思うけどね。その点、早くこのミカンの放棄地、放棄する人が早い段階で、もう2年先、3年先にミカンやめようと思う人あれば、やっぱり申告してもろうて、そしてそのミカン畑を誰かに作ってもらう仲介とか、これ、個人農家の間で、うちはもうミカンよう作らんで作ってよというようなやり取りをやっているらしいけど、もう私が知っている範囲ではもう相当なミカン畑が放棄されているので、ひとつ、大浦君、行政としてもこれについて深く関わりを持って、ミカンの放棄地を増やさないように努力してほしいと思います、よろしく。

○大浦課長： ありがとうございます。確かに傾斜地を中心にミカンは、稲とはまた別で、農地の上にミカンの木があるのが財産でございます。2年ほどもたつと草が生え、つるが上がり、ミカン園としての価値が確かに大きく落ちる

ところでございます。そのように1年、2年、耕作放棄される前に地元の農業委員さんによる貸したい農家の掘り起こしでございませうとか、農家アンケートの結果による、貸したい農家への働きかけでありますとか、あと農地銀行といひまして借りたい農家、貸したい農家の農業委員会への登録でございませうとか、そういう形で耕作放棄の発生を抑え、有田市の財産であるミカン園地を減らさないように努力していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませうか。

○中西副委員長： すみませう。それ、ちょっと関連するのですが、そのAGRI—LINKというこゝで今言葉も出ておりましたが、その放棄地をなくすという意味で県外から市外からの農業、ミカンを作られる方をどんどん入ってきてもらふということゝで、市長自身もテレビにこゝインタビューをされて大きく事業を進められていると思ひますので、今のちょっと現状を、どんな感じになっているのか教えていただけないでしょうか。

○大浦課長： AGRI—LINK IN ARIDAの現状でございませうが、今年度、令和2年4月から1名、宮原地区で既にAGRI—LINK IN ARIDAとして農地で農作業を始めているというこゝで、2年間のAGRI—LINKの経験の予定でその後独立を目指すというこゝでございませう。

あと1人候補者がいるのですがけれども、現在、ちょっとコロナの関係とかで有田市の就農体験がなかなか難しいところではございませうが、昨年度に有田市に来ていただきまして有田市のミカン農業に興味を持たれている方がもう1名いるというこゝでございませう。今後、就農体験等でご有田市の農業に興味を持っていらっしやる方、問合せのあつた方に有田市の就農を今後とも進めていきたいと思ひているところゝでございませう。

○中西副委員長： ありがとうございます。これはミカンだけが対象なのですか。ほかのお米とか野菜、作られる方の農家は次、そういうミカンだけが対象ということですか。

○大浦課長： 有田市の基幹産業であるミカン農業を基本として考えておりました、コメは有田市で今実際としては独立するのは比較的難しいのかなと考えておるところゝでございませう。今はミカンということゝで考えております。

以上です。

○中西副委員長： 分かりました。ありがとうございます。

○中谷委員： 今のに関連しているけれども、133ページの農業次世代人材投資資金事業補助金300万円、これの主要施策は67ページにちょっと実態を書いてくれているのですが、第1次産業である農業の後継者優先に対してのこれ県・国からの補助金、すばらしいと思ひますので、こゝいう利用されている人が出てきたらいいと思ひているのですが、このときの個人で半年間に75万円、そして夫婦一組で1年間に225万円という実績報告されているのですが、後のその経過、現在に至って一応5年間ということゝでこれ縛りがあると思ひますのやけれども、その辺の経過、もしわかつたら教えてください。

○大浦課長： 昨年度給付を受けまして、今年度も現役で給付を受けている方、同じく同じ方が受けているのですけれども、現在も昨年の給付を受けた方につきましては、営農継続中でございます。昨年度の上半期に5年間の給付を終えられた農家もいらっしゃるのですけれども、夫婦の方もいらっしゃるし、個人の方もいらっしゃるのですけれども、その方も営農、ミカンなのですけれども、営農を継続しているというところでその補助金給付後も報告書を頂いているところです。

以上です。

○中谷委員： そしたら5年間で何か売上げ実績で200万円かな、年間とかいう縛りがあったと思うのやけど、それもクリアされたということですか。

○大浦課長： 売上といたしますか、目標はあるのですけれども、詳しいところまでは分かっていないのですが、売上げから必要経費引いた純益となりますと、5年の最終年度ではクリアできなかったのかなというところなのですけれども、はっきりとちょっと数字までは把握していないのですけれども。

○中谷委員： 了解です。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○堀川委員： 新規就農者というのかな、そういう人を育てるためにとって補助金出したりしているのやけど、一方で先ほど地籍調査96%、有田市ももう終わると言ったけど、地籍調査に回ってミカン栽培するための薬剤、薬を撒布するための機械を置いておく倉庫、コンテナ置いておく倉庫、物置みたいなものに税金を課税したりとか、地籍調査に行って、これは宅地ですよ、これは家の建物の税金払うてくださいというわけで、一方でやっていることはいじめに行っている。このように行政が挙げて、片一方で育てるのだったらそういうところにも、これは当然高品質のミカンを作るのだったら、当然必要でしょう。これについてはもう免除しますよとか、行政挙げて、片一方で補助しましょう。片一方で税金取りましょうってね、これらのことで、小さい百姓の人は気力というのをなくしてしまうのよ。あのような山の上に小屋を建っていて、あれ宅地ですよ、税金納めてくださいよ。片一方でそれ言っているのです。それ矛盾していると思うのです。高品質のミカンを作ってくださいよというのだったら、そういうものは免除しますとか、行政挙げてやってもらわないとね。片一方でいじめにかかって、片一方ではそうやって補助金出して、矛盾している。行政として考えてください。

○岡田委員長： 答弁求めますか。

○堀川委員： どこに答弁を求めたらいいのか分からんけど、答弁は要らんよ。また検討してください。

○岡田委員長： 今言われた提言、予算に反映できるようによろしく願いいたします。

○中西副委員長： ごめんなさい、ちょっと1点。多目的、多面的のその成果報告書の69ページの一番上なのですけど、11組織ということで書かれているので

すけど、ちょっとその11組織、教えていただけないでしょうか。

○大浦課長： 11組織、市内でありまして、糸我地域資源保全グループ、千田東保全会、初島里南保全会、宮原地区の滝・畑保全会、あと糸我中番中山間保全会、糸我西保全会、星尾保全会、辻堂保全会、野保全会、あと宮原下中島の宮原下中島広域協定の以上でございます。

○中西副委員長： ありがとうございます。

○岡田委員長： 他に御質疑ございませんか。

○池田委員： ついでに聞いておきたい。ここは聞く場でないのかもしれませんが、ミカンを作っているが、もう高齢で放棄される方とか、例えばあと子供がいても、もうミカンをするとか、子供がしないとか、いろんなパターンがあると思うのですが、一番多い理由は何ですか。ミカン作りをもうやめておこうってなる人というのは。

○大浦課長： まず一つは、農家の子弟が学校卒業後、直接就農することなく、サラリーマン、勤めることになって、県外に勤めることになったら有田市に帰ってこないということなので、農家の子供さんが農業を選んでいないというのが一つであります。中には農家に子供さんがいらっしゃらない方というのもしらっしゃるとは思うのですが。あと、収入がサラリーマンで安定した収入があると、気候とか相場によって収入が上下する農業に、親が農業している跡を継ぎにくいというのもあるのかなと考えております。また、話がそれるかもしれませんがけれども、専業農家の増やしたい人でありますとか、あと農業法人、宮原でいうと伊藤農園や早和果樹園が農地を借りて耕作地を増やしていければいいのかなと思っております。

以上です。

○池田委員： 恐らくミカンを作ってサラリーマン以上に所得があるということになると、子供に対してでも続けろよとか、サラリーマンをするより農業の方がいいなと思うのですが、そもそも論、農家さんの子供さんの考えとかを変えない限り、恐らく今後も同じだと思います。要は、農業という有田市の基幹産業で、1次産業に従事することに誇りを持てるかどうかだと思います。あとは、特に山畑であればしんどいし、車も入らないので、そういったところでミカンなんか作れないという、そういった農家さんは増えてくるのかなと思うのです。だからそのようなことも含めて、少し話はそれるのですが、やはり何事にも人づくりだと思うのです。そのような人材をどんどん増やしていかない限り、このままだったら多分廃れる一方だと思います。いろんな方法を考えながら、教育委員会も含めて、人材育成というものをしていかなければと、もう農業だけの問題ではなく、漁業もそうだと思うのですが、ある程度の所得もなければ駄目だろうし、仕事に対する考え方をきちっと持ってもらうなければ、出来ないだろうし、そういったこと全てに及んで考えていく必要があるのかなと思います。その辺も含めて、これからどんどん進めていっていただきたいと思います。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○上山委員： 先ほどからの関連なのですけれども、新規事業とか、先ほどミカンに限るというのかな、次世代とかもあるのだけれども、そこに、ミカンに特化し過ぎたら、やっぱりミカンから梅とかの畑、ミカン農家の人達もいろんな努力されて、その収益を上げたりしようと思って、ミカン以外の産業というのかな、農作物でも、例えばマンゴー作りをされたり、いろいろ試行錯誤されている農家さんがおられると思うのですよ。そういうことに対しての市独自の補助的な支援の方法とか、そういう何か、今後の予定とかはないですか。

○大浦課長： 現在、有田市の農業の多くを占めている柑橘農業を中心に進めておりまして、梅につきましても作っていらっしゃる方も確かにいらっしゃいますけれども、引き続きミカンを、柑橘類を中心に考え、今後、新しい果物であるとか、補助事業が可能かどうか、要望がありましたら考えていきたいと思っております。

以上です。

○上山委員： 実際、そのミカン作りをしなくなった土地を梅に変えたりとか、ミカンで売上げが上がらないから、上げるためになど、いろんなこと、何か農家の人もいろいろ試行錯誤をされているので、やっぱりそこら辺りも、ちょっとテスト的でもないか分からないけど、ちょっとした支援の方法を考えていけば、やっぱりまたミカンが盛り上がってきたり、また梅が盛り上がってきたり、何が盛り上がってくるかは分からないけど、やっぱりやる気とか、その後継者とかへもつながっていくと思うのですよ。その辺も含めて、次の予算化に反映してもらえたらと思います。

以上です。

○生駒議長： ちょっと一個だけ聞きたいのは、その新規就農支援で1件来てくれたって言うのやけど、有田市として、全国でそういう新規就農をやっておるとは思うのやけど、有田市の中で、うちはこれがあるから来てもらえるという何か一つ大きなものがあったら教えてほしいのやけど。これがあるので、有田市に来てもらったらいいという一つの有田市のオリジナルのものの考え方を教えてほしい。

○大浦課長： 現在、4月から来てもらっているAGRI—LINK IN ARIDA 1名なのですけれども、その特徴としましては、就農される方が不安になるのが、就農されてからの耕作農地の確保だと思われるのです。今1名の方が宮原地区で農業法人の方に教えをもらいながら農作業しているところではございますけれども、独立するに当たって、その現在AGRI—LINKの1名の方が借りられる農地、借りる見込みの農地で現在農作業をしているということなので、有田市に来てもらったら、有田みかんの主産地でありますよというのも一つですけれども、独立後の耕作できるミカン園地を確保した上で迎えていますというところが一つ大きな特徴でございます。

以上です。

- 生駒議長： それはどこでもするべきことでしょう。全国どこでもそういう農地を用意してあげなければいけないでしょう。うちをそれを確実にやってあげるのはええんやけどもね。例えば夫婦で来て、先ほど誰かが言っていたけど、住宅とか、テレビなんかで見えていたら、この住宅、10年ここでいてくれたら、もうあげましようとか、何とかいってこうやっているところもあるでしょう。そんなことはしないのか。何でもこの有田みかんの恐らく後継者の問題で、なかなかこれから自分も周りを見ていると後継者不足で、恐らく半数とはいかんやろうけども、ほとんどの自分の近所を見ていたって、もうあと何年、数年したらとても無理やなというような、何十軒もあるので、そういう新規就農をどんどんやってくれたら有田みかんを守っていけるのでね。これを基幹産業として考えているのであれば、思い切ったことをやってやらないと、なかなか新規就農に来てもらったって、こういうものをやったって、来てもらいにくいと思う。そこら辺を思い切った施策、またあなた達で考えて、市長の方でもアイデア出して、それをまた出してきてもらえたらありがたいなと思います。
- 大浦課長： ありがとうございます。農業をする上におきましては、住まいもありますし、あと農作業用の機械でありますとか、検討してまいります。営農関係で農地を貸してもいいとか、農業用機械等を貸してもいいという方もいらっしゃると思いますので、そういう農業倉庫でありますとか機械を新規就農者に農家から貸せるような形のほうは進めていきたいというふうに考えております。住宅につきましては、ほかの関係部署とも調整が必要になってくるところもございしますが、実際に有田市に来られる方の意向も踏まえまして、進めていきたいと考えております。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 児嶋委員： つい先日も浜のうたせでミカンの審査をやっていたけど、行政としては全体として2,000万円ぐらいは使っているのかなと思うのだけど、それに対する費用対効果というのかな、市全体のミカン農家の方の年収は変わってきているのですか、それに見合ったというか。そこらあたりを教えてもらえるかな、税務の関係だからちょっと答えにくいのかも分からないけど、どうなのかな。
- 岡田委員長： 答弁できそうですか。時間必要ですか。
- 児嶋委員： もしちょっと税収がどれだけ増えてきたとか、分かりにくかったら後ほどでも。
- 嶋田部長： 以前、過去の数字を農業所得ということで調べたところ、確かに近年伸びてきているというのはこちらでもつかんでおりますが、それがどこまで税収面につながっているかとか、そういうところ、ちょっと今細かいところ持ち合わせておりませんので、大まかな数字でよかったら後ほど報告をさせていただきます。
- 児嶋委員： よろしく申し上げます。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 委員： なし。

○岡田委員長： ないようですので、次の6款に移ります。先ほどいろいろな決算というよりも提言がいろいろあったと思うのですが、検討いただいて来年度の予算に反映できるようにお願いいたします。

説明員の方は移動をお願いします。11時10分まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時2分

再開 午前11時10分

○岡田委員長： 休憩前に引き続き会議を始めます。

第5款の資料が届きましたので、説明をお願いいたします。

○嶋田部長： 第5款の追加説明

○岡田委員長： 児嶋委員、よろしいでしょうか。

○児嶋委員： これ、27年度分ぐらいから徐々に増えている傾向だということは読み取れるのですが、農家全体で割ったらこの金額、課税標準額別の総所得額は売上げで捉えたらいいのだと思いますけれども、これで2,000万円、1,000万円かそこらの売上げで業として実際成り立つのでしょうか。そこら辺り、僕らはこの表は全然関係ないので分からないのですが、もしこれで1,000万円かそこらの売上げで成り立たないのだったら、後継者がなくなるとなると当然そう考えざるを得んと思うので、そこら辺りをちょっと。

○嶋田部長： ここに書いている所得金額というのは、売上げから必要経費を引いた後の課税対象になる所得ということでございます。

以上です。

○児嶋委員： 了解しました。これで合っていると。

○岡田委員長： 第6款の説明を願います。

○鎌田課長： 歳出 第6款 商工水産費の全般の説明

○鎌田課長： 歳出 第6款 商工水産費の関係部分の説明

○鈴木理事： 歳出 第6款 商工水産費の関係部分の説明

○山本課長： 歳出 第6款 商工水産費の関係部分の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○池田委員： 決算書140ページの商工振興費、当初予算1,450万円ほど、補正で約2億1,200万円、不用額約1億2,700万円、もう少し詳細な説明をお願いした

いのですが。

○河野部長： 補正予算はプレミアム商品券に係る部分の補正予算です。不用額の主なものは、19節のプレミアム付商品券換金交付金で不用額が1億2,400万円程度出ています。

以上です。

○池田委員： この商品券換金交付金約7,900万円を含めてですか。

○河野部長： 予算のほうは約2億円もっていまして、7,900万円余り執行しています。残りの1億2,000万円余りが不用額として出ております。

以上です。

○池田委員： それはまだ執行できていない分のお金ですか。

○河野部長： 執行せずに終わっております。

以上です。

○岡田委員長： 池田委員、いいですか。

○池田委員： いや。執行せずにとはどういうことですか。

○福永係長： 実は、予算のときは一応必要人数として8,000人程度、8,000人を予算としてもっておりました。そのうち、購入引換券を発行した人数というのが実質4,024人ということになりまして、そのうち、実質使ったというのが7,937万4,500円ということになりまして、予算のときは可能性のある人数を予算としてもっておりました。実質は非課税世帯としては3,508人、子育て世帯としましては516人となりまして、それだけ不用額として残ったものでございます。

以上です。

○池田委員： 売れたのはどれぐらい。

○鎌田課長： 前回のプレミアム付商品券の対象者は、3歳以下の子育て世帯と低額所得者が対象者でした。その対象者全員分が全額換金されるときの額が約2億円という意味で予算を計上させていただいておりました。

○池田委員： まあ、いいのですが、これは予算の取り方としてはどうだったのですか。

○鎌田課長： 私どもとしましては、全対象者が換金されるものと見込んで予算計上させていただいておりましたが、実際は交換率がそこまで至らなかったと考えております。

○池田委員： そうしたら、交換をされなかったということですか。

○鎌田課長： はい、そうです。

○池田委員： できる資格があるのにもかかわらず、しなかったということですね。

○鎌田課長： はい、そのとおりでございます。

○池田委員： 分かりました。

それと、委員長、いいですか。さっき鈴木理事がおっしゃっていた日本橋とか京都の百貨店におけるミカンは、幾らぐらいで販売されているものなのか。

- 生駒係長： 店舗にもよりますけれども、大体1キロ当たり1,000円から1,700円ぐらいの金額で販売しております。
- 池田委員： これは三越も伊勢丹もそれぐらいの金額ですか。
- 生駒係長： 伊勢丹で1,000円プラス消費税の1,080円、それから三越で1,600円プラス消費税の金額で販売されています。
- 以上です。
- 池田委員： かなり売れているのですか。
- 鈴木理事： 令和元年11月27日から12月3日までの期間、日本橋三越本店におきまして認定ミカンの契約販売のイベントを行った際、前年度比の売上げは約72%でございました。販売数量は約1,000キロということで1トンでございます。
- 認定ミカンの契約者は成果があったと考えておりますけれども、京都の伊勢丹では決して安くない設定ではあったのですけれども、一応試食いただいてから購入いただくというサイクルが好調でございまして、後日、市役所に問合せもございまして、「認定ミカンがおいしかったのでまた食べたい」というような、そういった接点の増にもつながっております。
- 池田委員： ありがたいことではあるのですが、まだまだ浸透していないとか、少ないかなという思いがあるので、いわゆる単価も含めて値上げ、ブランド力に向けて販売していただきたいと思います。
- それと、さっき何か放流したって、アユと何（「アワビ」と呼ぶ者あり）、これは多分毎年されているように思うのですが、実際に増えているのですか。
- 鎌田課長： 毎年行っている事業でございまして、ただ、増えているかどうかという部分につきましては、調査で分かっているものではなくて、資源増殖を狙ってということで、県と協力しながら事業を進めております。
- 池田委員： これ、どうなのでしょうね。大事なことではあると思うのですが、アユにしても貝にしても、立証というか、確認できなかつたらお金を捨てているようなことも考えられるので、やはり税金を使ってされている分、何かできたとか、増えてきたとか、そういったものがなかつたらと思うのですが。
- 泉主幹： アワビにつきましては、採貝している漁師さんに確認しましたら、3つに1つぐらいは養殖で放流されたものが取れているというふうにはお聞きしております。それは何で分かるのと聞いたら、色合いで分かるのだと。そういう判別ができるということです。
- 以上です。
- 池田委員： 稚アユはどのようなのですか。
- 泉主幹： 稚アユのほうは、安定して量的には問題ないというふうに聞いております。
- 以上です。
- 池田委員： 意外と量的に結構放流してくれているのですがね。結構、アユなんかは食べられたり死んだりもしたりすると聞くので、その辺の実態調査というものを行っていただけたらありがたいと思うので、よろしく願いして

おきます。

- 西口委員： 今の74ページ、成果報告書の74ページ、プレミアム付商品券換金交付金7,937万5,000円、それでこちらの決算書では、141ページの方を見ていたら1億2,400万円何がしの不用額。もう一回、この説明、先程説明したものをしてくれるかな。そんな説明でいいかな。
- 福永係長： 先ほど少し説明させていただいたのですが、当初の予算としましては一応いる人数としまして大体8,000人という予測を立てました。それで、実質、非課税の方というのを後ほど抽出しましたところ6,543人、それと、子育て世帯については516人という結果になりました。それで、非課税世帯の方に対しましては申請書をこちらのほうから発送しまして、それで申請があったのが3,508人ということで、あと、子育て世帯につきましては、子育て世帯を抽出してこちらのほうから引換券を送付しまして、合計で4,024人の人数となりました。8,000人として予算を取っていたのが大体4,000人ぐらい、実質、それぐらいの人数となりまして、そのうち、その方が今度はプレミアム商品券を実質購入すると。それで、購入されて使われた金額というのが7,937万4,500円となったということでございます。
- 西口委員： もう簡単に言うけど、初め予算は約2億円でしょう。それで、1億2,000万円何がしが不用額でしょう。それで、初めの人数はこうでしょう。これは初めのときにどういう目的でこの予算を設定し、それで財源はどこですか。
- 福永係長： 国庫補助金が100%でございます。
- 西口委員： 国庫補助金100%で、1億2,000万は国へ返すのですよね。それで、初めのときに抽出して、子育てをこうこうで助ける。助けるというのは言葉が悪いけれども、そういうことであって数字を出してきたわけですよね。期限があったと思うのやで。やっぱり買えないとか。これはまた一人、具体的に、悪いけれども、幾ら分売って幾らぐらい増えたのか。
- 福永係長： 最大で2万円を2万5,000円に換えていただくというような配分です。
- 岡田委員長： 幾ら持っていったらですか。
- 福永係長： 2万円と2万5,000円です。
- 西口委員： 委員長、いいですか。それで、もう結果的に出てるけど、初めの国が示した趣旨から言うと、半分以上返さんなんです。やっぱりこうした国から、子育てをすると大変苦しい。そうやったら、こうして補助金に来て、やっているわけです。そのときに、期間の中で見てみたら、換金率とか等々が悪かったときに、毎回こうですよ、ああですよというような返せないところへよ、そのために私らは考えてやっているのだとっている。あれやったんやなかったんと違うのかいなと結果的に思うのよ。換金せんなんから。これ、返さんなんから。そういうのだったら、みんなに換えたら得ですよ。また違う、2回でも換えられますよとか、何かの説明を考えて、やっぱりその目的を達成、僕は、

目的は金を消化する目的と違うと思うのですよ。国からこうこうで、こうこうせいとやっているやつについては、そういうような配慮をしてやっていかないと、こんな誰が見てもこんなにこうこうで、人数がこうで、半分ですよ。半分以下ですよ。そうしたら、そんなこの予算の目的、気持ちが入っていないからですよ。何のためにこの予算を設置し、この交付金が来たのかということをやっぱりこれから反省して考えていくべきですよ。本当にそれだけよ。後であれやけれども、この間のあんないろいろの換金でもそうだろう。そうすれば、全部の何だ、1万円か、渡したのもそうやで、消化率が出てきたらまた聞くかも分からないけど、やっぱりあれにしても一人暮らしの人云々であったとしたら、帰ってきていない人についてはどんなにしましょうかとか。待っているだけではなしに、訪問してでも対応していってくれるぐらいの気持ちを持ってくださいよ。それだけ言って、答弁はもう結果が出ているから、今からとやかく決算まで出て、国に返さんとポケットへ入れとけてよう言わないけれども、考えたらそうだとということで、これはもう終わらしましょう。

○岡田委員長： 会議の途中ではございますが、お昼にしたいと思います。1時からの再開ということでお願いします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時0分

○岡田委員長： 皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き、会議を始めたいと思います。

第6款の商工水産費の質疑についてですが、他に御質疑ございませんか。

○上野山委員： 質疑といいますか、主要施策成果報告書の76ページ、地域ブランドのところでミカンのほう、いろいろ費用を出してPRをされているということについてなのですが、私、以前、京都生活が長くて、京都に在住しております、今も時々行くのですが、私の行ける範囲で、いろんなところでこの季節になると、どんなミカン出ているのかなというのを、ここ二、三年ですね、よく回って調査といったら語弊があるのですが、見ております。

そんな中で有田みかん、これも有名なところの名前を出して販売しているわけですが、そういった中には、本当に質の悪い、全くおいしくないミカンも、ほかよりも少し高めで出していることが何度かありました。それを買って食すわけですが、本当においしくない。そういうことが、本当に何回かありました。

今年もこの季節になったので、行ったときに、もしあれば買って来て、また皆さんにプレゼントとして渡したいなとは思っているのですが、個人の営業販売のことなので、規制というのはなかなかかけられないのでしようけれども、片やこうやって、皆さんが一生懸命ブランドを保とう、向上させようと

思って、多額の費用、人件、皆さんの努力をしているのにも関わらず、そういったことが一部あるというところ、本当に悲しく思っています。

個人として何ができるのかなと思っても、なかなか思い巡らせることができないのですけれども、何か市として、そういった実態があるということの把握、またそれに対する対策等をされているのかどうかというのを、ちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。みかん課の人に聞かないと答えられないかな。

○鈴木理事： 御指摘ありがとうございます。おっしゃるように地域ブランドにつきましては、市として、原産地呼称管理制度の下に公認したものを、いかに認知を高めていくか、そういうプロモーションをかけて販路の拡大に努めているわけですけれども、先生がおっしゃったように、いわゆる低品質なミカンが、それらしく売られているというふうな実態というのも、我々も正直把握しきれているものではございません。

ですが、市場調査といいますか、私も個人的にいろいろなスーパーですとか、行った先々で、まさしくこのミカンの質、やっぱり気になるものですから、あちこち見てみるようになりました。

どれぐらいのミカンが、どれぐらいの価格で売られているのかとか見ながら回っている中で、それなりに高いものもあります。ただそれが、本当に高品質なのか、もしくはその間、この市において、力を入れている地域ブランドとしての認定ミカン、あるいはそれに準ずるぐらいの品質のものなのかとかというのは、ちょっと私もこれから、いろいろ勉強していきながらということではあるのですけれども、ふるさと創生室としても、いろいろそういった価格、ブランド、そこら辺の実態については、いろいろアンテナを張って、実態把握していきたいと思っております。

多額のコストをかけてということはもちろんですけれども、それに見合った形で、どう還元できるのかということにつきましては、先ほどの午前中の議論でもございましたけれども、いかに高い単価で売っていきることができるのかということからは、まさにそのブランドのところでもございますし、それが受け入れられて、市場としてきちんと販売できるというような販路の確保につきましても、引き続き努力をしてまいろうというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○上野山委員： 今後も、やはりブランド化を進めていっていただきたいというところはあります。

先ほど言いました私の経験、今年も調査に行きますけれども、そういったときには、また個別にこういった事例があるというのを御相談させていただきまますので、何らかの方策、万が一個人が特定できれば、そこに対して指導できるのかとか、そういったことも含めて、ぜひ、また相談に乗っていただきたいと思っておりますので、それはどこ、みかん課になるのですか。そのときには、また、たらい回しすることなく、市として全面的に協力いただきたいというふうに思っ

ておりますので、ぜひ、また、よろしくお願いいたします。

すいません、以上です。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○福永委員： 76ページの中段の国内外販路開拓支援事業費補助金の国外の1件タイのやつは、これは農業者か事業者か、それで具体的にどういうことをやったか、分かったら教えていただきたいと思う。

○鈴木理事： 具体的には令和元年8月に有田市を訪問いただいたタイのラノー県のチャットポット知事からの招待を頂きまして、令和2年1月31日から2月5日の期間において、和歌山県が主催するタイのラノー県の視察ミッションに参加いたしました。

和歌山県はタイ王国と観光分野に関する趣意書及び中小企業部門の連携に関する覚書を交わしておりまして、両者の良好な関係の促進に力を入れているところでございます。

チャットポット知事の招待に応じまして、市長がラノー県を訪問させていただきました。知事及びラノー県商工会議所の会頭を初めとする経済団体幹部との意見交換を行ったことによって、相互理解の促進ですとか、将来のビジネス連携に向けた基盤強化につながったと考えております。

市内企業の本田設備さん、早和果樹園さんが本ミッションに参加いただいております。特に早和果樹園さんにおかれましては、ラノー県の地元企業から協力要請などがありまして、今後の具体的な協力関係構築への機会も生まれることと期待され、そのような成果がございました。

○福永委員： 今後、また前向きに取り組んでいただきたい。

以上です。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○池田委員： 先ほどの上野山委員に関連するのですが、今はもうミカンと言えば愛媛、少し前に愛媛に行ってきたのですが、早和さんとか伊藤農園さんとかも、多分同じようなことを取り組んでいるのですが、周知されていないのかな。愛媛では、ミカンを使ったアルコールであったり、ジュースの飲み比べであったり、道後温泉の近くの商店街の中でそのようなことをされているのですが、そこはすごく観光客が来ます。

確かに温泉もあるので、そこに足を運ぶこともあるのでしょうけど、私の姉が堺市にいますので、愛媛は知っていても、有田市でそういうことをしているということ自体を知らない。あとで有田にもあったのねみたいな。

そういうことをもっと全国にアピールする必要があるし、私の姉いわく、「浜のうたせ」、でもっとミカンを使ったジュースの飲み比べとか、そういったものをどんどん行っていく。また今、流行っているグランピングって言うのかな、何かそういうのもしてみればどうかって言っていた。

立地条件もあると思うのですが、いろんなことでタイアップしていかないといけないだろうし、もっともっとアピールの仕方も考えないといけないだろう

し、有田、有田って言いながら、もうミカンは愛媛だなんて思うぐらい、そういうふうな感じが見てとれます。テレビでも、ミカンのことをよく取り上げているとき、もう最近、愛媛主導になっていますよ。

そういったところを含めて、もっと有田ミカンのアピールというものを、真剣に取り組んでいかなければ、もう有田みかんというのは、どんどん置いていかれるのではないかなと思うので、ただ単にやればよいというものでもないし、やるからにはとことんやる、ほかに負けないように、どうせお金を使うのだったら、あと20万円使って、もっといいものがアピールできるのだったら、使いましょうよ。その代わりに、結果を出しましょうよ。

でない、もう毎年毎年、このような委員会をしていますが、これは「ごっこ」をしているみたい、「委員会ごっこ」、決算認定なんかできませんよ。

決算委員会が来年の当初の予算に反映しているか、していないか。今までと違うことをどんどん行っていく。考えを変えていく、そういったことをしてもらわない限り、遅れていく一方だと思います。今も真剣にしてくれていると思うのですが、今以上に、もっと一生懸命に取り組んでいただきたいなと思います。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○中谷委員： この決算書で141ページのところの19の負担金、補助金のところで、先程のプレミアム付商品券の上のところ2点、事業所魅力発信支援事業費補助金185万1,000円かな、それと創業支援補助金150万円。これの、一応中身については、この主要施策で73ページと74ページにあるのですが、この事業所のほうで対象が7件と、それで創業支援で事業所が3件、これ、事業所名が分かれば教えてください。

○福永係長： まずは創業支援補助金のほうなのですが、令和元年度で3件ございます。一つが、よりみちダイニングさん、飲食業になっています。もう一つは、まつげサロン、アイファクトというところで、これは、まつげエクステの施術となっております。もう一つがハワイアンキッチン・ビーチロックというところで、これも飲食店ということになっております。これが創業支援補助金の営業店の名前です。

次が事業所魅力発信支援事業費補助金の7件についてです。これについては、有限会社優心の郷、これは自社ホームページのリニューアルになっています。株式会社紀州有田蒲鉾、これも、自社ホームページのリニューアルとなっております。次が、須摩淵金属株式会社、これはホームページの作成ということになります。井脇製缶さんがホームページの作成となっております。次、株式会社ふみこ農園さん、これは自社PRパンフレットの作成と。次が、アリタ総合治療株式会社さん、これも自社ホームページのリニューアルとなっております。最後、株式会社初島組さん、これもホームページのリニューアルとホームページの作成ということになっております。これが事業所魅力発信支援事業費補助金の事業所さんとなっております。

以上です。

○中谷委員： 了解です。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○成川委員： 成果報告書の75ページ、ブランド振興なのですけれども、この真ん中の表で、ミカンについては官能審査を何回開いて、認定件数がこれだけあって、単価、出荷量、総額は大体計算したら分かるということなんやと思うけれども、大体これで見たら、30年度よりちょっと減って、規模にしたら8,000万円から1億円ぐらいのものかな。まあ、ええわ。計算したら分かることや。

それで、その中でこれにまた詳しくふるさと納税の記念品の取り扱いをどれだけしたか、どれだけふるさと納税で、買ったかということやろうな。こういう表を載せてくれているのやけども、その下よ。ミカンジュース、これね、そのミカンの生果のやつは、こうやってこんなふうに、一応詳しく追跡調査というかデータ分析してくれているのやけども、このミカンジュースは数量とか金額とか、そういう7銘柄、法人2、個人2認定しましたよと、それで、いろいろ文章で内容、効果というのは書いているのだけども、せっかくここへ表を作ってくれているので、もう少しこのみかんジュースも、ちょっと具体的な数値が分かれば載せていただく、あるいは追跡調査ができていないのかな、カウントできないのかな。そこら辺のことを、ちょっと伺いたい。

○生駒係長： そうですね、認定ミカンジュースの認定後の出荷件数等については、それぞれの事業者で販売している部分ではありますので、具体的にすいません、その販売数量までというのは把握できていないのが現状でございます。以上でございます。

○成川委員： 現状はそういうことなんやけども、せっかく、これブランド振興、ブランド推進でこうやって経費をかけて、シンボリックにこういうのは、有田のジュースはええでっせ、ミカンうまいでっせというために行っているのだから、その効果というのを、この生果に限らずミカンジュースも、これ、悪いけれども認定受けた業者さんに、こうやってどれくらい出荷量、その認定ミカンジュースありましたかとか、そういうのをやっぱり追跡調査して、協力してもらって、その結果を出して、より一層ブランド推進で、そのミカンジュースもこうやって発展させていこうということを考えんといかんと思うので、ぜひ、そこまで、やっぱり、やったわというのじゃなしに、効果、成果を来年は載せていただけたら、要望して終わります。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○小西委員： 同じくそのブランド推進のところ、私の現状認識は、和歌山県のミカンそのものが全国1位を、ここ4年も5年も、6年も続けておる。消費量は70万トン台に下がってきておる。こういうことからして、日本一は当分続くでしょう。2番目に愛媛が来て、3番目に静岡が来ると。だから、もともとの産地が残りつつあるのですが、九州産地が残念ながら、線状降水帯などで長期の雨によって、残念ながらうまくいかない。食味も非常に悪い。それが有田

の前座を努めるわけですから、そういうミカンは10キロ1,000円もせん。800円ぐらいになる。それで、有田に行って、突然2,500円になるかといったら、なかなかかなりにくいということを、まず一個覚えています。

それから、キヨカさん、京都の中心はキヨカですので、キヨカと言えば新堂みかんです。新堂みかんの最高値は1万円です。10キロ1万円、だから、あと600円、700円で、この認定ミカンとほぼ同じ単価になるのが新堂みかんの特徴です。

ところが新堂みかんを見ても同じですが、我が市のミカン畑は急傾斜地です。つまり、あんな細い1メートル半ぐらいの園地幅で、それで、ほんの僅かなところで実を運ぶという、こういうことになります。

それから、それを何とかしようというのがモノレールでした。ところが高齢になると、モノレール事故が非常に多くなる。つまり、乗用するなよと言っているけれども、乗用しないと現地へ着くまでに、もう疲れてしまうというのが実態で、若いときは身体的機能も高かったのですが、今、年いったら、もうズボンの裾でレバー操作を誤るような事態になっている。こういうことが言えて、急傾斜地農業が、なぜ、これから後継に残らないか。

450年、江戸時代から続いたミカンの優良な地帯が残らないというふうな、先ほど池田さんが言われたように、一人一人をそういう方向に仕向けない限り、日本遺産、本当にここは、かつてミカンの産地だったんよと、そういう遺産になってしまう。

農協がやっている遺産というのは、高度によって、地質によって作り方を変えろというのが日本遺産やということで、昨年、協議会を設置したところでもありますよね。ですから、一つに、これからどなたが作ってもおいしくなるような状況を、いかにつくるか。

それから、ミカン農政が、わざわざ、中心的には800農家からアンケートを返されているという、こういう中身で、議会にやっぱりオープンにしないと駄目です。現状と将来的展望がこうだということを明らかにすべきです。自分たちだけの持ち物にして、それをリクルートや、やれ分析するところにやって、有田市はこうですよみたいなことでは、ちょっと困るかなというふうに思います。

もう一つは地場産業の発展ということで、6次産業の現状を、ちょっと教えてほしいのですが、もうそろそろ6次産業も終わってきていますよね。伊藤農園、早和、それでもう一つありましたが、3社目は残念ながら発展しなかった。今、現年度残っているのは、伊藤農園と早和果樹園、この2つに集約されます。

国の制度そのものも、もう縮小、しぼんできておるといふふうに認識しておりますので、それはまず、聞かせていただきたいというふうに思います。

それから認定農家も、前年が47件、今年が41件、6件減っているということは、15%減っているのです。つまり、いいよという中身で、単価が600円よというふうに見ても、残念ながら特秀の出現率というのは5%から6%しかありませんので、あとの85%というのは、自分で売らなければならないというふうに

考えたときに、秀や優や良になってしまうわけです。市の認定制度に従ってこういうのは、大変な努力が要するというふうに思います。

今後のものの考え方、例えば市長が7件から始めて、今、46件になったって言って、ぎしゃばっていたけれども、将来、一体どないなるのかと。特秀、特秀、特秀を追えるのが、行政マンとしては、特に好きなんやけども、これでは残念ながら46件を100件にしたいという、こういう願望には届かないというふうに思います。そういう観点はお持ちかどうか、この2点、お答えください。

○成川委員： みかん課の担当に来てもらったほうがいいかも分らん。大事な話や、聞いておいてもらったらな。（発言する者あり）

○小西委員： 答弁求めません。もういいです。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○児嶋委員： 決算書の147ページの中ほどから下のほう、箕島漁港荷さばき施設整備事業費補助金、これ700万円余し出ているけど、（発言する者あり）7,000万円、ごめん。7,000万円、これ逆算していったら、元の事業費がどれくらいですか。

○泉主幹： 漁協さんと東京都の漁村総研さんと、設計の契約を結んでおります。その契約額の1億907万6,000円に対しての補助金となります。

内訳を申し上げますと、県費補助が契約額の税抜きの2分の1、その2分の1が市の補助金、残額が漁協さんの負担となります。県費と市の補助を合わせて7,077万2,659円となっております。

以上でございます。

○児嶋委員： すいません、以前の一般質問でしたか、何かやったときに、大体この7,000万円のうち、これの結局4分の1が市の負担であって、また4分の1も漁協さんがやって、総額を見たら、国からは2分の1と聞いていたのだけでも、逆算していけば3億円近くなるのかなと思って、それだけではないのです。

多分、逢井漁協のあれも136万5,000円の、これ総事業費というのか、どれくらいになるのか。申請者が同じ組合長さんですので、この辺りについて、少しお願いします。

○泉主幹： 先ほど申し上げましたのが、荷さばき施設の設計分の内訳でございます。もう一つ、今、御質問のあった逢井漁港の荷さばき施設の件について御回答申し上げます。

逢井漁港は、有田箕島漁業協同組合さんと岩田組と建設に係る契約をしております。910万円余りの契約をしております。その工事契約に基づく15%を市が補助するという規定があります。その分の136万5,000円でございます。

以上になります。

○児嶋委員： 最後の金額がぐっと思いっきり少なかったもので、それは設計、今、言ったの設計費用でしたか。

○泉主幹： 荷さばきにつきましては、設計費用でございまして、逢井の荷さばき施設の件につきましては、建設費用でございます。

以上です。

○児嶋委員： ということは、その逢井さんのやつは、全体の建屋というのですか、建設の総事業費っていうのは幾らか、もう一度お願いします。

○泉主幹： 逢井の荷さばき施設の建て替えが、撤去、新築ともで910万1,895円の契約を、漁協さんと民間の業者と交わしておりまして、それに対する15%を市が補助金を出しているということでございます。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○西口委員： ちょっと泉君ね、今のやつで逢井はそれでわかったよ、そうしたら漁協はどうよ。あっち側の箕島漁協の荷さばきの契約。（発言する者あり）900万円の15%で135万円でしょう。百三十何万円でしょう。こっちは7,000万円でしょう、こっち側の。

○泉主幹： もう一度申し上げます。全体の設計費用、荷さばきの設計費用につきましては1億9,007万6,000円でございます、それに基づく補助金の算出の方法は、その消費税を除く2分の1が県費でございます。その県費の2分の1が市の補助金です。残る額が漁協の負担になるのですけれども、金額を申し上げます。

県費で4,718万1,773円、市の補助金が2,359万886円です。合計、漁協に7,077万2,659円を補助金として支出しております。

以上です。

○西口委員： 一番聞きたいのよ。1億9,000万円ですよ、設計がな。それで2分の1が国のですよ。それで、その半分が、残りの云々がうちですよ。ざっと言えば、県はいつも出さないのか、あそこは荷さばき云々で言えば、県の土地に建物を建てるのですよね。これ、県は補助金をいつも出さないのか。

○泉主幹： 県費で、今の契約で、1億907万6,000円の税抜き分の2分の1が県費でございます。

○福永委員： 1億9,000万円か900万円か、どっちははっきり言えよ。今、1億9,000万といわれたが。

○泉主幹： 1億900.....。

○福永委員： そうだろ。さっき1億9,000万円って言ったで。計算合わない。（発言する者あり）1億900万円でしょう。

○泉主幹： はい、そうです。1億907万.....。

○西口委員： 約1億1,000万円だな、約。それで2分の1で5,000万円、（発言する者あり）4,700。そうしたら、県はいつも、県費ってどうよ、これ国と違うのか、県費って。

○泉主幹： 国費なのですけれども、間接補助になりまして、県から補助金が入ってくるという制度になります。

○西口委員： これ実質、間接だから、県は何にも、「出していない」と呼ぶ者あり）ある意味では出していないということだな。

○泉主幹： おっしゃるとおりです。

○西口委員： 出していないということだな。それで、うちの2分の1は、前にも、もっと交渉せえって言ったこともあると思うのですが、予算のときに。2分の1がうちのほうで出さなならん、出した約7,000万円の根拠が何にも出てきていないわけだから。

それで、何のために。あとのこっち側のやつであったら15%って言い切るわけでしょう。逢井の補助率は。それで、この間のあそこのやつのやっている約7,000万円については、国が2分の1で、その半分を、単純にやで、ということでしょうな。

そうしたら、この逢井のあれは、同じ題目から見たら、荷さばきのあれだからけどね。書いている荷さばきって見たら、皆が同じようなものを造ると思うわな。それで、見たら同じよ。

そうして見ていけば補助金がよ、それで変な話やで、受取人は組合長でしょう、どっちもそうでしょう。それで同じようなの造るのに、中身は違うのにちよっとやで、それで、前にも鎌田君も覚えていると思うけども、県からも、言って、もらえもらえって、うちのを減らして、うちの数字が大きいので。これは、対策やなんだって含んであるから、やったのだと思うのやけども、やっぱり、この制度に乗っとるやつについては、やっぱり、きちんとしたあれをせんとよ、そうしないとここまでこいになってしまう。これは、大きな事業「浜のうたせ」をやったので、重複期間でよう目立つのやけども、漁協に対して、すごく出しているように思うのよ。これはもう、平均見たって出ていないの。農家の方が良く出ている、農業の方が出ている。（発言する者あり）たまたまやったのだけれども、それでもしかし、目がよく行くわけで、それで逢井のあれについては、金額が少ないように思うのでやな、やっぱりそこら辺りを、八角と漁協の方でいろいろあって、いろいろ組合で、そんなに言ったら、いろいろあるのだと思うけれども、そっから見たら、金額的なパーセントが。

それで、やっぱり平等ということが出とるのよ、これは内部でも調整もしてもらわなくてはということもあるのだと思うけれども、そこら辺りを中に入って、調整をして下さいよ。同じ補助金出すのやから。それで、もう決算だから、それでいいよ。これからもう気をつけて、そういうことについてはな。

○児嶋委員： 委員長、もう一遍。さっき言った箕島漁港の約7,000万円、私的には4分の1の負担が約7,000万円だと思っているので、その負担から言ったら4分の1といたら25%になると思うので、そこから見たら逢井が少し、15%ということで低いかなと、思える節があるので、その理由を聞かせてもらえるかな。

それと、その負担の、これどちらも箕島漁港の組合員さんというのがするわけ。逢井は逢井の組合員さんがするとか、どのようになっているのですか。

○鎌田課長： 一応、漁協の組合長的には、全支所の把握はされているのですが、それぞれの支所の判断は支所長がされることとなります。

今回、この補助金のパーセンテージの違いというのも、もちろん事前に組合長、支所長と相談させていただいておまして、逢井につきましては、老朽化で早急に建て替えが必要だということと、もちろん既存の15%補助でということの御理解を得ながら進めたものでございます。

以上でございます。

○児嶋委員： 私が尋ねているのは、八角組合というのですか、逢井の、その中の会員さんが負担していくのか、別個に負担するのかどうかだけですが、辰ヶ浜の方と、それを訪ねているのです。（発言する者あり）もういいです。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

○岡田委員長： ないようですので、次の7款に進みます。説明員の方は移動をお願いします。

○岡田委員長： 第7款の説明をお願いします。

○脇村課長： 歳出 第7款 土木費の全般の説明

○脇村課長： 歳出 第7款 土木費の関係部分の説明

○嶋田課長： 歳出 第7款 土木費の関係部分の説明

○山本課長： 歳出 第7款 民生費の関係部分の説明

○岡田委員長： 説明が終わりました。質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○西口委員： 一個ね、脇村課長、いろいろ、これ、舗装とかいろいろ細かに、説明、道の道路のあれしてくれたのですが、これ、ちょっと外れるかもわからないのですが、先日、辻堂の連合自治会長から、あの辺は農道が主でしょう、それに対して、道路改修等々のあったときに、農道は自分らで直せということで、市道認定が受けられれば補助として、こういうのに当てはめて、お願いできる場合もあるのですが、なかなか、そういう当てはまらない場合が多いらしい。それで、ひとつそういう部分も、きちっと道として、使っているわけだし、もうみんな。それで、そういうことは、やっぱり市道認定できないというようなことではなく、全体に考えていってほしい。ということは4人、あの地区に保田地区か、宇野君入れて、いるので、その中でとって、議員さんにもお願いして、そういう協議してくれないかと、たまたま会ったときに言われたので。

それで、保田の地区に4人もいるのだから、言ってもらえよって言うておいたのですが、そういう要望で、それで連合自治会長になって、要望したら昔、前からのこと分からないよって言って、説明、もういっこ自分でも分からないけども、出来ないって言われたらしいので、それは、もともとは辰ヶ浜の出身

だって、出身が。それで、東燃に勤めていて、そういう云々のそこの地域の、比較的事情も分からない中でなったので、言いにいったらそういうことがあったというのでよ。

それで一つ対応を、またひとつ、できたらやっておいてくれないかな。それで、本人も納得したいといっている。それで、不公平さというのかな、市道として使っているのに、みんなが。それで、そのように気がついたので、今、ずっと言った金額、いっぱいあったでしょう、舗装とかを含めてよ。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○小西委員： 主要施策のところでは87ページ、市営住宅住宅管理費約6,174万円の中身について、一つは改良住宅が330戸というのが我が市の大きな住宅費を占めているというふうに思います。市営住宅管理費25戸については、これ、取壊し費用という、こういうことになってきて、七森中層、身体障害者というのと改良住宅というのが、本市の住宅政策の大部分を占めるというふうに思うわけです。当然、この中で一番大事なものは、改良住宅費のところでは、これは法の趣旨にのっとったら、この住宅を経過して新築資金の取得や土地取得資金を取得して巣立っていくという、こういう中身でございましたが、残念ながら、現改良住宅330戸をもっておるといって、こういうことについてはお伺いしたい点は、今後ですね、どのように住宅政策を持っていけばいいのかなというふうに僕も考えております。

それはなぜかというのと、やはり住宅が非常に家賃の面で低価格といえますか低家賃であるということ、それから、それに対する修繕費などがぐっとかかってくるということ、それから、そういう住宅を自分のものにしたいというふうに考えたときに、今後どのようになっていくのかという、こういうことが頭にあります。毎年のように点検整備をしないと、やはりもう40年もたてば駄目になってきますので、そここのところをまずお聞かせください。

○脇村課長： 委員御指摘のとおり、大体有田市の特に改良住宅と言われているものは、昭和の50年前後に建築されたものがほとんどでございます。約40年から、今40年以上経過している住宅がほぼ当てはまってくるかと思ひまして、今後の、今おっしゃられました維持管理等につきましても、今後大変大きな課題となってくるものかと思ひます。今後また売却等も含めて維持管理、また改良住宅の集約等々含めて建設課また市全体の考えをまとめて、今後考えていかなければいけない問題なのかなと思ひおきまして、今現在、建設課の中では我々の方針をまず決めて市全体の改善を図っていこうというふうな思いがございますので、今現在では、取りあえずまだ方針は考え中、検討中というところでございまして、明確なお答えができず申し訳ございませんが、以上でございます。

○小西委員： もう一つ、住宅新築資金等貸付けの回収の件です。調定額が約6,400万で収入済み額が約400万というこの中で、償還推進等予定事業補助金498万2,000円というのは、これは何を意味するのでしょうか。

○脇村課長： 償還推進等助成事業補助金と申しますのは、この住宅新築資金等貸付事業では、以前、事業が始まった当時は国が補助する事業、また県費の県が補助する事業と2通りの事業がございまして、そんな中で、今現在なかなか返していただけない場合や、負債が残ったままお亡くなりになられた等々いろんな事情がございまして、残りの未返済の部分につきましては、県また国、事業をしていたところとの協議で、国であれば残りの返済額の3分の2、県であれば2分の1の補償というか補助金が戻ってくるというふうな形の額でございまして。

以上です。

○小西委員： わかりました。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○中谷委員： 主要施策のほうの81ページで、この上の道路舗装工事の3,298万3,000円の件で、通常のあるでいくと国、県支出金と一般財源で大体2分の1、2分の1の比率になっているのだけど、この最後のところの979号線の初島町浜、340万円に関しては、県、国の支出金がゼロで一般財源だけになっている理由と、その下の市道整備事業の中で、幹線市道整備工事費の1,995万円の内訳のこれは、だからまた宮原町滝で県がなく、その他になっているのと、その下の地区内道路整備工事費のところのその他というのが、その他という項目が何に適用されて、その他になるのか教えてください。

○脇村課長： まず、道路舗装工事の979号線の国、県の支出金のゼロということにつきましては、979号線というのは初島町の元東燃の東門、線路沿いにある初島町奥地区にトンネルを抜けて山越え、峠を越えて通っていく道でございまして、非常に特殊な舗装をしておる場所でございます。現在あそこは大型車等々、会社の関係もありまして、かなり大きな車両が通りますもので、コンクリート舗装で舗装が傷まないようにということで、国、県等の規格外の舗装工事を行っておるもので、補助対象とならないので、国、県の分の補助に対しては、支出に対してはゼロとなっております。

その次に御指摘の幹線市道整備工事費の56号線の地区、60号線宮原町滝地区の分に関してもですが、市道56号線の野地区につきましては、県費補助金が、国の補助はつかないのですが、県の単独の補助がつくということで、3分の1の補助、県費補助をしていただいております。

その次の滝地区の60号線につきましては、これは県費補助の対象にならない、これは道路の幅員であったりとか様々な道路構成、排水があったりとかいろんなその他もろもろの条件がございまして、県費の補助対象にはならないというところで、全て市の一般財源をもって行っております。

○中谷委員： その他の中の説明は。

○脇村課長： その次の地区内道路整備の一般財源でなく、その他というところに金額が入っておるかと思うのですが、これは国、県の補助事業ではなくて、ふるさと応援金の事業費を活用したものでございまして、その他というふう

に入れさせていただきます。

○中谷委員： 了解です。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○上野山委員： 先ほど保田の道の問題を西口委員に相談されたということで、保田4名大変恥ずかしく思っております。大変申し訳ございません。

道の問題というのは、保田地区に限ったことじゃなくて、私も浜の中の道舗装を何とかしてくれたら選挙活動のときにお前に票を入れたらとか、冗談でしょうけどそういう話もたくさん聞いて、保田地区だけじゃなくて、有田の中はやはり道の状態というのはあまりよくないというのは皆さん周知の事実で、委員だけでなく、ここにおられる方皆さんそういうふうに思われていると思います。

ただ、そうやって全部が全部市道にはできない、言い方は悪いですけど、自分で勝手につけた道まで市が全部面倒見るという、これはできないというのはよく分かります。ただ、明確な基準を今もあるというのはよく承知しているのですが、道がついても、農道を車が走り出してからまだたかだか60年ぐらい、70年ぐらいと思うのですけども、それからついた道、馬車の時代から狭い道、いろいろあると思うのですけれども、今度、去年私が12月に質問させていただいた中で、新中学になって今までの通学のルートが大幅に変わるという中で、道の整備を必ずお願いしますということで、依頼はかけさせていただいてまして、ずっと注意深くこれは見ていきますというような話もさせていただいている中で、ある程度この新中学ができるという機会に、一度、ここはもうちょっとやっぱり市が手を加えて直したほうがいいのか、そういったことを再度検討していただく余地はあるのじゃないかなというふうに考えております。

もし、何かこういうふうに条例か何かでできるものであれば、条例変更をするというのも念頭に入れてやればいいのかと思うので、そこら辺の知恵を貸していただきながら、道の整備というのをちょっと前向きに、この中学校統合のときまでに何かできないかなというのが一つ思っております。その辺、漠然とした話なのですが、どうなのでしょう。できるものなのか、できないものなのか、検討は。ちょっとお答えいただけませんかでしょうか。

○岡田委員長： 現在のところではちょっと答えにくい部分があると思うのですが。

○河野部長： 今、新中学統合の委員会の中で、委員会というか道路部会みたいなものを立ち上げて建設課と教育のほうとで、一応、危険な箇所とかそういうのを点検しているところでございます。そういう中で上がってきたところを建設課としては、対処していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○上野山委員： それは新中学の通学路はそうなのですが、その行き帰りなのです。市道とか里道とか、全くの私道は別として、何かもうちょっと道路整備できるというような、こうしたらできるよというようなことはないのでしょうか

か。もし、あれば教えていただきたいのです。

○脇村課長： 今、御質問の、例えば市道に関しますと、市内で約200キロ、市道の延長がございます。今現在、その舗装であったりとか道路側溝であったりの維持修繕費にかなりかかっておりまして、予算的にも今ほぼいっぱい、国の予算、補助も、昔はこういう国からの補助というものはなくて、全て市単独費用で維持管理をしておったのですが、最近、国のほうもちょっと考え方が変わってきておりまして、計画性を持って何年度に造った道路で、何十年たっているからそろそろ舗装を直しましょうという計画を立てていけば、その維持管理費については、市道につきましてですけども、補助金は出しますということで、今、先ほど中谷委員からも御質問あったような幹線市道であったりとか地区内、今回、地区内の道路整備といったらふるさと応援基金を使わせていただいていますけど、もしこれがなければ、普通に国、県の補助がついてくる事業です。

市道の認定につきましては、市道の幅員、道路幅員が4メートル、また市道から市道へつながっているというような規定を今現在設けておりますので、先ほど西口委員からもお話があったように、農道というのが非常に多い地区がたくさん有田市の場合はあるのですが、なかなか要件を満たしておらないところは市道へ格上げというか、市道に認定するというのは、今現状難しい状態でございますが、その状況を見ながら、地域の人、地区の方の通行の状況、また使用状況を見ながら市のほうでできる限りの補助なり応援、維持管理整備をしていくように考えております。

以上です。

○上野山委員： その条例というのは市道の条例なのですか。市独自で決めているものなのでしょうか。

○脇村課長： 市独自です。

○上野山委員： であれば、市の中で変えられるということですよ。4メートルをもうちょっと3メートルにするとか、2.5メートルにするとかというのは、市の中で変えられるという認識でよろしいのでしょうか。

○脇村課長： 基本的には市で決めておるものなので、市独自で変えていけるものかとは思いますが、やはり幅員が狭い、車も対向できないというようなそういう状況の中で、なかなか市道というふうな形には現在の状況を見ていくところ無理ではないのかなというのが現実なのかなと思っております。

以上です。

○上野山委員： できるということだけお聞かせいただければ、あとはいろいろまた話合いの中でさせていただけるかなあとは思いますので、またいろいろ教えてください。

それともう一つ。全く違うのですが、主要施策成果報告書の85ページの公園管理事業、真ん中ら辺の生涯学習課のほうでお願いしたいのですが、ここに野球場、球技場、多目的、テニス場とこうあります。野球場も球技場も多目的というグラウンドもいろんな風水害があつてコロナもありましたけど

も、利用者数はありますと。申し訳ないですけど、テニス場に関してゼロで、知って話しているのですけども、大分傷んできていますという中で、ここでテニス場とわざわざ、もう廃止をもししているのであれば、テニス場と書かないほうがいいのかなと思うのですが、そこら辺ちょっと教えていただけますか。

○嶋田課長： 庭球場につきましては、かなり前の災害時に被災しまして、その後、一応形として条例上は残ってしまして、ただ、整備していないものですから、お金を出してというような形では貸出しはしておりません。

以上でございます。

○上野山委員： そしたら、ごめんなさい、位置づけとして、テニス場は使えるのですか、使おうと思えば。

○嶋田課長： 家族さんとか勝手に利用されている部分はありまして、一応、条例上は定義上存在しておりまして、例えば、今、消防とか公的な機関の例えばドローンの練習であったりとかいうのは、貸し出したりとかそういうことはしております。

○上野山委員： ドローンの練習は多分テニスの練習ではないので、テニス場じゃなくていいと思うのですけども、要はテニス場として成り立っているのか、本当にテニス場として使えるのかどうなのかというところをちょっと教えていただけますか。

○嶋田課長： 遊びで軽くする分にはできる状態だと思うのですけども、下が硬いものですから、試合とかそういうのにはちょっと適さない状態でございます。

○上野山委員： これは来年度というか、今年度もずっと永遠に残していくのでしょうか。ここに書いてわざわざテニス場として。

○嶋田課長： 利用状況等を見て、条例等も変えていかなければならない場合もあるかと思えますけども、今は一応残した形で報告させていただいております。

○上野山委員： 万が一、先ほどいろいろお話を聞いた中で、整備もできていないし、下が硬くて試合もできない、泥につかっているというようなことであれば、やはりテニス場としておれば使えるのじゃないかという意味もあるし、もう一つ、初島にもちゃんとしたテニス場がありますよね。ですので、もしというか、ここに載せておくのはあまりよろしくないのかなあというふうに思いますので、もうこれはできたら廃止というか削除して、更地にするのかそのままほっておくのかは別として、書いたもので載せるというのはあまりよろしくないのかなあと思えますので、一度検討いただきますようお願いいたします。

○嶋田課長： 検討したいと思えます。ちなみに30年度は4日ほど利用された実績があります。

○上野山委員： 結構です。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○上山委員： 決算書の161ページで、真ん中ら辺の駅前広場管理事業で、委託料、駐車場料金計算装置保守管理委託料51万6,660円とあるのですけども、これはどこにどのような委託内容なのですか。

○上田課長： ただいま上山委員から御質問の件でございますけども、まず、駅前広場駐車場2か所でございます。入っていただいて、箕島駅を向いて左手、西側のところですけども、ここは10台置けるようになってございまして、こちらは第一電機設備工業さんに委託をしております。それから、駅舎前の中央地区の中央のところでございます。ここは9台駐車できるようになってございまして、こちらはサニカという企業に委託をしております。

以上でございます。

○上山委員： これは保守管理というので、料金とか取るのは市役所の職員さんが取りに行っているといったの違うかな。そのまま機械的なメンテをやっているということですか。

○上田課長： 御指摘のとおりでございます。

○上山委員： 駐車場に関して、いろんな議員さんからとか市民の声もあると思うんですけども、やっぱり使い勝手にこれ使用料で187万2,700円が使用料ということで多分入っていると思うんですけども、そこでこの管理をするのに51万円なにがしがいって、料金設定の面で、そのまま何年とか経っていて、見直しとかそのような考えはないのですか。大体、駐車場といたら上限幾らとか決まっていて、使用頻度というのか、それに応じた金額なのか、それかもっと市民ニーズに合わせたような設定とかそういうのはどう考えられますか。

○上田課長： 今、委員おっしゃるとおり、ここは平成20年のときに駅前の広場の改修になったというところがございまして、それから社会情勢等々変わってきてございまして、委員今御指摘のとおり、周辺にも時間ぎめの駐車場ができていうところでもあります。

それから、大きく変わった点が、JRさんと協定を結んでございました駅前広場の今で言えば警察の駐在所の裏のところ、東側のところにパークアンドライドといって、箕島駅の特急券を買っていただいたら使える駐車場がございました。ここが箕島駅等々の人員整理で、今、みどりの窓口が箕島駅の中で有人から遠隔操作になったというところがございまして。そういう中で、箕島駅の駐車場のところ、私どもが管理してございます駅前の中央と西、そのパークアンドライド含めまして一体的な管理ができないか、経営管理部のほうで民間会社等と含めて交渉で検討しているところでございまして、今、委員御指摘のとおり住民の方が使いやすいというふうな駅前広場の駐車場の仕様にできるように取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○上山委員： なににしても、駅で行けるというものが使えなくなったということで、1泊で旅行に行くとか、どこかへ行くときになったら、もう恐ろしい金額になるのだとあって、だからどこの駐車場であれしているのかなという声をちょっと多々聞くので、早急に改善できる場所があったら改善してもらえたらと思います。

以上です。

○宇野委員： ちょっと先ほどの上野山委員のとちょっと関連するのやけども、今、何をお願いに行ったら、自治会長さんから御要望をもらってきてくださいと。道路整備にしたって何をするにしたってそういうふうなことをよく言われるのですけども、いつからこういうような要望制、陳情制みたいになったのかな。それをちょっと聞かせてくれますか。

○脇村課長： すいません、いつからというのはちょっと私も記憶にはないのですが、市民の方からの要望等々たくさんあるかとは思いますが。実際、うちの建設課で対応している部分、要望だけでも年間1,000件以上は超えている状況で、なかなか全て100%に対応、全くできていない状況なのです。大体4月になると、年度が変わると新しい地元の自治会さんが皆さんまず要望書を御挨拶がてらということで、要望書と一緒に来ていただくことがたくさんございまして、その中で、全く個人さんから来た部分について対応しないというのではないのですが、簡単な、どうしても緊急で直さなければいけない陥没であったりとか、そういうのはもう全く個人さんからとか、通りかかった通行人の方からでも対応はしてございます。ただ、予算的に幾らかの金額をかけて検討していかなければいけないとか、そういう面につきましては、その地元要望という兼ね合いもございまして、地元から自治会を通して要望が正式に出てきているのに、先に個人さんから来た要望を通していくというわけにも、我々、実情いきませんので、それは自治会の中で精査をして優先順位をつけて対応していただきたいかなということで、そういうふうな今対応をしております。

以上です。

○宇野委員： あまりにも個々に任しておくとも過ぎてかなわないと、こっちも節度を問われるということやな。脇村課長。それじゃったら、同じ自治会でも、同じ要望を2度も3度も出さなければならぬときもあるという話で、その辺のところまたそちらでうまいこと改善できたら、措置ができたならまた考えておいてやってほしいと思います。

本題に入りたいのやけども、主要施策のほうで84ページ、都市下水道のところで、これ僕も前に以前一般質問させてもらったこともあるのやけども、箕島ポンプ場、港ポンプ場、郵便局から港に向いて、すごくちょっと雨が降られたら、もうつかってしまうというような苦情というか、難儀しているのだという話をよく聞かされていたので、何とかしちゃってこないかと言ったら、ポンプを増設するのやというような話を前に伺ったことがあるとは思っています。

こういうのを見せてもらったら、箕島ポンプ場他再構築基本設計にかかる技術的援助に関する協定と書いてあるけども、2,100万円か。これはポンプ増設の方向に向かっていっていると、とったらよかったのかな。

○脇村課長： そのとおりでございます。箕島ポンプ場にはもう1基、今現在2基のところを3基に増やすように、今、準備をしている段階でございまして、このストックマネジメント作成をしないと国からの補助が下りないということなので、まずこれを先につくる予定にしております。

以上です。

○宇野委員： 完成予定はどのようなもの。年内か。

○脇村課長： それ、ポンプ自体の完成ですか。

○宇野委員： そうです。

○脇村課長： ポンプ自体の完成となりますと、令和6年完成になるかと思いません。

○宇野委員： 6年度、ということはあと4年か。少しでも前に進んでいただいたらありがたいと思います。やっぱり第7款、土木費とかあなた方のこの課は、やっぱり市民の皆さんに一番目に触れやすいところなので、そういったところも十分に配慮して、今後とも事業に当たってはやっていただきたいと思います。この次の左側の83ページのポンプの各種委託料というのものもあるのやけども、これはそうすると、やはりこれはあと30年ずっと点検していかなければいけないのか、委託料。

○脇村課長： これは箕島ポンプ場、また港ポンプ場につきましては、多分、永年恐らくずっと続くものかと思えます。2年とか3年で終わるものではないと思います。

以上です。

○宇野委員： もういいです。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○浜口委員： 先ほど、小西君から改良住宅、また市営住宅についての質問があったのやけど、最近、あれでも議員になってから改良住宅とかについてよく見えなくなってきたのよ。というのが、建物が建ったのがこれは昭和50年頃かな。今から20年ぐらい前に、この改良住宅についての家賃について、かなり激しい議論があったのよ。そして、そのときに全く同じ仕様、面積の変わらないような改良住宅のある市町村がないかということで、当時私もそれに担当する委員会であって、隣保館長さん4名と議員と一緒に田辺まで視察に行ったのです。そして、全く同じ間取りのあまり変わらない改良住宅を見に行かせてもらった。そして、田辺市の家賃がそのときはっきりした。有田市の改良住宅はそのとき、たしか2千四、五百円であった。田辺市はそのときにその約4倍であったというのを今記憶している。

その後もそういった議論は全然なく、今日まで来ているのやけど、今、この改良住宅の家賃、月幾らであるのか。そしてまた、七森の中高層、これについては1階、2階、3階あるので、多少金額は違うか分からないけど、大体フラットのところで幾らぐらいであるのか、ちょっと家賃金額調べてくれますか。

それと、市営住宅とか七森、身体障害者住宅含めて、有田市が家主である、貸している、この87ページの上のほうに出ている中の年間の家賃収入というのが幾らであるのか、ちょっと教えていただきたい。

○嘉藤係長： 今、御質問いただきました家賃について、御説明させていただきます。

改良住宅につきましては、月額5,500円となっております。七森中層住宅につきましては、4,400円となっております。身障者住宅につきましては、減免が適用をされますので、確か3,800円であったかと思うのです。市営住宅につきましては、収入に応じた金額となりますので、1,000円程度から8,000円程度まで、入居されている方の所得に応じて金額はまちまちとなっております。

○浜口委員： それだけか。

それで、ちょっと私、計算機持っていないのやけど、今、あなたが言ってくれた金額で、トータル幾らになる。年間で。

○嘉藤係長： 順に申し上げます。市営住宅の家賃収入につきましては、令和元年度の実績といたしまして、65万7,100円となっております。改良住宅につきましては、1,842万1,700円となります。七森中層住宅につきましては、113万8,200円。身障者住宅につきましては、9万1,200円ということになります。以上です。

○浜口委員： 計算してくれる、一回トータルで。

○嘉藤係長： トータルにつきましては、令和元年度の収入済み額といたしまして2,030万8,200円となっております。

以上です。

○浜口委員： 家主が有田市であって、貸している家、中層であれ、改良住宅であれ、2,000万円ながしの家賃になっていると。それが他の市町村との対比、比べたことあるのかな。家主というのは、畳1枚、ふすま1枚、傷んだら直さなければならぬのよ、有田市が家主だから。そういう観点から考えると、その金額が維持管理に係る費用等々と勘案して、どれぐらいであればいいのかなというような、そろばん勘定というのをされたことはあるのか、ないのかというところをお聞きしたいのやけど、どうやろ。していなかったらしていないで結構です。

○嘉藤係長： 具体的にはそういう勘定はしたことはございません。

○浜口委員： 真面目な答弁で結構でございます。だけど、やはり家主であるということを考えれば、そういったことも、私が今申し上げたこともやっぱり念頭に入れてやっていただかないといけないと思います。

もう1点、昭和50年頃、建てた当時はいろいろな事情もあったのかも分からないけど、入居者はきちっと名前が分かっていた。どうも最近、その家の人が亡くなってしまっているのよ。しかし、誰かが入っている。そういった管理を市はされているのか、されていないのか、これも真面目に答えてくれますか。

○脇村課長： 市営住宅、また改良住宅につきましても2年に一度、必ず私どものほうで各地区の住宅の委員さんを通じて入居者、また同居者の報告をしてもらうようにしております。

以上です。

○浜口委員： それは信用してはいけないね。県営住宅なんかの場合は、よく県の便りのやつに宮原の新町の県営住宅が空いたから、また糸我の県営住宅が空

いたからといったことで、県の場合は公開抽選会というのをやっている。有田市の場合は全部詰まっているのだな。空くことは、市のほうで空いたということを知ったことはあるの、ないの。あがってくるときにはもう全部埋まっているのか。

○脇村課長： 退去されるときにはもちろん市のほうに、私どものほうに退去をしますという届出が出ます。その中で、各地区、初島町の北原、砂浜、またソト浜です。あと七森であったり港地区、それで須谷等、何か所かに住宅がごさいますけども、全てその住宅には住宅管理委員会という会を何名かの委員さんで構成させていただいておりまして、その委員さんに例えば砂浜であれば砂浜の何番の住宅が退去されたので、募集をかけてくださいというふうなお願いをいたしまして、そちらのほうで募集をかけて、複数名であれば抽選でやったりとか、そういうふうな形で委員さんで行っていただいております。

その後、誰々に決まりましたということで、また私どもに報告があれば必ず入居者、また同居者の氏名も確認の上、許可を出すというふうな形にしております。

以上です。

○浜口委員： ということは、委員会からの報告では空けば、新しい方が入ったとかという報告を市は受けているということやね。中身はどうであるのかは知らないけど、まあ報告だけ受けているということで、そうすればまた、例えば、今、私の知り合いとか、何名か入院しているのよ。多分帰ってくることはないと思うのやけど。そんなときにも、もうその人はその家が要らなくなれば、市のほうに、誰かが、地区の審議委員なりが、この家は空いたでという報告は逐次、的確に受けているということやね。

○脇村課長： そのとおりでございます。入院中等々であって、退去するということも、全て報告は頂いております。

以上です。

○浜口委員： その報告だけでなしに、市として疑うのではないけど、現地の精査もしているのかな。

○脇村課長： もちろん現地調査もしておりますし、また、新たな入居者が入るとなれば、そのままその方に渡すというわけにはいきませんので、リフォーム等をかけて、畳の入替えをするなど等々してございますので、必ず市の職員が把握しております。

以上です。

○浜口委員： 先ほど、改良住宅が5,500円。まあ市営住宅は1,000円から所得に応じてということで、ばらつきがあるのやけど、今、私はこの金額を聞いて、このようなものなのかな。よそと比べてどうかな。私も一応1回、20年も前に、委員会と、そして隣保館長と田辺のほうに、全く同じ面積の仕様のところの家賃を視察に行った経験があります。1回皆さん方も同じ大きさのところ、家主である有田市が、家賃が的確であるのかないのかというところも把握してみ

たらどうかと思うのやけど、いかがですか。

○脇村課長： 大変ありがとうございます。今後一度、そのような形での確かかどうかということを検討していきたいと考えております。

以上です。

○浜口委員： 私は、値上げをするとか、しないとかという話でないので、有田市の財産である、家主である有田市が貸しているその家がどの程度であるのかなど。安ければ安いほど入居者にとっては歓迎であるわけです。

しかし、その金額ぐらいはやっぱり把握する必要があるのではないかと思うので、よろしく願いしておきます。私も時間の空いたときに、今、有田市にある改良住宅なり、また、中層のところなりが的確であるのかなという、私なりの足を運んで調査して、また、皆さん方に報告もさせてもらえらると思うので、皆さん方も、ひとつ調査していただきたいと、よろしく頼んでおきます。

以上です。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

○岡田委員長： ないようですので、次の8款に進みます。

説明員の方は移動願います。

会議の途中ではございますが、3時25分まで休憩したいと思います。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時25分

○岡田委員長： 休憩前に引き続き会議を始めます。

次の第8款に進みます。

消防費の説明を願います。

○尾藤課長： 歳出 第8款 消防費の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○上野山委員： 169ページの右側の14、使用料及び賃借料の中の電話回線借り上げ料約350万円となっているのですが、これは何か専用回線とか特殊なものだと思うのですが、これの内訳を教えてくださいよろしいですか。

○尾藤課長： これの352万2,770円の内訳ですけども、順番に言います。有田警察署との直通電話、それからアプローチ回線というデジタル無線、これが有田振興局にあるのですが、そこと電話回線をつないで、デジタル無線を網羅する事務費用、それから、NTT電話の7年間リースの費用、それと、フォーマの借り上げ料も、緊急自動車7台分、それから、発信地表示、119番でかかってきた途端に、ここだと自動で発信するようなシステムになっているのです。

これがちょっと高いのです。この発信地表示のシステムの利用料、それとサービスの利用料を合わせて352万2,770円となっております。

以上です。

○上野山委員： その発信地が分かるシステムというのは、それは電話会社が何かやっているものなのですか。

○尾藤課長： これは、26年に指令装置を更新したときの新たなシステムなのですが、NTTが持つデータを使用して、瞬時に表示するというシステムになってございます。

○上野山委員： それは、データはNTTのデータですけど、システム自体はNTTではない、民間か何かのシステムですか。

○尾藤課長： いや、いずれもNTTのものです。

○上野山委員： すみません、勉強不足で申し訳ございません。

そうしたら、デジタル回線とか、無線とか、携帯電話とか、通信に関するものがほとんどここに入っているということによろしいのですね。

○尾藤課長： そのとおりでございます。

○上野山委員： 分かりました。以上です。ありがとうございます。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○上野山委員： すみません、もう一つ。講習でドローンの操縦者、3名行かれているということなのですが、そうしたら、ドローンをお持ちだと思いますけども、保有台数と、運搬可能な重量というか、それをちょっと教えていただいでよろしいですか。

○堺課長： 保有台数は1台です。基本的に物品を持ち上げる能力はないと思います。

○上野山委員： 今、ドローンの需要というのは非常に多くなってきています。2年前ぐらいだったか、あの台風のときに、和歌山県と色々な消防でというところで、上から人がいないところをドローンで調査してということがあったと思います。

そのときに、保有しているところを必要なところが貸し借りしますというような協定を、和歌山県はある程度のところと結んでいると思うのですが、消防として、そういった協定には入られていますか。

○尾藤課長： 消防独自ではその協定には入っておりません。

○上野山委員： そうしたら、もうこの1台でもう全て、あったときには有田はこの1台でやると。で、ほかへ、万が一必要であっても、これは貸し出ししない。そういうことによろしいのでしょうか。

○尾藤課長： 実は、このドローンですけども、30年の8月に市内の業者から寄贈で頂いたものでございます。で、そのときに、消防本部に1台、それと市の防災安全課に1台ということで、市関係としては同じものを2台保有してございます。

それで、もし万が一に必要があれば、その2台を活用することは可能かと思

います。

以上です。

○上野山委員：先ほども言いましたように、有田市だけじゃなくて、和歌山県は台風が多くて、2年、3年前に非常に災害に遭いました。

で、今、ドローンの操縦者の方はいろんなところで、以前勤めていたNTTでも、操縦の人がいろいろ、たくさんの方が免許を取ったり、講習を受けたりしているのですが、やっぱり台数は多分圧倒的に少ないのです。

それで、必要なときに、本当に必要なところで使ったほうがいいと思うので、ぜひ、ちょっと調べていただいて、そういう協定といいますか、もしそういうものがある、参加できるのであれば、もちろんここがすごく甚大であったら、貸すことはないのですけども、やっぱり必要なところに貸し出ししてあげるとか、そういった弾力的なことも考えていただけたら、和歌山県としてもすごくいいのかなというふうに思いますので、ぜひそこら辺を検討というか、調べていただいて、もしできるものであれば弾力的な運用をしていただくように、お願いします。

○嶋田消防長：先ほど言われました上野山委員さんの応援みたいな形になるかと思うのですけど、消防では、近隣消防、例えば有田川消防とか、海南消防と応援協定を結んであります。

で、その中に救急での応援、あるいは消火での応援、その中にその他ということ、こういうドローンでも応援したらいいのかと、お互い思っております。以上です。

○上野山委員：了解しました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○岡田委員長：ほかに御質疑ございませんか。

○中谷委員：173ページの消防団事業人件費の報酬のところ、消防団員250人で648万5,830円と記載されていますが、この主要施策成果のところの91ページには、この報酬のところの消防団員が244名になっているのですが、金額は同じなのですが、これの違いを説明してください。

○尾藤課長：この違いは、実は、有田市の消防団の定数は250名でございます。実員は日々やめたり、入ったりとかあるのですけれども、この消防団員244名というのは、この数字を捉えたときの、そのときの消防団の実員数でございます。

○中谷委員：ちょっとだから逆に。要するに、ここの会計の報告書は、あくまでも定員よりも実際、アクチャルで載せるべきだと思うのやけども、だから、同じ押さえたときのこの主要成果報告書の244にすべきではないかと思うのですが、これはもう毎年そうになっているのかな。

○山本課長：中谷委員御指摘の250名と決算書に出ている件ですが、こちら、当初予算の際には、今申し上げました定員数の250人で見ております。システム上、予算のものに対して決算という引っ張り方をして、決算書の出力がされているもので、こちら250人というのがシステム上引っ張ってしまった数字でございますので、今の説明の244という実数である。決算の場合の表記の仕方につきまし

ては、今後、決算上の表示となるよう、こちらのほうでも変更させていただきたいと思います。

以上です。

○中谷委員：　そういうことで、ちょっと誤解する恐れがあるので、その辺は今後よろしくをお願いします。

あと1点、この報酬には適用されないと思うのやけども、実際の消防団員の方から、例えばこの間も警報とか出たときに、自宅待機があつて外出ができないのやという話をお聞きしたのですが、そういうのは、結局、自宅待機なので報酬には還元されないのやけども、大変やなと僕は思って、逆に言ったら、有田市でそういった警報が出て、実際自宅待機で終わってしまうというのかな、それで、実際出動したとかいう延べでもいいので、年間のそのようなアクチャルの数字があつたら、教えていただけませんか。ちょっと参考に、自分の資料としたいので。

○尾藤課長：　それでは、令和元年度中の実際の出動について御説明いたします。

まず1点、5月17日には行方不明者捜索による出動ということで1件ございます。それと、8月の22日に台風による警戒出動ということで、市内各所で出動をいただいております。それから、10月の15日、台風19号による警戒出動ということで、団本部、3名様だけの出動をいただいております。それと、12月28日から12月31日までの4日間、これを年末警戒出動ということで出動いただいております。それと、災害出動で、有田市の火災1件につきまして出動ということになります。これで5回、延べの384人の出動ということになってございます。

以上です。

○中谷委員：　今のは実績ベースなのやけども、そうしたら、自宅待機したのやけども、実際には出動しなかったというものはつかめていないのかな。それは延べの人数じゃなしに、何回ぐらい。多分、結構頻度はあると思うのです。もしそういうデータがあつたらでいいので、また後日でもいいので。なかつたらなかつたでいいですけど。

○尾藤課長：　先日、小さな警報が出ているのですけども、そのときも自宅待機ということになっていたと思います。ほかにもあるとは思いますが、調べてまとめて、また提出させていただきます。

○中谷委員：　よろしくをお願いします。

○岡田委員長：　ほかに御質疑ございませんか。

○宇野委員：　主要施策の88ページ、下の段、救急救命士1名取得したとあるのですが、今、救急救命士の資格を持っている方は何人おられますか。

○尾藤課長：　今の有田市消防職員で救命救急士の資格は16名でございます。

○宇野委員：　その中に、女性の方は。

○尾藤課長：　今のところは全員男性の職員ですので、全員男性ということになります。

以上です。

○宇野委員： 今、救急車両は何台かな。

○尾藤課長： 2台と、予備車1台、3台で活用しています。

○宇野委員： いろんな要請があろうけれども、ほぼ、それだけの3台もあれば十分に間に合うと言ったらおかしいのですけれども、やっぱり市民の生命や安全を守るためにも活動してもらわなきゃいけないので、十分間に合っているということですね。

○尾藤課長： 同時に3台出動することもございます。その場合でも最低でも1名以上救急救命士が同乗ということで心がけております。

○宇野委員： ありがとうございます。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○生駒議長： 先程、中谷委員が、災害時とか待機のあれは、消防団員の指揮系統はどのようになっているのかな。例えば、団長から各団に待機せよとか、もしくは本部から、こうこうで待機してくださいとか。それはどこが。

○尾藤課長： 一応消防団本部に署に来ていただいて、今回の出動待機をどういたしましょうということでお伺いを立てて、それにより発令していただいています。

○生駒議長： 了解です。

○中谷委員： 主要施策で90ページのところの救急救助活動事業内容で、ちょっと教えてほしいのが、一般負傷の205件の198名というのは、これは交通事故でもないし、急病でもないのやけども、この一般負傷というのはどのような内容か、ちょっと具体的に。

○堺課長： 一般負傷とは、転倒したとか、包丁で切ったとか、そんな感じの一般的にけがをしたという、打ち身とか打撲でも一般負傷に当たります。

以上です。

○中谷委員： 家庭内で、交通事故以外で、外でもそうやけども、そういう今言ったような内容のときに、連絡来たときに出る内容として一般負傷というくくりでいいのかな。

○堺課長： そうです。そのとおりでございます。

○中谷委員： 分かりました。了解です。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○浜口委員： 名前は変わったけど、エネオス、旧東燃ゼネラルやけど、この火災事故はいつあったかな。エネオスの和歌山工場の火災がいつやったかな。タンクと、そして、脱蠟の配管による火災があったのは、これはいつやったかな。

○尾藤課長： タンクの火災は、平成29年1月18日、それともう一件、製造所の火災が同じく29年の1月22日でございます。

○浜口委員： この説明書の171ページ、一番下段のところ、委託料ということで、これは日本保安協会に一千万何がして、タンクのいわゆる溶接面とかの検査をしてもらっているものだと理解しているのやけど、これは、この前の35番

タンクのときは、そういった保安検査の怠りではなしに、工事のやり方によって大きな火災を起こしたわけ。ソト浜の35番タンクで。

またまた、タンクの接手とか、プレートとか、溶接面によって火災が起こることもあり得るかも分からないので、保安協会のそのタンクの調査については、皆さん方も勉強して、しっかりと火災が起こらないようにしていただきたい。

もう一点、工場内の配管に穴が空いていた。そこからナフサが漏れたという件について、確かに配管には穴が空いておったのやけど、早い時期に、いわゆる経年とって、上の剥げたペンキをとって、新しく塗り替えを早くしておれば、原因が分かった。お金がかかるから長い間やらなかったと。それによって少しずつ腐食するところが大きくなって穴が空いた。そこから油漏れによって工場内の大火災につながったというのが、調査の報告であったと思います。

今度は、ゼネラルがJXになり、そしてまたエネオスになって、なるべく消防署のほうから工場に対して言ってやれば、エネオスは聞く耳を持っているという話を聞いたので、塗装をかけなさい、塗装を一日も早くやりなさいというような具申を。これはJRの電車に乗って和歌山に向いて行ったら分かると思うのやけど、どこもここも真っ茶や。

というのは、ペンキ塗装をやると金がかかるから、やらないの。もうこの工場、操業していないのかなと、知らない人たちが言うぐらい、装置がさびついている。

しかし、今までの経営陣でなしに新しい経営陣は、やはり工場はきれいに、塗るべきものは塗らないかと、こういう具合に話されている、私も聞いた。それは、有田市の消防のほうから少しでも言ってもらえれば、私らもエネオスの本社のほうに、塗装をかけなさいよと、有田市の消防のほうからも指摘受けましたよと。ぜひ、そうして言っていただきたい。このような話もありますので、火災の防止も含めて、そういうことを和歌山工場に対して具申していただきたい。あの騒ぎは二度としてほしくない。初島地区が全員避難指示を受けて、この向こうの文化福祉センターなり、箕島中学校の武徳殿に、みんな避難したのよ。ああいうことが起こらないように、原因を早く究明するためには、その方法しかないのよ。まだまだパイプラインのどこが裂けるか分からん。今までやっていないから。そういう点も十分、この際、新しく消防長も、皆さん代りましたので申し上げますので。エネオスには常に監視の目と指導体制をしっかりとやっていただきたい。希望しておきます。希望者があれば御答弁願います。

○**嶋田消防長**： 今、浜口委員言われたとおり、有田市消防本部では、年2回、和歌山工場のほうへ立入検査を行っております。で、2回のうち一つにつきましては製造所、そしてもう一つにつきましては、タンクのほうを集中的に、立入検査を行っております。

で、今年の11月にタンクの立入検査を集中的に行います。そして今、浜口委員が言われたとおり、タンクの塗装とか、配管の例えば保温材が剥がれているとか、あるいは、タンクヤードに草とかが生えているのであればその管理を、

そういうところを私たちも徹底して指導をしております。

今後、引き続いてさらにその点につきましては指導をしていきたいなと思っています。

以上です。

○浜口委員： 了解。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○上山委員： 決算書の175ページ、水防費で確認なのですが、15節の工事請負費で水防倉庫解体工事費55万円と上がっているのですが、市内に水防倉庫は幾つあるのかと、それで、その解体することによって一つ消えたのと違うのかなとか、また新たなのがあるから、もう解体したなど、そこらを明確に詳細にお願いいたします。

○尾藤課長： 現在、有田市内の水防倉庫は7か所であります。で、この解体としたというのは、初島の水防倉庫1基を解体してございまして、これにつきましては、有田市消防署化学基地出張所跡のガレージのところに、土のうとか、たくさん置いているのですが、今、それと共用で使うということで運用させていただいております。

○上山委員： 1個減ることによって、別に不具合が生じるというような感じじゃないという認識でいいのですか。

○尾藤課長： そうです。うちのところとその初島と同じところに置いていることになったというか、不具合はないと思っています。

○上山委員： 分かりました。

○宇野委員： 主要施策の92ページ、消防施設費の消火栓新設工事費負担金について、ちょっとお伺いします。

この消火栓を新設する場合には、いろんな条件があろうと思うのですが、その辺をちょっとまず聞かせてもらえますか。半径とか、いろいろあると思うのやけど。

○嶋田消防長： 今、宇野委員が言われたその消火栓の設置の条件があるのですが、有田市消防本部には、有田市消防水利計画というのを定めております。で、どういったところに消火栓を設置するかというと、もちろん配管がある地区であるとか、あと、有田市は、先ほど言いましたその整備計画というのは、1つの消火栓に対しまして半径120メートルで網羅しております。それでカバーできていないところ、かつ配管の通っているところで消火栓を設置していくという計画を立てております。

現在でしたら、約94%の設置率となっております。

以上です。

○宇野委員： もちろん消火栓をつけようと思ったら、その本管の上に乗せなければ絶対につかないことやから、半径は120メートル。

○嶋田消防長： 1つの消火栓で半径120メートルをカバーできるということで、そういうカバーに漏れているところは不足していると、そう認識していただい

ればよろしいかと。

○宇野委員： そうしたら、今年の初めだったか、去年の暮か、寒いときに、僕は星尾だけど、隣の隣の家が火事になったのです。まあ、それで半壊で済んだのですが、消火栓をつけてもらっていたおかげで2か所から送水できまして、早目に抑えることができた、大変喜んでおりましたけど。

ただ、その消火栓をつけたときに、ホースも買わなきゃいけない。格納庫もあれは2分の1、自治会でやるのかな。先っちょだけ、消火栓のあの先はどうやったかな。何か、ほとんど自前でしなくてはいかんというような形だったと思うのです。

ちょっと聞いたところでも、ほとんど九十何%は行き渡っているということですが、年間のその消火栓の設置要望というのは大分ありますか。

○堺課長： 市内各地区において、消火栓の設置率というのはもう大変上がっています。ここ最近では、新設で要望等がないような状況でございます。

以上です。

○宇野委員： ないような状況ということであつたら、一つ無理を言って悪いのやけど、ここで85万3,000円とか、初島は50万円か、いろいろ出ていますけども、新たに新設する場合には、こういうのを消防で持ってあげることができないのか。人命を守るための設備やからよ。

○尾藤課長： 申し訳ございません。一応、この消防ホース、格納箱等々につきましては、自治会で御負担いただいております。

○宇野委員： それは分かっている。けども、そんな要望がないということであれば、もし、よそから言ってきたときには、設置してあげたらどうかなという思いを申し上げているのよ。

○尾藤課長： 現に予算を立てたことがないのです。で、あとは自治会で設置いただいているところもございまして、そこら辺とのバランスとかもあると思います。そこら辺を考えながら、今後は検討していきたいと思っております。

○宇野委員： 悪しき慣習を踏襲するか、令和3年には、新しい施策として頑張ってみるか。

○嶋田部長： 今の御質問の答えになるかどうか分かりませんが、今、自治会という話がありましたけど、自治会のほうでそれぞれ自主防災組織という形で組織のほうをつくっております。そこに対して、このホースなども補助対象にしておりまして、要望していただければと思っております。

以上です。

○宇野委員： 自主防災組織から市役所に要望すればいいわけですか。

○嶋田部長： 毎年、自主防災組織から、こういう資材が不足しているとか、このホースもそうですけども、あるいはほかに防災のためであるとか、避難訓練の費用であるとかも、そういったことで要望いただいて補助金を出しているところでございます。

○宇野委員： あれはたしか、僕の記憶であれば地域全体の中で相談しながら、

今年はこれをしまししょうかと、そういう形であったと思うのやけど、その辺は
どうなのですか。

○嶋田部長： もちろん自主防災組織の中で協議いただいて、申請をしていただ
くという形をとっております。

以上でございます。

○岡田委員長： よろしいでしょうか。

○宇野委員： そしたら、結局は、全部で8地区でしょう。それで、保田は保田
で固まらなあかんでしょうな。で、その中で相談して、今度はこれにしましよ
うかという話になってくるわけで、そうしたら優先順位というのは自分らで決
めなければいけないということやな。

○嶋田部長： この自主防災組織の補助金については、一応予算の枠はございま
すが、それぞれ調整して、ほぼ希望どおりの補助を出せているかなというふう
に思っております。

以上でございます。

○宇野委員： 了解しておきます。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委 員： なし。

○岡田委員長： ないようですので、次の9款に進む前にお諮りいたします。会
議の途中ですが、この程度にとどめ延会としたいと思いますが、これに御異議
ございませんか。

○委 員： 異議なし。

○岡田委員長： 御異議なしと認め、延会といたします。次回は10月23日金曜日
午前10時より開催いたします。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

延 会 午後4時20分

令和 2 年 10 月 定 例 会
予算決算委員会記録 【決算の部】

令和 2 年 10 月 23 日 午前 10 時 00 分
全員協議会室

- 付託案件
- 決算第 1 号 令和元年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を
求めることについて
 - 決算第 2 号 令和元年度有田市国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定を求めることについて
 - 決算第 3 号 令和元年度有田市初島財産区特別会計歳入歳出決算の
認定を求めることについて
 - 決算第 4 号 令和元年度有田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定を求めることについて
 - 決算第 5 号 令和元年度有田市介護保険特別会計歳入歳出決算の
認定を求めることについて
 - 決算第 6 号 令和元年度有田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定を求めることについて
 - 決算第 7 号 令和元年度有田市上水道事業会計剰余金の処分及び
決算の認定を求めることについて
 - 決算第 8 号 令和元年度有田市立病院事業会計決算の認定を求め
ることについて

出席委員 岡田行弘委員長・中西登志明副委員長
浜口元司委員・西口正助委員・福永広次委員・宇野博治委員
堀川 明委員・中谷桂三委員・児嶋清秋委員・池田敦城委員
上山寿示委員・小西敬民委員・成川 満委員・上野山善久委員

生駒三雄議長

経営管理部 嶋田博之経営管理部長・大松満至経営管理部理事
山本芳規経営企画課長・谷中祐子財政係長・

市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・桃井克博健康課長
森川高行健康課主幹・若松伸行高齢介護課長
田中育美保険年金係長・福田典久介護保険係長
石井義人高齢者支援係長

経済建設部 河野孝司経済建設部長・鎌田利宏産業振興課長

泉泰朗産業振興課主幹・脇村哲弘建設課長
 佐原直樹庶務係長・児嶋信毅工務係長
 嘉藤峰征建築住宅係長・田中穂積水産係長
 出納室 森川直子会計管理者
 教育委員会 谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育委員会参事
 筋原 章教育総務課主幹・嶋田実明生涯学習課長
 岩田吉広市民会館館長・田中康元総務係長
 溝上 博給食センター長・田廣研作社会教育係長
 児嶋利樹社会体育係長・土井万喜子文化振興係長
 水道事務所 江川敦夫水道所長・北野宏幸水道課長
 井本恵介工務給水係長・上田章二業務係長
 市立病院 神保佳紀病院事務長・石井絹代庶務課長

 議会事務局 田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記

再開 午前10時00分

○岡田委員長：あいさつ

第9款の説明をお願いします。

○伊藤参事： 歳出 第9款 教育費の全般の説明

○伊藤参事： 歳出 第9款 教育費の関係部分の説明

○嶋田課長： 歳出 第9款 教育費の関係部分の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○池田委員： 小学校費の消耗品なのですが、少しこれ予算より増えているのですけど、何か買い足したというか、この増えた要因は何ですか。

○田中係長： 年度末にトナーと紙とかが不足したために、今回買わせていただいて、予算より増えた状況になっております。

○池田委員： それと、この遊具の修繕料88万に対して87万9,990円ってすばらしく予算に対しての決算額、どういうこと。

○岡田委員長： 何ページですか。

○池田委員： 今のと一緒です。小学校費で、決算書183ページ。

○岡田委員長： 答弁願います。

- 筋原主幹： 修繕料につきましては、宮原小学校のシーソーを移設したりとか、新設したりとか、初島小学校のブランコの座面を変えたりとか、そういった内容になっております。ぎりぎりまで予算額を使ってというふうなもので、請負業者に本来ならばもうちょっとオーバーするのだけど、予算額がこれなので、これ以内で抑えてほしいという交渉の上で、予算いっぱいの決算金額になっていきます。
- 池田委員： これはもう決まった業者にお願いをして、ずっと同じ、随契みたいな感じですか。
- 筋原主幹： はい、そうです。
- 池田委員： それと、その下もちょっと修繕料増えているのですが、予算に対して40万円ぐらい増えているのかな。これも先ほどの遊具の修繕とは違う方法でやっているのですか。これは入札。
- 筋原主幹： 大きな金額のほうについては入札とか、見積もり合わせをしております。小さな30万円以下とか10万円以下については、ある特定の方々にお願いしております。
- 以上です。
- 池田委員： 先程の遊具、約87万円ですよ。30万とかだったら分かるけど、八十何万円でも随契で行っているのですか。
- 筋原主幹： 遊具につきましては代表的には2つだけ言いましたが、多数、修繕があり、すべて30万円以下であり、個別で依頼しております。
- 以上です。
- 池田委員： 建物修繕料の増えた要因というのは何かあったのですか。
- 伊藤参事： 学校施設老朽化していますので、傷みとか、そういうのもございますので、後で調べてからお返事いたします。
- 池田委員： はい、分かりました。
- ひとつ教えてください。プール、開栓手数料という900円、これって何をするのでですか。
- 田中係長： 箕島小学校と田鶴小学校と保田小学校がプールの開栓が別の契約となっておりまして、基本使用料を払う期間を短くするために開栓を分けております。
- 開栓を部分的に開ける必要がございますので、1回300円がかかるので、3校で900円かかるということです。
- 池田委員： 分かりました。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 上野山委員： 決算書の183ページの小学校費の中で繰越しの金額ですね。たくさんあるのです。先ほどの説明の中で、たしかネットワーク工事等が繰り越されているというふうに説明があったと思うのですが、ちょっと具体的には今年度一人一人にタブレットが渡るようになりまして、それとこのネットワーク費が翌年になるということについて、不具合があるのかないのか、そこら辺ちょ

っと教えていただけますか。

○伊藤参事： 3月補正でお願いしたものでございまして、国の補助金を使って、そのまま繰り越しさせていただきました。

国のGIGAスクールの1人1台構想の中にある校内LANなど、国の補助金を活用しての経費でございます。これも小学校、中学校、そのまま3月補正でお願いして、本年度に繰越しということで、今準備してございます。

○上野山委員： そうしたら、タブレットがそろそろよりも前に工事は進むという考え方でよろしいですか。

○伊藤参事： そんなふうに、今準備をしてございます。

○上野山委員： 具体的な日にちを教えてください。

○田中係長： タブレットが年明けぐらいに入ってくる予定になっていますので、それまでに整備をしていきたいと考えています。

○上野山委員： ありがとうございます。

物はあっても使えないという状況だけはやめていただきたいというふうに思っておりますので、速やかにしていただきたいと思います。それに伴って、中学校のほうはもうネットワークは完成しているということでよろしいでしょうか。

○田中係長： 同時進行で、小学校、中学校共に、同時進行で進めているという状況でございます。

○上野山委員： 承知いたしました。

小学校と同じように中学校もそうなった段階で活用できるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

主要成果報告書の101ページの下段、市民会館での自主事業の中なのですが、これ、人が来ていただいたり、オーディションであったりとか、様々なことがあるのですが、どの部分で費用がかかって、どの部分で費用がかからないというのをちょっと教えていただけませんか。

○岩田館長： 会場費は全てかかるようになっております。紀文ホール代というのは全てかかります。あと、自主事業を全部、みてみますと、近畿大学さんのは交通費だけかかります。バス借上げとか、そういうことも人数のことですので、結構70万程度だったと思うのですがかかります。

それから、NHKののど自慢というのは制作費とか全てNHKが持ちまして、その他細々した費用がかかります。

それと有田川、オーディションは、そんなに会場費程度ですけども、大阪交響楽団特別演奏会、これは日本交響楽振興財団との共催となっており、その他会場費、その他雑費がかかったということです。

それと、映画会は全て自主事業のほうでやっています。「焼肉ドラゴン」は映画です。

それから、橘の里コンサートというのは、これも橘の里の実行委員会のほうで全て費用を持っていただいて、チケット販売等の協力をしているだけで、会場費もこれはかからないです。

それと、信友直子さんの講演会ですけれども、これは全て自主事業です。これは映画と監督の講演会「ぼけますから」という映画と監督の講演会をやったやつになります。それから、西川ヘレンさんの講演会、これも全て自主事業です。それから「グリーブック」という映画です。これも自主事業です。

それと北海道歌旅座のコンサートは全て自主事業なのですけれども、入場料をある程度取ってしまして、入場料相当で出演料が賄えるような形になっております。

それから「ワンダー」という映画で自主事業です。市民参加劇「有田川」は先ほどほかの項目で補助金であったように、宝くじの補助金を受けておりまして、そのほかの業務は自主事業でやっております。

それから、ゼロ歳児のオーケストラというのも、これは延期になってはいますが、出演料は大和ハウスということで、会場費等雑費はかかって、これは延期ですけれども、行いました。細かくなりましたが、以上です。

○**上野山委員**： すみません、自主事業とこうなっているのですが、具体的に、要は何が言いたいかということ、費用対効果のところを見たいなあと思ってまして、参加人数のところ、多分キャパは700ぐらいですよ。700マックス、のど自慢はありまして、ほかのところも半分以上来ているので大分いいのかなあとは思いますが、属人的な話になってしまいますけど、ここでいったら西川ヘレンさんの講演料というか、その費用とどれだけ収益が上がったか、これだけマイナスになったけれども、どういった感想があってすごくよかったというのが、もしはっきり分かれば、非常に効果が、マイナスになったとしても市民のためになったという判断ができると思うのですが、そこら辺で具体的にこの西川ヘレンさんと、その上の信友さん、この2件について具体的なことは公表できないのでしょうか。

○**岩田館長**： 金額はそれぞれ出ているのですが、全ての行事についてアンケートを取ってしまして、信友さんは「ぼけますから」という、フジテレビの日曜日か何かでミヤネ屋のドキュメンタリーから映画になったものなのですが、老人問題を扱ってしまして、大変、来ていただいた方には好評でした。監督さんの両親をドキュメンタリー映画で撮った映画を上映して、監督さんと交流いただいて、そういう認知症の問題について、大変理解が深まったということでご好評でございました。

西川ヘレンさんの話につきましても、これは自分の親と西川家の親の介護の話を中心にしていただいて、アンケート等でも大変好評でございました。

どちらも広く見ていただくために無料でやっているのですが、効果はあったというふうには捉えております。

○**上野山委員**： 今、お話いただいたように、アンケートの結果もいいということであると思います。

こういったことは無料でやられることも多いと思うのですが、やっぱり先ほど言いましたように費用対効果といえますか、誰でもいいというのじゃなく

て、やはりいい人はまた数年たったら来てもらったほうがいいし、今、全然有名じゃないけれども、いろいろ調査して、タイムリーに人に来ていただいて講演していただくとか、そういったことをこういうところで、市民に向けてやっていただきたいなというのがあるので、ぜひとも研鑽していただいて、やっていただけたらと思います。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○上山委員： 決算書の207ページの上段で、市民会館のほうの委託料って音響システムからいろいろあるのですけれども、建ったばかりで、まだ新しい中で、この音響システム保守点検委託料、あと舞台照明とか、空気環境測定業務委託料とか、その委託内容というのはどのようなことをやっているのか、ちょっと簡単でもいいので説明をお願いいたします。

○岩田館長： 音響システムと照明につきましては、建築して一年間保証期間内ということでやっていなかったのですけども、この年度から始めました。

音響システム、実は全ての音響機器の動作が正常であるかどうかというのを見てもらって、事前に故障しそうな箇所とかを取替えたり、実際、スピーカー1か所が鳴っていないところがあったというのも見えていただいて、交換したりしております。

照明機器につきましても、正常に動作しているかということで見てもらっているものです。

あと、空気環境測定につきましては、これは法定で保健所のほうで提出する特殊建築物の項目によるものでして、必ず検査しなければならないというふうな法定の検査です。

○上山委員： 空気の環境って分かったのですが、こちらには音響とか舞台って、貸出のときには試用をやって、割にテストをやったりやっていると思うのですけども、例えば年に何回ぐらいどんなことをやっているかという部分は分かりますか。結構金額張っていると思うので。

○岩田館長： 音響は年に1回です。照明はちょっと複数回ですけど、ちょっと記憶にないので、また後ほどにしていきたいと思います。

もちろん貸出のときには正常動作しているかどうかというのはあるのですけども、実際には興行、自主事業もそうなのですけども、有料で貸して、その方が入場料を取られて、コンサートとかされるときに、その場で動かないということになると大変な問題になりますので、有名な歌手とか、高額なギャラで呼んできて、興行うたれている方がおりますので、貸すときには万全な状態にしおかなければならないということで、メンテナンスを行っております。

○上山委員： ちなみに、委託業者というのは分かります。委託先。

○岩田館長： 分かりますけども、音響とか照明については設置した業者になっております。

○上山委員： 先ほどスピーカーが鳴らなかったとかって、1年保障という中であったらもう機械的にはもう1年経ったら全部それはとか、機械保証であ

るとか、それか建築のあれで最初から鳴ってなかったの違うかな。僕らからはちょっとみたら思うのやけども、そこらはどうですか。

○岩田館長： 一応、引き渡しの際には完全に動作しているというふうなことで、引き渡しを受けていますし、鳴っていたと思います。

ちょっと余談になるかもしれませんが、他の設備で当初から不良だったものは、一年過ぎても直してもらったものとかありますし、そこら辺は十分気を付けて運用しているというふうに考えております。

○上山委員： 結構、その委託料高額なので、そこら辺きっちりやってもらえたらなと思うので、そこはまた注意してよろしく願いいたします。

○池田委員： 給食センターの管理事業で500万円近く上がっているのですが、その要因を教えてください。

○岡田委員長： 答弁をお願いします。時間が必要ですか。

○伊藤参事： すみません。後ほどご説明いたします。

休憩 午前11時5分

再開 午前11時15分

○岡田委員長： 休憩前に引き続き会議を始めます。

先ほどの質疑に対して答弁をお願いいたします。

○溝上学校給食センター長： 先ほどの給食センター管理事業に関してですが、主に修繕費の排水施設のメインのぼっ気ブロアーが壊れたため、それで修繕の必要がございました。ぼっ気のブロアーというものがあるのですけれども、排水施設については大きく、1日80トン进行处理する施設です。家庭用のぼっ気のブロアーと全然違う、かなり大きなものになるのですけれども、それが開所以来18年間、全然買い替えなかったこともあり、急に壊れたのです。そのために、緊急修繕で交換いたしました。

○池田委員： 突然壊れて、費用がかかったということですね。

○溝上学校給食センター長： そうです。

○池田委員： 予想外のということ。

もう1点、すいません。さっき、聞き逃して申し訳ないのですが、水泳場費、212ページの補正を何月に組んだのだったかな。約8,500万円。

○岡田委員長： 答弁できますか。

○嶋田課長： 平成30年度の3月補正です。

○池田委員： 30年度の3月補正ですか。

○嶋田課長： 申し訳ございません。31年度、元年度の9月と12月でございます。

○池田委員： この大きな金額を補正で組んで、不用額も約6,300万円。そのうち繰越明許費が約5,800万円となっているけど、これはやり方としてはどうなのか。

○嶋田課長： 新水泳場のほうにつきましては、本体工事と外構工事の決定、まず本体工事を入札して、後から外構工事の金額を補正でさせてもらったかと思っています。やり方については、経営企画課等と相談しながら、予算を上げさせていただきました。

○池田委員： 大松理事、今の説明について、もう少し具体的に願います。

○大松理事： 補足をさせていただきます。予算の上げ方、それから考え方ということで御指摘いただいているかと思っています。確かに、これは複数年にわたる工事、その監理業務、プラスアルファ外構工事という形で、予算を一旦上げて、例えば工事にしても、監理にしても、入札をして、その差額というものが発生するというのはあるのですけれども、先般も不用額の部分で、私が予算総計主義というお話をさせていただいた中で、減額が発生した場合は、その分を落として有効に活用するという、そういうお話もいただいている中なのですけれども、工事費が確定したら、例えば減額補正して、落として最終決算でなるべく不用額というものを出不いような形にしていくというのは、確かに、おっしゃられるとおりに大事だと思います。

ただ、大きな工事の場合、これも考え方によると思うのですけれども、年度を超えて、翌年度も工事をする場合に、一旦確定した工事、例えば1億円で予算を組んでいたものが8,000万円が入札され、2,000万円も差額が出ているという状態で、2,000万円を減額補正するかどうかの判断というのがあると思いますが、減額補正した場合に、工事の過程で変更が生じた場合、その予算が足りなくなるということもありますので、これは申し訳ないですけれども、そのまま持ち越させていただいて、差額があるのを分かっているながら翌年度へ繰り越して、結果的に使用しないで不用額というものが発生する場合があります。そういった部分も、この決算の中では出てしまっているというのはあると思いますので、補足して説明させていただきます。

○池田委員： これは何月完成を目指していたのか。6月だったかな。

○嶋田課長： 本体につきましては、3月末で、外構は当初は5月末ぐらいとは思っていたのですが、コロナ等々の影響で延びました。

○池田委員： 補正を上げた時期、その時期が妥当だったかどうかというのはどうですか。

○嶋田課長： 本体工事と外構工事の継続的な工事の経過の中で、補正の時期等を見て提出させていただいたつもりでございます。

○池田委員： 議会も認めているので、それはそれで仕方ないのですけれども、大きな金額の工事なので、当初に持ってこられなかったのかなと思ったので、お尋ねさせていただきました。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○西口委員： 今の関連だけど、大松君ね、このやつを見て、よく見ていると思う。このようなもの普通に見たらおかしいのでは。繰越明許が約5,800万円、不用額が約6,300万円。理由は分かる。金のこうこうだと。でも補正が発

生し、一番大事な金の動くとき、このようなとき、説明するときには、聞かれる前にきちっと、今日も出ていたのに。これ議会だけではないのですよ、あなた達もこういうことは聞かれたときに、事前に明確に答えられるようにということで、これを回しているのです。そういうところは説明のときに、この間も池田君から、こういうことについては、事前にきちんと説明できるようにということであったと思う。ここへ目がいかなかったら、審査能力がなくならん。誰が考えても、いくら考えても、日がわからなかったら疑問を持つ。金の動きと大きな不用額。たまたま、先ほど大松君から説明を聞いて、これはこうなったと分かったけれども。その辺りを丁寧に、優しく説明していただきたいと思います。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○成川委員： 204ページ、市民会館費、補正予算341万7,000円減額となっているのですけれども、さっき不用額の話もあったけれども、減額の補正というのは割と珍しいと思うので、その理由を教えてください。

○嶋田課長： 市民会館の事務所に、1名、職員で女性の方がおられまして、その方が、育休等に入られまして、その分が減額になっております。職員1名分の減額、育休分です。

○成川委員： 年間を通じていろいろあると思うのだけど、不用額の議論はいろいろあったので、今はしませんけれども、市民会館については、今、世の中がコロナ禍で全体的に委縮している。そのような中で、入場制限等があるのだけれども、結構、市民の人は市民会館、今度は何するのか、何か魅力のあること、楽しいこと、元気の出ることをやってほしいなという、こういう思いというのはあると思うので、中身をつくっていくのは協議会になるのか、協議会へ委託して、その中で委員さんらが考えてやってくれるのだけど、先ほども話があったけれども、その委員さんにも頑張ってもらって、当然、事務局が頑張らないといけないので、みんなが元気の出る、聞きたいなと思うようなメニューというのをつくって頑張ってもらいたいと思いますので、ぜひ魅力ある舞台芸術の情報発信をお願いします。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○児嶋委員： 209ページの上のところの学校給食センター費、不用額1,262万円余りという話でした。これは確かコロナ禍で学校の休日が増えたのでという、その時に業者さんへ、パンとかそういうのをしているのに、仕事がなくなって、何か手当などがされたということはないですか。

○伊藤参事： パンと米飯につきましては、学校休業の国の補助金もありまして、4分の3とか、そういうのがあるのですけれども、国の補助金を使っているのです。

○岡田委員長： センター長、別にないですか。今のでいいですか。

○溝上学校給食センター長： はい。

○児嶋委員： 了解しました。

- 池田委員： もう1点、水泳場のことだけど、決算書の214ページから215ページにかけてですが、これは当初予算で上がっていなかった分を補正で上げてきたものだと思うのですが、215ページの水泳場整備基金積立事業、積立金1万7,670円、これは何ですか。
- 嶋田課長： もともとこの水泳場を建設するに当たりまして、基金を認めていただいて、積み立てていまして、元年度の利子が1万7,670円。基金で持っている分の利子の分。
- 池田委員： そこで、この部分だけ、予算に反映をしていないのはなぜか。
- 岡田委員長： 答弁できますか。
- 大松理事： ちょっと調べます。申し訳ないです。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 大松理事： 当初予算のときに、積み立てた基金というのは、銀行預金で運用しているのですが、そこで発生する金利の額をもって予算計上してきたが、決算と予算の額が乖離している。預金金利を大きく見て……。申し訳ないです、ちょっと調べます……。今、申し上げさせていただいたように……。預金金利の部分を当初予算のときに見ていなかった。それが原因で当初予算に載っていないものが、決算の中で反映されているということでございました。申し訳ございません。
- 池田委員： ものすごくあっさり、見ていなかったと答えられましたが、これは予算で見るべきものではないのですか。
- 大松理事： 本来、基金を積み立てていきますので、毎年、積立で以降、翌年度からはそれに発生する利息を、ある程度算定して、予算として見るべきものでございました。申し訳ございません。
- 池田委員： 以後、気をつけていただきたいのと、前からも言っていますが、仕事ではなく、作業と言われても仕方がないような予算計上であったり、決算であったり、そういうところが見えるので、きちんとそういうところを改善してってください。結構です。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 中谷委員： 179ページの委託料の中学生の海外派遣研修業務委託料の約568万円。この主要施策のほうでは93ページなのですが、結構中学生には人気があるということで聞いているのです。このお金の内訳が16で割ると35万円ぐらいになって、個人負担の割合と、例えば16名の申込みにも、何人か殺到して抽選しているものかと、ふるさと応援寄付金も活用しているので、一般会計のほうの持ち出しをふるさと納税で何%ぐらい還元されているか、内訳も教えてください。
- 伊藤参事： まず、個人負担でございますけれども、実際は委員おっしゃるとおり三十何万必要です。個人負担につきましては10万円、保護者からいただいております。ただ、経済的に困っている家庭といたしますか、私どもでいう要保護、準要保護に該当するご家庭につきましては免除ということでございます。
- 16名ですけれども、応募が27名ございました。男子が11名、女子が16名という

ことで、男子が5名、女子が11名で派遣しております。

ふるさと納税ですけれども、これは全額充てさせていただいております。

○中谷委員： 27名から16名の限定というのは、どのような方法でされているのですか。

○田中係長： 一人一人面接をさせていただいております。

○中谷委員： ということは、担当課での判断で、最終は市長が認定するとか、そういう認定の手続になっているのですか。

○伊藤参事： 担当のほうで面接をさせていただいております。

先ほど、私、全額ふるさと納税と言いましたけど、個人負担の10万円を除いた分の残金、1人当たり二十何万、それをふるさと納税でということですよ。

○中谷委員： 了解です。今の面接が担当で、最終決定は教育長になるのか、市長になるのか、そこだけ教えてください。27名から16名に面接されるのでしょうか。それは担当でされる。あと16名に決まったよという最終の決定権というのが教育長にあるのか、市長にあるのか。

○伊藤参事： 教育委員会のほうでということ、最終は教育長ということになります。

○中谷委員： 了解しました。

もう1点、183ページの外国青年招致事業の2,027万4,000円の件で、これは主要施策で96ページにあるのですが、一応、対象になっている先生が4人ということで、対象学年が小学1年から中学3年で、年間授業数とか入っているのですが、例えば、4人で、どここの学校への配属とかでなしに、各学校を順番に行くとかいうのが、計画的にされていると思うのだけれども、例えば、小学校を順番に月・水・金としているとか、基本的な構想の決め事とかがあれば教えていただきたいのですが。

○伊藤参事： 4人ございますので、全部で11校ということで、各担当で、この方は保田小学校、保田中学校担当とか、そのように決めています。小学校3年生から週1回とか、例えば5年生、6年生は週2回とか、そのように授業も割りつけて配属になっております。

○中谷委員： A L Tの4名の方は、割り振りがあって、1日はどここの小学校とかであって、原則的にどこかの小学校へいつも勤務しているとかではなしに、派遣みたいに行かれているという考え方でいいのか。例えば、中学校に所属をしているのだけれども実際の派遣として行かれているとか、そういう基本的なことが決まっていたら教えてほしいのですが。

○伊藤参事： これは株式会社インタラック関西東海というところに委託しています。ただ、その内容につきましては、例えば、月曜日はこの学校というふうに決まっております。

○中谷委員： ということは、所属はなしで、勤務表みたいな感じで割り当てられるところへ説明してやるという実態で理解していいですか。

○伊藤参事： そのとおりです。

- 中谷委員： 了解です。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 浜口委員： 決算書の193ページ、公民館管理運営事業ということで3,870万円何がしの予算を計上されて、決算として出ているのだけれども、公民館というのは、成果報告書の100ページに載っておるように、地域のニーズに合わせた独自の自主事業を行う。また、地域づくり並びに人と人とのつながりに貢献しているということで、市内に8館の公民館があつて、大変重要な場所であると、私はそう認識しております。そこで、金額的なことは、私はとやかく言わないのだけれども、この公民館長さんというのは、どういう立場であるのか。というのは、今の田中さんの前、富山教育長のときに、公民館長さんというのはどういう立場かな、そしてまた任期がどうなっているのかなということを議会のほうから申入れをした。そうしたら教育長はきちっと報告しますと言いながら退職してしまって、今、公民館長さんの任期というのがあるのか、ないのか。その辺、教育委員会が認識しているのか、お聞きしたいと思います。
- 嶋田課長： 公民館長の立場、この元年度までは非常勤の特別職という扱いで、一応、内規で最長10年ということで、1年で人がよければ再任なのですが、10年ということの内規で決めております。
- 浜口委員： 地域の大事な活動の場であり、小中学生に対していろいろなことをやっている。成果表のところには自主事業とか、サークル活動とかやっておられるのだけれども、全く各館ともありきたり。一つも新しい試みというのを考えていない。確かに地域ごとに格差があるから、公民館ごとに自主的にやるのはいいのだけれど、公民館長だったら10年間というようなことで、もっと斬新的な公民館活動をするようになれば、新しい考えを入れないと、同じことの繰り返し。その辺、どう考えているのか。再任、再任、公民館長さんになったら10年間。今、8館の公民館長さんの出身は、市のOB、学校の先生的な人ばかりであるのかな。8館についての詳細をお聞きしたい。
- 田廣係長： 公民館長の人選につきましては自治会等へ相談をかけた上で、その推薦者の中から優先順位をつけていただいて、教育委員会で任命しています。あと、任期につきましては、令和2年度から会計年度任用職員となりましたので、他の市の会計年度任用職員と同じく1年ということで、更新につきましては、年度末の評価をして更新するという事となっております。それに伴いまして、10年という規定も内規の中では省かれているかと思えます。
- 浜口委員： 頼みにいったら受けてくれやすいから頼むのか、それとも内々で決めてしまうのか。自治会長さんだって、地域によっては1年交代とかというところもある。10年も15年も自治会長さんをしている地域というのは少ない。自治会長さんに相談するといったって、自治会長さんが1年しかしていないから、何にも分からないから、市のほうからどうしましょうかと言って、まあまあというふうなことで、地域の市のOBや、また学校の先生が退職したところを充ててしまうのだと思うけど、もっと公民館活動を活性化していこうと思え

ば、民間の人であれ、そしてまた議会出身の人であれ、様々な人を館長に置くべきだと思う。同じ釜の飯を食った人ばかり決めてしまうというものはいかなものかと。そのために前教育長の富山さんのときに、その議論があった。そのときはそのときで、我々議員の話に耳を傾けてくれて、そうしましょう、今後はそう考えますというような御返事をいただいたように思うのだけど、もう人が変わってしまうと、行政というのは、なし崩しになってしまう。今8館で、市のOBがどこどこについているのか教えてください。

○嶋田課長： 初島公民館長、港町公民館長、保田、宮原公民館。市のOBは4名でございます。

○浜口委員： あとの4件は学校の先生か。

○田廣係長： あとの4名につきましては、2名は一般企業の出身者です。1名は学校の校長先生であった方で、もう1名は一般の方というか、文化的な教養のある方と思っております。

○浜口委員： 世話のないことで済ませていくということをしなくて、やはり企業の人であれ、異質な人、別の世界の人というのをに入れていかないと、いつまでたっても各館とも同じことばかりで進展がない、進歩がないというのが現状だと思う。議会を辞めた人、議員を辞めた人で優秀な人もいる。この議会から優秀な人が議員を辞めてきているのに、市のこういったことに選ばれたことがない。びっくりするほどない。優秀な議員さんが辞めたのよ。何か市の外郭団体に入るかなと思っても、入った試しがない。一に市のOB、学校の先生。もっと間口を広げて、違った感覚の人、企業の人でもいい、そういうことを少し教育委員会のほうでも考えていただきたい。考えられないか、考えられるのか、お聞きしておきたい。

○谷輪次長： 御提言ありがとうございます。もちろん考えることは可能です。ただ、地域づくりに関わる職種でございますので、どうしても地元自治会の方々との連携というのは必要になってきます。ということで、今現状はそういったことで自治会長さんに御相談をして、いろいろ推薦をしていただいた上で就任していただいているという現状です。

以上です。

○浜口委員： それはそうだろう。港の人に、糸我の公民館長にどうよというのは地域性がないし、やはりその地域から選ぶ。ただ、言っているのは、企業の人とか、そういう人もあるのではないかと知っている。港の人が糸我の公民館に行くといったら地域性がないからやっていきにくい。こんなことは言っていない。そして10年というような、再任、再任。例えば、マンネリ化してこないかなど。いかにも10年間、公民館長さんになったら、もう10年だよ。再任というのがきれいな言葉であって、公民館長さんになったら、もう10年間、館長さんでいられる。市議会議員も選挙なしに10年間にしようか。本当に、もうちょっと5年サイクルぐらいに変わっていくということも考えないと、今、公民館で長い人というのは、年数はどのくらいやっているのか。

○田廣係長： 今、一番長い方で六、七年だと思います。近年は10年続けられる方が比較的少ないと記憶しております。私も5年目ですが、その間に、10年間続けて退任された方は2名であり、近ごろは二、三年で辞められるかたが増えてきております。

以上です。

○浜口委員： あまりくどくは言わないけれども、前の教育長さんのときは記憶に残っているのが、2年ぐらいで、一応、辞表を出してもらって、そしてまた新しい人を考えるかというような、サイクル的なことを考えていきますというようなお話であったように思う。しかし、今、聞いていると、再任、再任で10年。10年といたら世話ないわな。1回通ったら10年いくのだから。もう少し考え方を変えていかないと、同じ考えで物事が進んでいくと、あまり発展性がない。

この件についてはそういうことで結構だけど、あと1つだけ、委員長、聞いてみたい。決算とは関係ないのだけど、今度の有田郡市の教科書の改訂時期というのはいつか。5年に1回あるらしい。

○伊藤参事： 調べて後で連絡します。

○浜口委員： 今度の教科書の改訂の年度を報告してください。

以上で終わります。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○西口委員： 今、浜口さんが言った、公民館の云々だけど、やはり物の考え方を、公民館活動の重要性、そういう部分を十分加味して、先ほどからいろんな意見が出たけれども、その部分を重要として、頼んで、探してやっていただきたいと思います。その地域の核の、ほんまに地域のこうこうだといったら公民館よ。公民館館長、こういう見識を持って、こうこうと。今の人らはないとは言わないが、市のOBとかいろいろあるけど、重要性を本当に考えて任命してほしい。そうしないと、探すのに苦勞するからと、そういうことはないと思いますけれども、自治会へ頼んでいますよ、こうこうやと言うだけではなしに、それだけ頼んでおく。本当に、その地域の公民館活動って大事。元気よくできるというのが公民館活動だと思う。今、自治会とか云々というけれども、本当にそうだと思う。この間、一般質問をいたしました。郷土を愛し、何だかって言っていくと公民館活動ですよ。これだけ言っておきます。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○岡田委員長： それでは、休憩前に続きまして会議を再開いたします。

その前に、池田委員に対しての答弁が整ったということなので、お願いします。

○筋原主幹： すいません、回答を申し上げます。

先ほど、池田委員さんからの御質疑、小学校費の建物修繕費、予算額で35万円程度上がっているのはなぜか、ということですが、調べたところ箕島小学校の屋上防水、突然の雨漏りが発生しまして、それに対する修繕費です。

○岡田委員長： 池田委員、よろしいですか。

○池田委員： はい。

○成川委員： 念のため確認ですけども、215ページの先ほどもちょっと出た話ですけども、水泳場整備基金積立金1万7,670円、これの説明をもう一回してくれるかな。

○大松理事： 水泳場の整備基金の利子の関係の積立金の関係のところですか。基金につきましては、毎年、これは石油備蓄交付金の積立て、工事費に充当するために積み立ててきているものです。

予算を算定する際に、前の年まで積まれた分と、それから予算算定期にはまだその年に入ってくる利息分が新たに元本へ加わる額というのが未確定な状態で、翌年度のそれら元本に対する預金利息を、見当をつけまして、予算を組むわけなのですが、今回、当初予算の中でその利息分を積み立てる歳出側の予算を見ていなかったということになります。

当初にその分を計上していなかったということなのですが、1つは、最終年に当たりまして、取り崩す時期によっても利息が発生する発生しないというのがありますので、私が先ほども計上ということを見ていなかったという説明もさせていただいたのですが、その辺を確認しないとだめなのですが、最終年の取り崩す時期を当初という形で見ていた場合は予算として組まなかったという、そういうことも考えられるので。

○成川委員： 僕が聞いているのは物すごく単純な話なので、大松君が言っているのは、この年度で事業も終わるので、基金全額を元利とも取り崩して、そしてこれを充当するのが基本だという話ですけど、そんな話じゃない。

この1万7,670円、これ執行しているわけよ。さっき予算に何か設定していなかったとか、変なことを言わなかったか。

○大松理事： 当初予算で見えていなかった。

○成川委員： 見ていなかったのだろう。そうすれば、いつ予算を見たの。予算を設定していなかったら、これは執行できない。その説明が分からない。

○大松理事： 当初予算で見えていなかったの、金利が発生して、これを元本のほうに積み立てるために、その金額を流用させていただいて、予算を立てさせていただいて、積み立てたということなんです。

○成川委員： その流用はどこに上がっているのか。

○大松理事： 同一目内の事業の中で、流用させていただいております。

○成川委員： 目内流用。

○大松理事： はい。

○成川委員： 212ページに戻って、予算現額で見たときに1万8,000円というの

は、そういう事情ができたので、目内でどこかから流用して、積立金1万8,000円を設定したということだな。

○大松理事：　そうです。

○成川委員：　そういう説明をしてください。よろしいです。

○岡田委員長：　ほかに御質疑ございませんか。

○中谷委員：　181ページの使用料及び賃借料の3,157万8,051円、これは借地の分、毎年同じなのですけども、この内訳、箕中は以前から聞いているので知っているのだけど、それ以外のところの場所と金額、内訳のほうを教えてください。

○伊藤参事：　田鶴小学校が借地面積といたしまして約3,981平米、借地料が531万737円です。箕島小学校で総計955平米ということで127万4,272円、箕島中学校が1万6,950平米ということで2,260万7,782円、あと箕島高校、1,788平米で238万5,260円となっております。

○中谷委員：　ごめん、ちょっと箕小のデータをもう一遍教えてくれる。

○伊藤参事：　955平米、127万4,272円です。

○中谷委員：　了解です。

○岡田委員長：　ほかに御質疑ございませんか。

○宇野委員：　207ページ、上山君が先ほど尋ねていたのだけど、音響システムのところ、市民会館をお借りしたときに、音響システムのこれは、またシステム料として別に支払わなければならないのか。市民会館を借りたときの借り方はどのようなものなのか分からないけども、時間単価で借りるのか、その辺のところは分かりませんが、音響システムというものは、これも付帯したものになるのか、別料金で支払わなければいけないのか。

○岩田館長：　部屋代と別に音響システムの備品使用料という形になります。

○宇野委員：　ということは、これの操作をしてくれる職員さんがいるということですか。

○岩田館長：　職員の体制として、本館で操作をしている職員は置いておりません。操作方法は事前の下見のときに使用者の方に説明するという形を取っております。

○宇野委員：　僕が音響設備のああいいう機械をちょこちょこ昔触ったことがあるのやけども、1つのチャンネルだけでも幾つもボタンがあるし、そのたびに使ったら、もうばらばらになってしまっていると思うので、だから統一性というか、どのような格好になっていますか。来るたびにそこが違うと言われたら、おかしいと思うのでよ。

○岩田館長：　今の音響システムはコンピューター制御になっていまして、リセットすれば当初の状態に戻るというふうなことです。

○宇野委員：　リセットすれば元の状態に戻ると、そういうことですか。今は新型コロナでみんな控えているのだけども、カラオケの好きな人らも、早くそれが収まって、市民会館をお借りしての発表会をされるとか、そのような人がいっぱいいるので、そのときにまた別にPAを持ってきてしなくてはならないの

かとか、いろいろ悩んでいる人が多かったのですよ。そのときにシステムのいいのがあるのだから、これを使ったらどうか。私らはよう触らないという話で、今、岩田君が言ってくれたように、元に戻して、そこで自分らのほうでしなければならぬのだろうけども、そうしないとしかたがないのだな。くどいようなのですが、もう一遍。

○岩田館長： 事前の下見の段階で、係の者が操作の仕方を十分説明させてもらいますし、もしその方たちが操作の説明を受けても、難しいよということであれば、実績のある業者を紹介するという形も取っております。

○宇野委員： 了解。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委 員： なし。

○岡田委員長： ないようですので、10款に入る前に、7款の土木費の訂正があるということで、報告をいたしたいとの旨の申出をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

○脇村課長： すいません、10款に入らせていただく前に、少しお時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

先日の予算決算委員会の第7款土木費の中の浜口委員よりの質問で、住宅家賃の質問がありました。七森中層住宅の1か月分の家賃を4,400円と答弁させていただきましたが、月4,200円の誤りであったために、おわびをして訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○岡田委員長： 浜口さん、よろしいですね。

○浜口委員： はい。

それでは、10款に入ります。災害復旧費の説明をお願いします。

○山本課長： 歳出 第10款 災害復旧費全般の説明

○脇村課長： 歳出 第10款 災害復旧費の説明

○鎌田課長： 歳出 第10款 災害復旧費の説明

○若松課長： 歳出 第10款 災害復旧費の説明

○嶋田課長： 歳出 第10款 災害復旧費の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

○岡田委員長： 次に、第11款公債費、第12款予備費、実質収支に関する調書及び、財産の調書に関する説明を願います。

○山本課長： 歳出 第11款 公債費の説明
歳出 第12款 予備費の説明
実質収支に関する調書の説明
財産に関する調書の説明

○岡田委員長：説明は終わりました。次に質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○池田委員： 今、気づいたのでお聞きしますが、おそらく時期的なものもあるとは思いますが、予備費の39万7,000円を第9款 第1項 第3目に充てていますが、不用額で400万円近く出ていますが、これを見る限りですが、ここに充当する意味があったのかどうか、詳しく教えてください。

○伊藤参事： 中身につきましては、箕島中学校敷地で裁判になっております顧問弁護士への着手金でございまして、11月に実は着手金を払っておりますが、同じ目内で支払うということですが、11月にまだほかの予算等も確定ができなかったという状態もありました。そういう予想ができなかったので、今回、予備費より充当したということになっております。

○池田委員： 弁護士費用。

○伊藤参事： 箕島中学校敷地で裁判になっております、その二審の市の顧問弁護士への着手金でございまして。

○池田委員： その記載はありますか。

○伊藤参事： 181ページの1の学校施設管理事業の中の13の委託料の中の訴訟委託料の39万6,881円でございます。

○池田委員： では補正予算82万5,000円、これはいつ補正をしましたか。

○伊藤参事： 39万7,000円ですか。

○池田委員： 82万5,000円の補正です。

○大松理事： 恐れ入ります。9月補正です。

○池田委員： 9月に補正して、11月に訴訟費用として、このお金を使っているということですね。

○大松理事： 決算書の補正予算にある82万5,000円の補正の理由は、これは訴訟の着手金の補正ではなくて、当時、諸費の中で子ども・子育て支援業務に関するシステムの改修の委託料を補正で上げさせていただきました。

○池田委員： 予算額からすると、このお金を充当しなくても多分収まっていたと思いますが、何故これをわざわざ予備費から流用したのかということをお聞かせください。

○大松理事： 予算の目内の金額で不用額を見れば十分その中で賄えたのに、何故予備費から流用したのかという御質問だと思います。

基本、目内で我々は流用させていただくんですけども、不用額、これでいけばトータルで目で399万円ありますが、それぞれの節ごとで弁護士のための約40

万円強を流用するのが、年度末を見た場合に、その流用先が足りなくなるのではないかという心配もある場合は予備費を充当させていただくという、そういうこともあります。

今回は、年度末にどれだけ余るかというのを各節ごとで読み切れなかったので、予備費から充当させていただいたということになります。

○池田委員： わかりました。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○西口委員： 先ほど、222ページの財産に関する調書の中にある、絵画1点。この1点はどの絵画のことですか。

○山本課長： 財産に関するところの物品につきましては、1点100万円以上のものを掲載してございます。この絵画の1点につきましては、詳細が今手元にございませんで、すみません。

○西口委員： 絵画の値打ちは知りませんが、幾つもあるのに1点しかないのですね。100万円以上だけということ。いつ購入して、幾らでということは、また機会があれば聞きます。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○小西委員： 227ページ、貸付金のところでございますけど、住宅新築貸付金並びに宅地取得資金貸付金、もう長い年月が経過していますが、償還する人の数と、金額がこういうことでございますので、状況などを教えてください。

○嘉藤係長： 住宅新築資金等の貸付金につきまして御説明させていただきます。対象者は12名となります。令和元年度の未収金の合計は5,043万5,925円となります。

○小西委員： 払った人と払わない人が、長期間の間に出てきているということでございます。遺産相続であるとか、借主の死亡であるとか、状況の変化があると思いますので、そこら辺は訴訟1件については聞ききましたが、どういう対処を今後するのか、お答えください。

○脇村課長： 現在、今お答えしましたように、12名の方がまだ返済が残っている状態でございます。今まで、過去、何十人、何百人という方が貸付金をお借りしていただいたんですが、今言われたように、亡くなられた方であったり、その後、相続放棄された方とかいろいろで、不納欠損というふうな扱いで、あと必ず全額償還していただいている方等々で、今現在の5,000万何がしのお金が残っているということになっておりまして、今現在12名の方が、わずかではございますが、金額的に多い方もおられますが、まだ返済中ということで12名の方が残っております。

それ以外の方につきましては、抵当に入ったものについては競売物件として競売にかけさせていただいておりますし、全く不納である方につきましても不納欠損という形で処理させていただいております。

○小西委員： 分かりました。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

- 宇野委員：220ページ、財産に関する調書で、先ほどの説明では、公営住宅の116平米減っていますが、これは撤去していないと伺っています。間違っていたらごめんね。建物を撤去した後には土地が残ります。その土地はどこへ反映されていますか。
- 嘉藤係長：木造の市営住宅のみを解体したものでございまして、土地はそのまま住宅団地として使用しておりますので、増減等はございません。
- 岡田委員長：ほかに御質疑ございませんか。
- 中西委員：227ページの基金ですが、下段の森林環境譲与税活用基金積立の目的を具体的に教えていただけないでしょうか。
- 河野部長：森林が水源を守るということで、涵養するための森林を守ってこうという基金に対して交付される基金を積み立てるということです。森林を守るための基金でございまして。
- 中西委員：もう一度、お願いします。
- 河野部長：森林が水を美しくするとか、そういう水源涵養のそういう役目を担うこと、水を美しくするという役目などを果たしているのです、森林を大事にしましょうというために交付される基金を積み立てたものでございまして。
- 中西委員：ずっと毎年これを捻出するお金という、国から来たのをそこにためていくというのではなく別枠に持っていくとか、それはどうですか。
- 河野部長：現在のところ、使用する目的がないので基金を積み立てておりますけれども、公共施設とか、そういう場合に木材を使用するとか、そういう目的があれば、この基金を利用するために取り崩すことも可能です。今は基金をつんでいる状態でございます。
- 中西委員：分かりました。ありがとうございます。
- 岡田委員長：ほかに御質疑ございませんか。
- 児嶋委員：222ページから226ページの物品の、これは資産になると思いますが、総合計といたらどれぐらいですか。
- 山本課長：様式では合計をしてございませぬので申し訳ございませぬが、1つ全て100万円以上ということで掲載をしてございます。
- 児嶋委員：単純に100万円か150万円か分かりませんが、品物の数を数えたら大体ここへ資産の数字が出てくるのかなと思って。
- 岡田委員長：一応100万円以上の単価があるということで、そこまで今分からない状態ですね。分かり次第、児嶋委員までお願いします。
- 西口委員：今のついでに、100万円以上を載せているということなので、トラクターとか細かく載っていますが、全て動きますか。
- 山本課長：購入時点の取得額が100万円以上のものでございまして、ここへ掲載しているものは今使用しているものでございます。
- 西口委員：全て動く。間違いはないな。
- 山本課長：使用中のものでございます。
- 岡田委員長：ほかに御質疑ございませんか。

○委員：なし。

○岡田委員長：ないようですので、以上で歳出の関係部分の審議、審査は終わりました。

質疑終了 採決 (認定)

休憩 午後1時50分

再開 午後2時10分

○岡田委員長：決算第2号、令和元年度有田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての説明をお願いします。

○桃井課長：決算第2号、令和元年度有田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての説明

○岡田委員長：説明は終わりました。次に質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○池田委員：246ページの第2款 第1項へ合計で3,500万円を流用していますが、当初予算で見えていなかったのですか。もう一度詳しい説明をお願いします。

○桃井課長：この一般被保険者の療養給付事業といいますのが、国民健康保険に加入されている方が使った医療費を国保連合会に納める事業になります。今年度、当初予定しておりました①予算以上の給付が必要となり、不足しました。それで最終に流用させていただき、納付したということになります。

○池田委員：毎年、増えたり減ったりもあると思いますが、ここは査定するのが難しいところですか。

○桃井課長：毎年の大体の予測は立てながら予算を計上しておるんですけども、その年によりまして、やはり医療費の増減というのもございますので、難しいといえれば難しいところになると考えております。

○池田委員：それと、この出産のところで不用額がでていますが、努力してどうこうなるものではないと思いますが、予算に対してこの金額、頑張ってお産してねという意味もあると思いますが、この辺どうですか。

○桃井課長：昨年度の出産に対し給付した実績は26名となっております。年度によりまして、出産する人数というのは変わってきます。委員御指摘のとおり、やはりこの辺も精査しながら不用額をあまり出さないような予算立てを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○岡田委員長：ほかに御質疑ございませんか。

- 浜口委員： 決算書の250ページ、第5款 保健事業費、説明いただいたのには、脳ドックで予算額よりさらに低い1,200万円ほど少ない80.3%何がしという説明、これは脳ドックを使用した人数が減ったということだと思いますが、この原因は分かっていますか。
- 桃井課長： 脳ドックに関しましては、現在、毎年受けられるようになっております。課内でも検討はしましたが、お医者さんに行ったときに、脳ドック自体が毎年受けなくても大丈夫だよというような説明もされるようです。それも一つの要因かと思いますが、脳ドック、人間ドックに関しましては、これまでどおりしっかりと皆さんに周知はしていると考えておりますが、この年度におきましては、かなり人数が少なかったというのが現状でございます。
- 浜口委員： これの中身というのはどういう具合かな。自己負担分もあると思う。その内容はどのような内容になっていますか。
- 桃井課長： 脳ドックを受けていただける医療機関というのは5つございます。その医療機関によりまして総額も違ってくれば検査内容も違ってきます。自己負担額も多いところで、日赤和歌山で2万5,500円。一番少ない負担額で、8,140円の健診センターキタデとなっております。
- 浜口委員： 今、高いところ、マックス2万5,500円という金額と、安いところは8,140円という説明受けましたが、これ、市のほうのドックに行かないで、自分で健康保険証を持って行って頭痛いよと言って診てもらったら、もっと安い金額で8,000円かからない金額で診てくれるんだって。あえて有田市のこの施策に乗らないで、自分で健康保険証を持っていくというから、脳ドックで市のほうから健康にという思いやりでやってくれているやつが、個人とすれば市よりか自分で保険証を持って頭痛いよと言って医者に行けば、かなり安い金額でやってくれるらしいんよ。
- それで、市の恩恵を受けなくても行けるとというのが一般の方の考え方。それでこれだけの予算を見てくれているのに、不用額として残ってくるというのがその原因よ。そのとおりかな。
- 桃井課長： 脳ドック、人間ドックを受診してくださいと、勧奨している立場としましては、やはりドックというのは、隠れている病気を見つけ出す。医療費というのは、何か悪いところがあって病院に行っていただくというところがございますので、その辺きっちり皆様と説明をさせていただくのはもちろんのこと、やはり隠れている病気を早期に発見する、重症化を防ぐということで、人間ドック、脳ドック、そして特定健診などの健診を有効に活用していただきたいというのはこちらの思いでございます。
- 浜口委員： この成果報告書の117ページ、この保健事業のところで人間ドックやら97.3パーセント。しかし脳ドックになると65パーセント何がしにどかんと下がる。この原因が何かというたら、今言わせていただいたことが大きな原因になっている。それでこの点、市からの案内で行くよりか、自分の保険証を使っていくほうが安いと。この現象が起こっているのです、今この数字に表れてい

るように65パーセント何がしにしかいかないのよ。何かこれは是正する方法ないんかな。

- 桃井課長**： 確かに医療費ということでしたら、病院での負担は3割ということになります。是正ということでありましたら、ドックはいろんなところをしっかりと見ていただけますよというような周知も更に、やっていかないといけないと思いますので、その辺はしっかりと脳ドックと病院に普通にかかるというところの違いを皆さんに分かっていただくような周知をしたいと思います。
- 浜口委員**： しっかりと市が市民に対するサービスであるので、しかし、市から受けるサービスよりか自分の保険を使って行くほうが安くつくということで、自分が保険証を持って行って少し頭痛いよと言えば、診察受けるということで済ましていくという人はかなりあるので、それがこのパーセントに出ているように65パーセントという結果であるので、その点十分精査してやっていただきたいと思います。
- 岡田委員長**： ほかに御質疑ございませんか。
- 小西委員**： 成果報告の114ページ、国保税税収収納状況、ここに現年度課税分と滞納繰越分というのが書かれております。現年課税分で徴収が94.88パーセント、滞納繰越分で21.7パーセント、今回聞きたいのは滞納繰越しをされた方に対する保険証交付はどうなっていますか。
- 桃井課長**： 滞納されている方に関しましては、やはりお話しする機会を持つために、短期証の交付をしております。
- 小西委員**： 短期証の交付といえ、なかなか病院に行ってなかなか出しにくいということもございます。そういう点でいつも受診抑制につながるということで、今、こんな新型コロナの時代ですから、受診をためらわない、そのためには健康保険証を出すというのも一つの方法でございます。そういう点では、ぜひ柔軟な姿勢を持ってほしいという気がします。これは要望です。
それから、特定健診、なかなか特定健診を受けてくれないというそういう事態に見舞われているというふうに思います。無料券を配っても受診率が25パーセントあるかなしかという場合もたくさんございます。こういうのはやはり平均寿命が100歳時代になってきますと、積極的な対応がこれから必要になってくると思います。
市の担当課から個人宅に電話をして受けてくださいよという非常に積極的な意識づけとこう書いておりますけれども、やはり病気を発見されるのが怖いというのがあります。それから新型コロナがありますから、そういう病院という集団の中に入りたくないという心理も働くように思いますので、電話でどのように、前に進ませる方法をお考えなのか、お願いしたいと思います。
- 桃井課長**： まず、令和元年度の特定健診の受診率ですけれども、36.3パーセントでございます。担当課としましては、いろんな施策を通じて受診率向上を考えております。その一つとして、その方の受診特性に応じた勧奨文書を送るというような施策もやっておりますし、先ほど、小西委員が言われたような形で受

診してくださいというような電話勧奨もどんどんやっております。

現状、コロナ禍で病院に行くのもためらわれているという方もいらっしゃいますが、こういう健診は大切なものだよということで、今後もしっかりと周知しながら、やはり重くならない前に病気を見つける、これが健診であるというようなことを考えておりますので、今後もしっかりと周知していきたいと思っております。

○小西委員：特にこれから、貧困、格差、受診抑制、3つそろって、重篤な患者さんが多く出ると大変な事態になると思います。事前に防止するという意味でも、今の施策を充実させてほしいなということをお願いします。

以上です。

○岡田委員長：ほかに御質疑ございませんか。

○西口委員：この予算については、国保運営協議会で国保の予算を審議する。職員だけではないですね。そういうことであるので、小西委員が今おっしゃったことはもっともなことですが、片一方には経営という部分が入ってくるのを頭に入れて頑張ってもらいたいと思います。

なかなか言いにくいところもありますが、窓口などでいろんなことあれば、なかなかあなた方も仕事するのはえらいと思います。しかしながらその部分もあるということも頭に入れてしないと、また別の見方をしてこうこう、今は繰越してきているけども、いろんな要因が起こって予算に対してマイナスが起こったときにかつんと西口にいかれるど。気をつけておけよ。ということで頑張ってもらいたいと思います。

○岡田委員長：ほかに御質疑ございませんか。

○委員：なし。

質疑終了 採決 (認定)

○岡田委員長：次に、決算第6号の説明をお願いします。

○桃井課長：決算第6号、令和元年度有田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定を求めることについての説明

○岡田委員長：説明は終わりました。

質疑を認めます。御質疑ございませんか。

○委員：なし。

質疑なし 採決 (認定)

○岡田委員長：次に、決算第5号の説明をお願いします。

○若松課長：決算第5号、令和元年度有田市介護保険特別会計歳入歳出
決算の認定を求めることについての説明

○岡田委員長：説明は終わりました。

質疑を認めます。御質疑ございませんか。

○池田委員：全体的な話になりますが、結構大きな不用額が出ていると思います。対、人なので難しいとは思いますが、もう少し予算もそうですが、金額を近いもので算出できないもののでしょうか。

○若松課長：基本的には前年度実績を参考にして予算を組んでいますが、どうしても個人の状況が変わったり、施設の利用が減って在宅が増えたりとか、その辺がどうしても変わってきてしまうというところがありまして、努力はしていますが、なかなか難しい面があります。

昨年度、課内で分析をした結果で申しますと、一つに、住宅改修の事業があり、これが例年に比べてかなり増えております。それが夏場に集中していました。これは恐らく、消費税の増税が10月に控えていたので、それによる駆け込み需要があったのではないかと。今年はそこまで伸びていないということで、やはりそういう傾向もあったのかなと。ですので、その年によってやはり事情がいろいろ変わってくるというところがありまして、努力はしていますが、なかなか難しく不用額が大きくなっております。

大きな不用額が出ている事には、大変申し訳ないと思っています。

○池田委員：結構です。

○岡田委員長：ほかに御質疑ございませんか。

○委員：なし。

質疑終了 採 決 (認 定)

○岡田委員長：次に、決算第3号の説明をお願いします。

○御前課長：決算第3号、令和元年度有田市初島財産区特別会計歳入歳出
決算の認定を求めることについての説明

- 岡田委員長： 説明は終わりました。
質疑を認めます。御質疑ございませんか。
- 池田委員： 財産区の管理委員の報酬額について、予算では10万5,000円で、決算では3万3,000円となっていますが。
- 御前課長： 報酬につきましては、1回につき3,000円ということで、当初4回の会を予定していましたが、2回になりましたので、金額の変更があったものでございます。
- 池田委員： 委託料、これ予算額とぴったりですね。
- 御前課長： 予算でできる範囲での伐採を依頼しておりますので、余りなしというところで使わせていただいております。
- 池田委員： 結構です。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 委 員： なし。

質疑終了 採 決 (認 定)

休憩 午後3時5分

再開 午後3時15分

- 岡田委員長： 次に、決算第4号の説明をお願いします。

**○鎌田課長： 決算第4号、令和元年度有田市漁業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算の認定を求めることについての説明**

- 岡田委員長： 説明は終わりました。
質疑を認めます。御質疑ございませんか。
- 中西委員： 今後のことも踏まえて、決算書279ページ漁業集落排水処理施設維持管理業務委託料で約640万円。これをすることで修繕費に国からの補助金がつくので、このように委託されていると聞いておりますが、それでよろしかったですか。
- 鎌田課長： この事業を始めたころから業務委託をしておりますが、中西委員は前年度行いました事業計画に則ってこういうことを始めたのかと言われたかと思いますが、これまでも行っている業務委託です。
- 中西委員： 国が修繕については全額補助するということについて、今年度はそのようになっているかどうかは分かりませんが、計画書を作成するための委託業務ではないということですね。
- 鎌田課長： そのとおりでございます。
- 中西委員： その申請については、国の補助をいただくために計画通りに進んでいますか。

- 鎌田課長： 機能保全計画の策定については、今年度事業で実施しておりまして、計画通りに進めています。
- 中西委員： 来年度の決算に反映されるということですか。
- 鎌田課長： はい。
- 中西委員： 了解しました。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 西口委員： 管理業務を約640万円で委託して、電気設備保守点検については約12万円で委託している。この不用額約130万円はこの委託料の請負差額で生じたものですか。電気料か、それとも修繕費ですか。
- 鎌田課長： 電気料ですが、矢櫃地区で42万5,642円と逢井地区で12万4,198円が不用となったものです。修繕料は逢井地区で59万5,120円が不用となったものです。
- 西口委員： 例えば、修繕料の予算額は。
- 鎌田課長： 修繕料の予算額は全体で2,822,000円。逢井地区で59万5,120円が不用となっています。
- 西口委員： 電気料は。
- 鎌田課長： 電気料の予算額は、逢井地区で192万円、矢櫃地区で120万円。不用額は逢井地区で12万4,198円、矢櫃地区で42万5,642円です。
- 西口委員： 合計は。
- 鎌田課長： 両施設合計して予算額は312万円。不用額の合計は54万9,840円です。
- 西口委員： ここに不用額・・・もういいです。混乱してきたので、また勉強します。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 成川委員： 成果報告書118ページの元金償還事業。残高が令和元年度末で4億6,800万円。年間償還が約3,000万円。償還が終わるのはいつですか。
- 鎌田課長： 令和19年3月に終了する予定で、あと17年あります。
- 成川委員： 117ページに矢櫃と逢井の現況が記載されていますが、この区域内人口を見ると、年間に矢櫃で13人、逢井で5人、計18人減少しています。出入りがあり、いろんな施策をしているので、これから人口が増えるかもしれませんが、これを見ると約20人減少している。これから先の増減の幅は分からない。両方の地区を合わせて、今の人口は300人です。今後15年で年間20人ずつ減少すれば、誰もいなくなってしまう。こうなることはありませんが。償還はあと17年で毎年3,000万円ずつ払っていく。あってはならないことですが、対象の人口が減少して・・・これは約束をして始めた事業なので、継続しなければなりません。ですが、例えば、不幸にも人口が極端に減少して、そこに何千万も予算を使うことはまずあり得ない。10年、20年はすぐに経過してしまうと思う。なので的確に検証して、地元との約束もありますが、この事業は終わるか、新しい事業に転換するか、何らかのことを考えないと、今のままで維持していくには当然無理が来ると思うので、その辺りを十分、様々な角度から考えて検討していただきたい。

- 岡田委員長：ほかに御質疑ございませんか。
- 浜口委員：決算書278ページ公債費で約3,900万円ありますが、実際元金として払わないといけない金額を計算すると約2,900万円。しかし280ページにあるように利子が約900万円ある。この利率は何パーセントですか。
- 鎌田課長：成果報告書の9ページ。一番高い利率で2.2パーセントです。
- 浜口委員：今後17年払っていく中で、単年度で約900万円。均等に払っていくと仮定して、約1億5,000万円必要になる。例えば、今、有田市にはふるさと納税のお金が入ってきています。それを使って一括償還はできませんか。
- 大松理事：以前からご指摘を度々いただいております、金利を考えると、余裕資金があれば、先に償還して、支払利息を少しでも減らすという方法はとれないのかというご指摘かと思えます。実は、これは地方公共団体金融機構等から融資を受けて借りております、一括償還をする際には、金利を全額払わなくてもいい代わりに、それに見合う保証金を払わなければなりません。以前、国の制度で保証金免除繰上げ償還という制度を、平成19年から平成24年まで設けて、金利下降局面において、各地方公共団体の財政を維持させるために、速やかに、返還をさせて補助金はいらぬという制度がありましたが、その制度も金利5パーセント以上の貸付に対し適用されるということで、有田市の場合では病院事業等のところでこの制度をうまく利用して補助金を免除してもらった中で繰上げ償還をした経緯はあります。今はその制度はありません。一括で償還する場合は、保証金が必要となりますので、金利を削減するメリットはないという状況になります。
- 浜口委員：そういうことですか。この両地区の人口は減少するばかりで、この漁排については先に明るさがない。しかし、環境的な問題があって作ったのだと思えますが、今となっては大きな遺産よ。負の遺産よ。それだけに一括払いをすれば、かなりの得策だと思ったので、聞かせてもらいました。一括償還できる制度はもうないということですね。
- 大松理事：今申し上げました保証金を免除される制度はないということで、それでも一括償還を選択するということが検討するのであれば、十分検討の余地はあると思えます。元々の政策で作ったものでお金の色はありませんが、どの財源を一括償還に充当するのが適切であるかを十分検討した上でということになるのかと思えます。
- 岡田委員長：ほかに御質疑ございませんか。
- 成川委員：今の話で元金約3,000万円、利子約1,000万円で元金の約3分の1が利子の支払いとなる。元利は均等ですか。
- 大松理事：元利は均等です。
- 成川委員：元利均等で支払っていますが、元々が4億円以上のものなので、このようなかたちになると。表面上は元金の3,000万円を支払うのに1,000万円の利子を支払う。元利償還ときちんと説明をすれば分かる話ですが、大きな話であるので、市の負担を可能な限り少なくしてこの事業を進めて、最終的にこれは終わ

ると思う。十分検討してください。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (認 定)

○岡田委員長： 次に、決算第7号の説明を願います。

○北野課長： 決算第7号、令和元年度有田市上水道事業会計剰余金の処分
及び決算の認定を求めることについての説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。

質疑を認めます。御質疑ございませんか。

○中西委員： 一般会計の第4款衛生費から耐震工事で繰り出しをされているかと思いましたが、それはどこに入っているのですか。

○北野課長： 決算書2ページ。(2)資本的収入及び支出の中の収入の欄で第2項 出資金2,895万円が該当する金額です。

○中西委員： 収入のところの出資金2,895万円ということで、分かりました。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか

○池田委員： 決算に関係ありませんが、何年か前に値上げをしたと思いますが、幾ら上がりましたか。

○北野課長： 22パーセントの値上げです。

○池田委員： 当時はそんなに上がらないという雰囲気だったと思いますが、かなり上がった感覚があります。22パーセントということで間違いはないと思いますが、これから人口が減少してくる中で、水道料金の値上げを視野に入れていくと思いますが、有田市の良いところの一つに水道代が安いというところを考えると、人口減少に伴い料金の値上げをしていくということはしないで、別の方法を考えていただいて、値上げは可能な限り控えていっていただきたいと思いますが、今後の考えを聞かしてください。

○北野課長： 確かに給水収益自体は確実に年々下がっています。それと現在、径200以上の基幹管路の大規模な更新を行っていますが、それを先程の出資金あるいは交付金事業、その辺りを活用してしていき、あと支出の方ですが、費用は可能な限り抑えながら安易に値上げとに頼らないよう慎重に考えながら進めていきたいと思っています。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (認 定)

○岡田委員長：次に決算第8号の説明を願います。

○石井課長：決算第8号、令和元年度有田市立病院事業会計決算の認定を
求めることについての説明

○岡田委員長：説明は終わりました。

質疑を認めます。御質疑ございませんか。

○小西委員：コロナ禍で患者が減少し、受診件数も減少している状況で、コロナウイルス感染症のおかげで予測できた売り上げと、マイナス分で約2,200万円程度と私の知識でそう捉えましたがそれでいいですか。コロナの影響力を教えてください。

○神保事務長：令和元年度決算においては、コロナの影響というのは2月に有田圏域で発生してからということで、外来患者数は2割以上の減少となりました。本決算において、コロナの影響で収益が増加したということはないと思います。

○小西委員：慰労金が支給されるということで補正予算に計上されていました。感染症指定病院というのは、職員に対するプレッシャーが凄くあると思います。常に緊張感があるということで、有田市の慰労金は一人当たり20万円。この効果はどれ程のものですか。

○神保事務長：今回、国の特別な慰労金については、それぞれの職員の感覚というのは、感染症に命を賭けて向き合っている、お金には代えられないという使命感というところで頑張っている職員もいますし、ただ、一人当たり20万円の慰労金をいただけるということで、職員のモチベーションに多少なりとも影響があると思います。そこで働いているということで、国、県等から高く評価をいただいているのかと思います。

○小西委員：有田圏域になくってはならない病院としての使命を遂行する。このことをよろしく願います。

○岡田委員長：ほかに御質疑ございませんか。

○中西委員：一般会計から約4億6,700万円を繰り出して、その約1億1,400万円については(2)資本的収入及び支出の中の収入の欄で第2項 出資金にありますが、それ以外の分はどこに記載されていますか。

○石井課長：21、22ページをご覧ください。病院事業収益 医業収益の一般会計負担金で1億201万円。こちらが救急医療分で計上しています。下の医業外収益 一般会計負担金で1億5,980万円。こちらは、企業債利息分で1,732万5,000円、高度医療分で4,471万4,000円、不採算診療科目分で9,776万1,000円を合わせた金額です。またその下の一般会計補助金9,088万1,000円。こちらは、研究研修分で

2,478万7,000円、共済基礎年金分3,666万7,000円、共済追加費用分656万1,000円、児童手当分1,089万円、院内保育分1,039万7,000円、医師確保分157万9,000円以上の合計が出資金以外の金額となります。

- 中西委員： それを合計すると4億6,773万5,000円ということですね。分かりました。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 成川委員： 東病棟は平成4年か5年に建設されて、まだ30年経過していない。耐震もクリアしている。病院は増改築を繰り返して非効率なレイアウトになっているということですが。一つの考え方として、これからはコンパクトで使いやすい病院にしないといけない。また、誰もが安心・安全に通院・入院できる病院にしないといけない。そういうところからすると、あそこで世話になったという愛着があると思う。いまある継ぎ足しの病院施設のレイアウトをうまく変更して、あの場所で全体的にリニューアルする考えはありませんか。
- 神保事務長： 増改築を繰り返して、かなり非効率な建物だと思います。東病棟については平成6年9月に増改築が完成しまだ30年経過していません。しかし内部の構造が非効率で、雨漏りもひどく修繕するには多額の費用がかかる。かなり高額な投資をしないと修繕できない防火設備や空調設備等もありますので、リニューアルしてというのは、私自身は効果的ではないと思います。
- 成川委員： 新しい病院の建設にはいろんな選択肢がある。一番合理的で、一番うまくいく方法でと考えてくれています。我々は中身のことは分かりませんが、それがありきで、進めるというよりも、様々な角度で、もしかすれば新しい考え方で、東病棟中心にうまくリニューアルするという考え方もあるかも。民間病院であれば、使い勝手が悪いから新しく建てるということはしないと思う。最終的に建て替えになっても構いませんが、様々な角度で検討して、いかに合理的に次のステージに行くかを考えていただきたい。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 池田委員： 先ほど、不採算の診療科目約9,800万円ということでありましたが、採算が取れている科目はありますか。
- 神保事務長： 本来は採算をとっていかなければならないというところは大前提だと思います。救急も受け入れをして、入院となれば不採算ではありませんが、救急を受け入れるにはそれなりの体制を組まなければならない。その体制を組むのために必要な費用も大きいですし、産婦人科に関しては、分娩数を200件、300件とすれば黒字になるかもしれませんが、50件、100件の今の分娩では人件費あたりが大きいというところがあります。小児科もそうです。あとは災害にばかり、感染症にばかりというところで公立病院の使命のところは採算が取れているところもあります。そこでカバーできればいいのですが、できないというところで、繰入れに頼っているというところがあります。
- 池田委員： 経営状況を見ると、残念ながら有田市はすべて不採算。仕方ないと思いますが、予算に対しての決算という観点から言えばですが、我々の立場から

すると「駄目です。」と言うしかありません。様々な事情があつて、なかなかそのようにいかないのも理解できますが、独立採算というところでいくと、きちんと収入をもって充てる。できないからこのような結果になっていると思います。

この一般会計負担金、補助金で約4億6,000円。現在の経営からすれば、今度の繰入金はいくら程度になりますか。

○**神保事務長**： 令和2年度の予算ベースでは約4億5,000円です。産婦人科の分娩が休止となり、産婦人科の医師がいないので繰入れが減ったりというところもあります。

○**池田委員**： 今は何を言ってもなかなか改善のしようがないとは思いますが、このような予算をよく計上してきたと言われるとは思いますが、できることなら予算できちんと計上して、それに見合う決算の数字であるほうがいいのかとも思うので、予算で思い切って出しましょうよ。

○**岡田委員長**： ほかに御質疑ございませんか。

○**西口委員**： 過去5年ほどはずっと赤字なので、今の予算の組み方ではマイナス予算を計上するしかない。それは改革すべきということで改革プランよ。県が示した医療構想が議論されて、病床数を確定してそれを含めて予算を組まない。今のままでは間違いなくマイナス予算になる。何にも言われぬようにしようと思えば、「初めから赤字になります。」と言うしかないよ。

○**岡田委員長**： ほかに御質疑ございませんか。

○**浜口委員**： 全国的に公立病院はあまり成績が良くないと言われている。甘える気持ちは持たないでほしい。もう一点、済生会有田病院は、10年後に建て替えるで計画を立てて3年ほど前から積み立てている。有田市立病院は今傾きかけているのに、建て替え云々と。その前にまず改革プラン、そして決算にある大きな金額についてももう少し節約できないのか、また事務方の人数は多くないかなど、そういったことでやはり歳出を抑えることも考えて、また院長先生は院長の立場にありながら診察に一生懸命。院長が他の診療科目の先生方のガバナンスを持たないといけない。その院長先生が診察に一生懸命になってしまっている。あなた方がどんなに頑張っても、医師に対して意見を言っても十分反映されないと思う。しかし、院長先生は市立病院の統括責任者なので、どの診療科の先生に対しても言える。院長先生は院長としての扱いをしないといけない。

今市立病院は、悪い方向に回っている。市民に対して市立病院はこれだけの赤字を出している。これでもいいですかと市民に聞くと、あるものを無くそうとすれば、無くすなという。現状赤字でどうにもならないと市民に問うた場合、何パーセントの人がそれでもいいというのか、それほどまでの赤字があるのなら考えさせてもらうという人もいるかもしれない。まだ今は市民に問うていないからね。何でも市立病院を残さないといけないという固定観念をあまり持たない方がいいと思う。市民は赤字であることを知らない。ただ市立病院をなくせばどうかと言えば反対する。議会が厳しいことを言うのは市立病院を残そうという気持ちで言っているということをよく考えておいてください。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (認 定)

閉 会 午後 4 時45分

有田市議会委員会条例第30条第 1 項の規定によりここに署名する。

予算決算委員会委員長 岡田 行弘